

令和 7 年 2 月 定例教育委員会

第 3 別館 2 階会議室

議事日程 (令和 7 年 3 月 3 日 午前 9 時 30 分)

日程 番号	議事		
1	1 月教育委員会会議録の承認		
2	会議録署名委員の指名		
3	教育長報告		
4	議題		
	(1)	議案第 6 号	令和 6 年度教育費補正予算に係る意見聴取について
		議案第 7 号	令和 7 年度教育費予算に係る意見聴取について
		議案第 8 号	今治市行政組織条例等の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について
		議案第 9 号	今治市基金条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について
		議案第 10 号	今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について
		議案第 11 号	伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の変更に係る意見聴取について
		議案第 12 号	今治市公民館運営審議会委員の委嘱について
	(2)	その他 1	寄附採納報告について
		その他 2	今治市子ども読書活動推進計画の指標の報告について

2月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

2月 3日 (月)	少年式
2月 4日 (火)	教頭会
2月 5日 (水)	ものづくり体験講座発表会 (大島中)
2月 6日 (木)	劇団四季ミュージカル「ガンバの大冒険」公演
2月 7日 (金)	研修主任会
2月12日 (水)	生徒指導主事会
2月16日 (日)	菊間小学校創立 150 周年記念式典
2月19日 (水)	学校給食運営審議会
2月20日 (木)	今治市・上島町教育研究所合同研究発表会
2月23日 (日)	立花カルチャー文化祭
2月26日 (水)	今治市放課後子どもプラン運営委員会
2月27日 (木)	ふるさとキャリア教育発表大会 第4回通学区域調整審議会、今治市スポーツ功労賞等表彰式
2月28日 (金)	今治市児童生徒顕彰表彰式
3月 1日 (土)	県立高等学校卒業式、地区文化祭 (日高)
3月 2日 (日)	「俳句キッズわくわくコンテスト」表彰式 地区文化祭 (日高、波止浜、富田、近見、日吉)
3月 3日 (月)	2月定例教育委員会

2 予定

3月 6日 (木)	今治市議会定例会 (本会議)
3月 6日 (木)	県立高等学校一般入試
～7日 (金)	
3月 8日 (土)	自然科学教室 (学習発表会)
3月 9日 (日)	今治市消防出初式
3月10日 (月)	臨時教育委員会
3月12日 (水)	今治市議会質疑・一般質問 (～3月14日)
3月15日 (土)	今治市少年少女発明クラブ開講式及び表彰式
3月17日 (月)	今治市公立中学校卒業式 J F Aアカデミー今治6期生卒校式
3月21日 (金)	今治市議会定例会 (教育厚生委員会)
3月24日 (月)	今治市公立小学校卒業式 3月定例教育委員会

資料 1

第2回教育委員会議案第6号

令和6年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和6年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和7年3月3日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

令和6年度今治市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度今治市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,127,197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,810,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳永繁樹

令和6年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	8,054,176
今回補正額	141,720
計	8,195,896

歲入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
9 図書館費	4,557	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
10 体育施設費	7,163	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
1 一般寄附	150,000	一般寄附金(企業版ふるさと納税)	138,000
		一般寄附金(ふるさと納税・スポーツ版)	12,000
2 小学校管理債	54,800	小学校施設整備債	△ 137,700
		小学校施設整備債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)	192,500
3 中学校管理債	29,900	中学校施設整備債	△ 84,000
		中学校施設整備債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)	113,900
6 社会教育施設債	8,000	玉川近代美術館整備債(脱炭素化推進事業債)	4,500
		大三島美術館整備債(脱炭素化推進事業債)	3,500
7 体育施設債	1,300	体育施設整備債(過疎対策事業債)	

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	8,054,176	141,720	8,195,896	141,720	0
4 社会教育費	1,970,957	4,557	1,975,514	4,557	0
6 図書館費	261,593	4,557	266,150	4,557	0
				(内訳) 国庫支出金 4,557	
5 保健体育費	2,050,540	137,163	2,187,703	137,163	0
1 保健体育総務費	241,773	130,000	371,773	130,000	0
				(内訳) 寄附金 130,000	
2 体育施設費	575,438	7,163	582,601	7,163	0
				(内訳) 国庫支出金 7,163	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	4,557	補助金 指定管理施設燃料費等高騰対応事業費	図書館管理運営費 4,557
24 積立金	130,000	スポーツ振興基金積立金	スポーツ振興基金費 130,000
18 負担金補助 及び交付金	7,163	補助金 指定管理施設燃料費等高騰対応事業費	体育施設管理運営費 7,163

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	施設整備費	24,431
	3 中学校費	施設整備費	14,069
	4 社会教育費	公民館整備費	44,167
	5 保健体育費	体育施設管理運営費	21,163

「参 考」

令和6年度一般会計繰越明許費に関する説明

1 追加

款 項 目	事 業 名	現 計 予 算 額	支 出 済 及 び 支 出 見 込 額	残 額	左 の う ち 翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
10 教 育 費						
2 小学校費						
1 小学校管理費	施設整備費	577,750	523,596	54,154	24,431	29,723
3 中学校費						
1 中学校管理費	施設整備費	674,400	641,982	32,418	14,069	18,349
4 社会教育費	公民館整備費	124,200	80,033	44,167	44,167	0
5 公民館費						
5 保健体育費	体育施設管理運	575,438	554,275	21,163	21,163	0
2 体育施設費	営費					

(単位 千円)

翌年 度繰越額明細			繰越額の財源内訳
節	金額	説明	
12 委託料	24,431	その他委託料 空調設備導入支援業務委託料	○一般財源 24,431
12 委託料	14,069	その他委託料 空調設備導入支援業務委託料	○一般財源 14,069
14 工事請負費	44,167	伯方支所跡整備工事（公民館分）	○未収入特定財源 市債 38,967 ○一般財源 5,200
14 工事請負費	21,163	伯方支所跡整備工事（体育館分）	○未収入特定財源 市債 15,914 ○一般財源 5,249

第 2 回教育委員会議案第 7 号

令和 7 年度教育費予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和7年度教育費予算について、意見を聴取する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

令和7年度今治市一般会計予算

令和7年度今治市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月6日 提出

今治市長 徳 永 繁 樹

令和7年度歳出予算総括表

(単位 千円)

項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
一 般 会 計		81,300,000	77,700,000	3,600,000
教 育 費		9,487,025	7,635,348	1,851,677
構 成 比		(%) 11.7	(%) 9.8	(%) 1.9
	教育総務費	1,126,462	1,040,420	86,042
	小 学 校 費	2,283,491	1,459,236	824,255
	中 学 校 費	1,091,346	1,250,900	△ 159,554
	社会教育費	2,592,654	1,929,558	663,096
	保健体育費	2,393,072	1,955,234	437,838

歳 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
13 分担金及び負担金			
2 負 担 金			
3 教育費負担金	4,018	4,092	△ 74
14 使用料及び手数料			
1 使 用 料			
8 教育使用料	62,391	64,926	△ 2,535

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 小学校管理費	2,596	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金	
2 中学校管理費	1,422	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金	
1 教育諸費	345	教職員住宅目的外使用料	
2 小学校管理	2,033	小学校屋内運動場使用料	1,650
		学校施設目的外使用料	383
3 中学校管理	1,388	中学校屋内運動場使用料	
4 文化財保護	450	牛神古墳公園目的外使用料	
5 公 民 館	5,159	公民館使用料	4,030
		美須賀コミュニティプラザ使用料	10
		開発総合センター使用料	425
		吉海学習交流館使用料	400
		公民館目的外使用料	223
		開発総合センター目的外使用料	11
		吉海学習交流館目的外使用料	60
6 社会教育施設	30,864	朝倉ふるさと美術古墳館使用料	180
		大西藤山歴史資料館使用料	10
		大西藤山歴史資料館観覧料	150
		吉海郷土文化センター使用料	10
		吉海郷土文化センター観覧料	500
		村上海賊ミュージアム使用料	400
		村上海賊ミュージアム観覧料	15,000
		上浦歴史民俗資料館使用料	300
		上浦歴史民俗資料館観覧料	500
		大三島少年自然の家使用料	8,500
		大三島美術館観覧料	4,000
		大三島美術館目的外使用料	1
		伊東豊雄建築ミュージアム観覧料	1,300
		伊東豊雄建築ミュージアム目的外使用料	1
		上浦歴史民俗資料館目的外使用料	12

歳 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
15 国庫支出金			
2 国庫補助金			
9 教育費国庫補助金	239,233	238,437	796
16 県支出金			
2 県補助金			
8 教育費県補助金	378,267	12,556	365,711

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
7 体育施設	22,152	運動場使用料	17,252
		学校運動場夜間照明施設使用料	32
		市営体育館使用料	1,780
		B&G海洋センター使用料	366
		体育施設目的外使用料	646
		みやくぼ石文化交流館使用料	964
		艇庫使用料	1,112
1 小学校管理費	97,336	学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)	97,317
		へき地児童生徒援助費(1/2)	19
2 小学校教育振興費	7,061	要保護児童扶助費(1/2)	197
		特別支援教育児童扶助費(1/2)	6,314
		理科教育設備整備費(1/2)	550
3 中学校管理費	50,605	学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)	50,586
		へき地児童生徒援助費(1/2)	19
4 中学校教育振興費	4,733	要保護生徒扶助費(1/2)	311
		特別支援教育生徒扶助費(1/2)	4,422
5 文化財保護費	41,931	埋蔵文化財発掘調査費(1/2)	36,200
		文化財保存活用地域計画作成事業費(10/10)	5,731
6 文化振興費	6,367	新しい地方経済・生活環境創生交付金(1/2)	
7 学校給食費	31,200	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
1 事務局費	6,200	スクール・サポート・スタッフ配置事業費(3/5) 国	
2 小学校管理費	240,415	ハートなんでも相談員設置事業費(1/3)	1,488
		スクールソーシャルワーカー活用事業費(3/5) 国	220
		研究指定事業費(10/10)	300
		公立学校情報機器整備費(2/3) 国	238,407

歳 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
3 委 託 金			
5 教育費委託金	42,061	29,596	12,465
17 財産収入			
1 財産運用収入			
2 利子及び配当金	1,562	1,297	265
2 財産売払収入			
2 物品売払収入	1,958	1,069	889
18 寄 附 金			
1 寄 附 金			
1 一般寄附金	23,010	2,500	20,510
6 教育費寄附金	23,500	0	23,500

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 中学校管理費	129,956	ハートなんでも相談員設置事業費(1/3)	186
		スクールソーシャルワーカー活用事業費(3/5) 国	660
		研究指定事業費(10/10)	300
		部活動指導員配置促進事業費(2/3) 国	477
		公立学校情報機器整備費(2/3) 国	128,333
4 社会教育総務費	1,396	学校・家庭・地域連携推進事業費(2/3) 国	
5 保健体育総務費	300	日本スポーツマスターズ2025愛媛大会運営事業費(1/2)	
1 教育諸費	70	校内サポートルーム設置事業費 国	
2 小学校管理費	1,696	研究指定事業費 国	
3 中学校管理費	4,184	研究指定事業費 国	864
		地域スポーツクラブ活動体制整備費	3,320
4 社会教育総務費	674	地域改善対策高等学校等奨学金事務費	190
		研究指定事業費 国	484
5 学校給食費	35,437	給食施設運営費	
1 利 子	1,562	文化施設基金預金利子	872
		文化振興基金預金利子	20
		河野美術館運営基金預金利子	80
		郷土文化保存基金預金利子	107
		教育施設整備基金預金利子	20
		大三島美術館基金預金利子	11
		奨学金貸付基金預金利子	151
		教育応援基金預金利子	1
		スポーツ振興基金預金利子	300
1 物 品	1,958	刊行物頒布代金	148
		絵はがき等頒布代金	1,810
1 一般寄附	23,010	一般寄附金(企業版ふるさと納税)	23,000
		一般寄附金(ふるさと納税・教育応援事業)	10
1 体育施設費	23,500	体育施設費	

歳 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
19 繰 入 金			
1 基金繰入金			
3 文化施設基金繰入金	12,728	2,533	10,195
8 大三島美術館基金繰入金	880	880	0
15 スポーツ振興基金繰入金	14,718	8,084	6,634
19 教育応援基金繰入金	909	0	909
21 諸 収 入			
4 受託事業収入			
5 教育費受託事業収入	38,937	0	38,937
5 雑 入			
3 雑 入	82,695	46,469	36,226

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 文化施設基金繰入金	12,728	文化施設基金繰入金	
1 大三島美術館基金繰入金	880	大三島美術館基金繰入金	
1 スポーツ振興基金繰入金	14,718	スポーツ振興基金繰入金	
1 教育応援基金繰入金	909	教育応援基金繰入金	
2 文化振興費	38,937	日本博2. 0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業受託収入	
47 事務局費	5,650	職員健康診断共済組合助成金	600
		語学指導助手住宅賃借料	4,950
		職員検診負担金	100
48 教育諸費	4,522	市民総合災害補償金	890
		賠償責任保険金	10
		教職員住宅入居料	3,168
		スクールバス利用料	28
		自動車重量税返戻金	1
		自動車賠償責任保険解約返戻金	1
		建物損害共済解約返戻金	1
		自動車損害共済保険金	1
		自動車損害共済解約返戻金	1
		建物損害共済保険金	1
		旧伯方北浦体育館電気料金等	20
		ワークショップ参加料	400
49 小学校管理費	6,000	日本スポーツ振興センター共済給付金	5,500
		小学校夜間照明電気利用料	43
		日本スポーツ振興センター共済掛金返還金	141
		旧城東小学校電気料金	1
		子ども舞台芸術体験サポートシステム助成金	315
50 中学校管理費	7,591	日本スポーツ振興センター共済給付金	7,000
		委託公衆電話度数料	81
		私用電話料	100
		中学校夜間照明電気利用料	321
		日本スポーツ振興センター共済掛金返還金	89

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
51 文化財保護費	175	研修派遣助成金	70
		施設電気料金等	105
52 公民館費	4,557	生涯学習講座受講料	1,327
		資料複写料	58
		委託公衆電話度数料	1
		公民館電気料金等	3,150
		私用電話料	20
		コインロッカー利用料	1
53 文化振興費	30	県展移動展補助金	
54 社会教育施設費	12,546	少年自然の家給食費	9,500
		歴史探検隊参加料	30
		バーベキュー燃料販売代金	700
		講座等受講料	1
		施設電気料金等	1,953
		イベント参加料	1
		VR体験料	250
		委託公衆電話度数料	1
		村上海賊キャラクター使用許諾料	110
55 保健体育総務費	60	地域密着型プロスポーツ応援イベント助成金	50
		地域応援促進事業助成金	10
56 体育施設費	41,564	しまなみドーム物品販売代金	609
		B&G海洋センター助成金	22,568
		みやくぼ石文化交流館設備利用料	18
		生涯学習講座受講料	51
		スポーツ振興くじ助成金	14,986
		JFAアカデミー電気料金等	3,332
1 教育諸債	17,300	過疎地域持続的発展事業債(過疎対策事業債)	

歲 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 小学校管理債	727,400	小学校施設管理債	49,300
		小学校施設整備債	166,100
		小学校施設整備債(緊急防災・減災事業債)	13,500
		小学校施設整備債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)	5,100
		小学校施設整備債(脱炭素化推進事業債)	493,400
3 中学校管理債	165,800	中学校施設管理債	300
		中学校施設管理債(緊急防災・減災事業債)	14,000
		中学校施設管理債(過疎対策事業債)	9,500
		中学校施設整備債	124,100
		中学校施設整備債(緊急防災・減災事業債)	17,900
4 文化財保護債	36,600	史跡能島城跡保存整備事業債(過疎対策事業債)	31,900
		過疎地域持続的発展事業債(過疎対策事業債)	4,700
5 公民館債	669,800	公民館施設債(緊急防災・減災事業債)	3,000
		公民館施設債(過疎対策事業債)	666,800
6 社会教育施設債	51,800	大三島美術館整備債(過疎対策事業債)	30,800
		伊東豊雄ミュージアム整備債(過疎対策事業債)	21,000
7 体育施設債	369,900	体育施設整備債(過疎対策事業債)	
8 学校給食債	5,300	給食施設債(過疎対策事業債)	

歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教 育 費	9,487,025	7,635,348	1,851,677	2,925,268	6,561,757
1 教育総務費	1,126,462	1,040,420	86,042	42,220	1,084,242
1 教育委員会費	5,640	5,570	70	0	5,640
2 事務局費	892,226	786,800	105,426	17,264	874,962
				(内訳)	
				県支出金	
				6,200	
				繰入金	
				5,414	
				諸収入	
				5,650	

一般会計 歳出 （ 教 育 費 ）

(単位 千円)

節		説 明		目 の 説 明
区 分	金 額			
1 報 酬	4,920	教育委員会委員(4人)		委員会運営費 5,640
8 旅 費	170	費用弁償		
9 交際費	40	委員会交際費		
10 需用費	10	食糧費		
13 使用料及び 賃借料	396	ソフトウェア使用料		
18 負担金補助 及び交付金	104	負担金 県市町教育委員会連合会		
1 報 酬	284,810	公務災害補償等認定委員会委員(3人) 21 通学区調整審議会委員(12人) 148 パートタイム会計年度任用職員給(164人) 284,473 いじめ防止対策委員会委員 168		職員給与費 313,579 事務局運営費 39,030
2 給 料	167,762	教育長給 1人 8,028 一般職給 37人 159,734		
3 職員手当等	194,451	扶養手当 5,052 住居手当 1,847 通勤手当 1,430 特別職通勤手当 24 時間外勤務手当 6,500 管理職員特別勤務手当 200 管理職手当 10,936 一般職期末手当 84,883 特別職期末手当 2,770 勤勉手当 71,582 特別職退職手当 4,817 児童手当 3,660 教員特別手当 750		
4 共 済 費	142,683	一般職共済組合負担金 55,321 特別職共済組合負担金 2,270 災害補償基金負担金 717 社会保険料 46,255 一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 38,120		
5 災害補償費	500	療養休業補償費		教育長給与費 17,909
7 報 償 費	4,249	講師等謝礼金 117 学生ボランティア謝礼金 2,026 学校司書謝礼金 2,106		
8 旅 費	10,258	費用弁償 9,438 普通旅費 820		
10 需用費	3,870	消耗品費 3,325		

(単位 千円)

節		説 明		目 の 説 明
区 分	金 額			
		燃料費	200	
		食糧費	22	
		印刷製本費	188	
		備品修繕料	135	
11 役 務 費	1,213	通信運搬費	202	
		手数料	655	
		その他保険料	356	
12 委 託 料	50,778	その他委託料	49,582	
		駐車場整理委託料	239	
		職員健康診断委託料	7,710	
		英語指導助手派遣事業委託料	36,219	
		子ども体力向上対策事業委託料	3,500	
		子ども体力向上推進分析等委託料	1,914	
		電子計算業務委託料	1,196	
		教育システム委託料		
13 使用料及び 賃借料	11,332	複写機使用料	1,228	
		有料道路通行料	250	
		乗船料	1	
		住宅賃借料	9,853	
17 備品購入費	1,508	事務用器具	400	
		電気器具	1,108	
18 負担金補助 及び交付金	18,812	負担金	3,000	
		四国都市教育長連絡協議会	12	
		全国都市教育長協議会	24	
		諸会出席	54	
		県へき地教育振興会	81	
		県公立学校施設整備期成会	38	
		県特別支援学級設置学校長協会	120	
		職員健康診断共済組合	530	
		自治体国際化協会	2,141	
		補助金	7,158	
		育英会事業費	1,758	
		英語検定受検料支援事業費	5,400	
		交付金	8,631	
		教育研究所		
		石綿健康被害一般拠出金	23	
1 報 酬	4,658	パートタイム会計年度任用職員給(2人)	4,631	教育財産等管理費
		市奨学生選考委員(4人)	27	10,071
3 職員手当等	1,816	一般職期末手当	965	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				県支出金	
				70	
				地方債	
				17,300	
				寄附金	
				1,010	
				繰入金	
				1,537	
				財産収入	
				172	
				使用料	
				345	
				諸収入	
				4,522	

一般会計 歳出 (教 育 費)

(単位 千円)

節		明		目 の 説 明
区 分	金 額			
		勤勉手当	851	児童生徒健全育成地域活動
4 共 済 費	1,075	社会保険料	666	費
		一般職共済組合負担金（会計年度任用職員）	409	4,860
7 報 償 費	38,088	謝礼金	96	高校・大学振興費
		講師等謝礼金	3,123	20,176
		不登校対策支援員謝礼金	34,679	愛と心をつなぐ不登校対策
		賞品・記念品	190	事業費
8 旅 費	293	費用弁償	234	58,703
		普通旅費	59	遠距離通学費
10 需 用 費	8,864	消耗品費	4,432	110,327
		燃料費	105	児童生徒理科教育推進費
		食糧費	52	400
		印刷製本費	202	教職員住宅管理費
		光熱水費	323	3,414
		備品修繕料	100	教育施設整備基金費
		維持修繕料	3,650	346
11 役 務 費	9,687	通信運搬費	199	奨学金貸付事業費
		手数料	902	508
		火災保険料	6,296	普通財産管理費
		自動車損害保険料	2,273	3,255
		その他保険料	17	島しょ部高校魅力創造支援
12 委 託 料	119,892	管理運営委託料	70	事業費
		浄化槽維持管理委託料		8,000
		保守点検委託料	1,927	子どもの学び支援のための
		消防設備保守点検委託料	119	教育連携事業費
		電気設備保安委託料	29	5,988
		簡易専用水道保守点検委託料	7	今治市越智郡小中学校書道
		定期点検調査委託料	1,772	展事業費
		その他委託料	117,642	628
		警備委託料	330	教育応援基金費
		清掃等委託料	548	1,920
		不登校児童生徒等支援業務委託料	1,364	
		スクールバス運行委託料	110,000	
		自然科学教室開催委託料	400	
		イベント運営委託料	5,000	
		電子計算業務委託料	253	
		奨学金管理システム委託料		
13 使用料及び 賃借料	3,379	会場賃借料	150	
		有線テレビ受信料	47	
		空調設備賃借料	1,954	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 小学校費	2,283,491	1,459,236	824,255	1,084,537	1,198,954
1 小学校管理費	2,215,932	1,388,294	827,638	1,077,476	1,138,456
				(内訳)	
				国庫支出金	
				97,336	
				県支出金	
				242,111	
				地方債	
				727,400	
				負担金	
				2,596	
				使用料	
				2,033	
				諸収入	
				6,000	

一般会計 歳出 (教 育 費)

(単位 千円)

節		説 明		目 の 説 明
区 分	金 額			
		複写機使用料	115	
		デジタル教科書使用料	604	
		有料道路通行料	105	
		自動車賃借料	240	
		用地賃借料	164	
17 備品購入費	50	事務用器具		
18 負担金補助 及び交付金	37,784	補助金	37,584	
		児童生徒健全育成地域活動費	4,860	
		明德短期大学教育振興費	2,000	
		島しょ部高校教育振興費	17,688	
		フリースクール事業費	200	
		フリースクール利用児童生徒支援事業費	3,600	
		遠距離通学費	327	
		島しょ部高校魅力創造事業費	8,000	
		教育応援事業費	909	
		交付金	200	
		定時制教育振興費		
21 補償補填及 び賠償金	900	市民総合災害補償金	890	
		損害賠償金	10	
24 積 立 金	1,357	教育施設整備基金積立金	346	
		教育応援基金積立金	1,011	
26 公 課 費	602	自動車重量税		
27 繰 出 金	151	奨学金貸付基金繰出金		
1 報 酬	27,150	パートタイム会計年度任用職員給（２４人）	5,954	
		教育支援専門委員（４人）	80	
		学校薬剤師（２６人）	1,820	
		学校医（８１人）	14,417	
		学校歯科医（２６人）	4,879	
2 給 料	16,929	パートタイム会計年度任用職員給 ２５人		
3 職員手当等	760	通勤手当		
7 報 償 費	1,730	賞品・記念品	60	
		講師等謝礼金	1,670	
8 旅 費	207	費用弁償	138	
		普通旅費	69	
10 需 用 費	319,248	消耗品費	76,242	
		燃料費	843	
		食糧費	78	
		印刷製本費	1,035	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		光熱水費 160,000	
		備品修繕料 3,550	
		維持修繕料 77,500	
11 役 務 費	108,894	通信運搬費 15,155	
		手数料 93,739	
12 委 託 料	763,883	管理運営委託料 12,059	
		浄化槽維持管理委託料 3,059	
		樹木等管理委託料 9,000	
		保守点検委託料 40,291	
		情報基盤システム保守委託料 4,674	
		消防設備保守点検委託料 9,149	
		電気設備保安委託料 5,419	
		プールろ過機保守点検委託料 1,241	
		昇降機保守委託料 2,624	
		定期点検調査委託料 6,523	
		空調設備保守委託料 5,833	
		学校遊具等定期点検委託料 3,415	
		舞台吊物設備点検委託料 1,413	
		その他委託料 702,499	
		児童送迎委託料 1,883	
		ポータルサイト管理委託料 614	
		学校用務委託料 43,400	
		警備委託料 10,390	
		ごみ収集委託料 4,525	
		廃棄薬品収集処理委託料 397	
		産業廃棄物収集処理委託料 1,000	
		清掃等委託料 1,500	
		漏水調査業務委託料 50	
		アスベスト含有調査委託料 733	
		I C T 支援員配置業務委託料 28,000	
		タブレット端末運用管理委託料 419	
		剪定・伐採屑運搬処分委託料 1,650	
		危険遊具撤去処分委託料 3,500	
		低濃度P C B 廃棄物処分委託料 1,218	
		通信機器更新委託料 1,704	
		小中学校一括L E D 化事業委託料 548,300	
		校舎改修設計等委託料 13,500	
		学校施設等整備計画策定業務委託料 22,900	
		児童生徒・職員健康診断委託料 12,245	
		小児生活習慣病検診委託料 3,895	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		会場設営等委託料 676	
		電子計算業務委託料 9,034	
		校務支援システム委託料 8,070	
		学校図書情報管理システム委託料 698	
		学校用グループウェア委託料 266	
13 使用料及び 賃借料	94,226	有線テレビ受信料 507	
		複写機使用料 5,100	
		テレビ受信料 417	
		学校図書管理システム使用料 1,335	
		サブドメイン使用料 42	
		デジタル教科書使用料 830	
		チャットツール使用料 402	
		会場賃借料 953	
		自動車賃借料 13,070	
		施設使用料 1,454	
		ソフトウェア使用料 35,286	
		著作権使用料 804	
		I C T教育専用ウェブサイト使用料 930	
		校地賃借料 8,400	
		空調設備賃借料 15,500	
		WE Bフィルタリングサービス使用料 3,175	
		校内連絡設備賃借料 3,142	
		有料道路通行料 997	
		入場料 1,882	
14 工事請負費	381,600	屋外環境整備工事 33,400	
		環境整備工事 20,000	
		変圧器等取替工事 12,600	
		バリアフリー化改修工事 134,000	
		大西小学校校舎改修工事 112,800	
		防犯カメラ設置工事 68,800	
15 原材料費	30	維持補修用原材料	
17 備品購入費	487,731	机・椅子 2,844	
		事務用器具 38,000	
		電気器具 2,400	
		医療器具 8,265	
		教育用具 436,222	
18 負担金補助 及び交付金	13,544	負担金 1,353	
		えひめ I C T学習支援システム 1,245	
		市学校保健会 108	
		旅費負担金 350	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 小学校教育振興費	67,559	70,942	△3,383	7,061	60,498
				(内訳) 国庫支出金 7,061	
3 中学校費	1,091,346	1,250,900	△159,554	365,679	725,667
1 中学校管理費	1,027,465	1,175,653	△148,188	360,946	666,519
				(内訳) 国庫支出金 50,605 県支出金 134,140 地方債 165,800 負担金 1,422 使用料 1,388 諸収入 7,591	

(単位 千円)

節		説 明		目 の 説 明
区 分	金 額			
		学芸選手出場		
		施設賠償責任保険料	479	
		日本スポーツ振興センター共済掛金	5,862	
		日本スポーツ振興センター共済給付金	5,500	
17 備品購入費	2,120	教育用具		理科教育設備整備費
19 扶 助 費	65,439	特別支援教育児童扶助	13,109	1,100
		要保護・準要保護児童扶助	52,330	児童扶助費
				32,439
				給食扶助費
				33,000
				障害児教育推進費
				1,020
1 報 酬	13,741	パートタイム会計年度任用職員給（7人）	2,727	学校運営費
		学校薬剤師（15人）	1,050	248,383
		学校医（46人）	7,639	施設管理費
		学校歯科医（15人）	2,325	504,448
2 給 料	9,481	パートタイム会計年度任用職員給 14人		施設整備費
3 職員手当等	357	通勤手当		239,400
7 報 償 費	3,244	賞品・記念品	160	健康管理費
		講師等謝礼金	3,084	34,070
8 旅 費	249	費用弁償	192	研究指定事業費
		普通旅費	57	1,164
10 需 用 費	225,924	消耗品費	90,676	
		燃料費	1,003	
		食糧費	45	
		印刷製本費	400	
		光熱水費	83,000	
		備品修繕料	3,300	
		維持修繕料	47,500	
11 役 務 費	60,528	通信運搬費	8,120	
		手数料	52,378	
		その他保険料	30	
12 委 託 料	156,052	管理運営委託料	5,678	
		浄化槽維持管理委託料	1,678	
		樹木等管理委託料	4,000	
		保守点検委託料	24,901	
		情報基盤システム保守委託料	2,697	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		消防設備保守点検委託料 6,402 電気設備保安委託料 3,249 プールろ過機保守点検委託料 556 昇降機保守委託料 2,475 定期点検調査委託料 4,635 空調設備保守委託料 2,810 学校遊具等定期点検委託料 1,250 舞台吊物設備点検委託料 827 その他委託料 120,262 ポータルサイト管理委託料 332 ふるさとキャリア教育動画撮影等業務委託料 300 プログラミング教育推進業務委託料 1,000 学校用務委託料 24,200 警備委託料 5,980 ごみ収集委託料 3,016 清掃等委託料 500 廃棄薬品収集処理委託料 441 産業廃棄物収集処理委託料 200 漏水調査業務委託料 50 アスベスト含有調査委託料 879 I C T 支援員配置業務委託料 15,000 タブレット端末運用管理委託料 242 剪定・伐採屑運搬処分委託料 990 低濃度 P C B 廃棄物処分委託料 285 通信機器更新委託料 983 校舎改修設計等委託料 41,500 小中学校一括 L E D 化事業委託料 100 学校施設等整備計画策定業務委託料 13,200 児童生徒・職員健康診断委託料 7,002 小児生活習慣病検診委託料 4,062 電子計算業務委託料 5,211 校務支援システム委託料 4,656 学校図書情報管理システム委託料 402 学校用グループウェア委託料 153	
13 使用料及び 賃借料	71,928	有線テレビ受信料 294 複写機使用料 4,200 テレビ受信料 239 学校図書管理システム使用料 770 サブドメイン使用料 25 デジタル教科書使用料 10,158	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 中学校教育振興費	63,881	75,247	△11,366	4,733	59,148
				(内訳) 国庫支出金 4,733	
4 社会教育費	2,592,654	1,929,558	663,096	917,315	1,675,339
1 社会教育総務費	317,117	324,896	△7,779	2,177	314,940

一般会計 歳出 (教育費)

(単位 千円)

節		説明	目 の説明
区分	金額		
		チャットツール使用料 232 自動車賃借料 4,040 会場賃借料 320 ソフトウェア使用料 25,370 著作権使用料 660 ICT教育専用ウェブサイト使用料 500 校地賃借料 6,000 空調設備賃借料 14,500 有料道路通行料 445 WEBフィルタリングサービス使用料 1,832 校内連絡設備賃借料 2,343	
14 工事請負費	208,500	屋内環境整備工事 6,500 屋外環境整備工事 17,000 変圧器等取替工事 400 バリアフリー化改修工事 113,600 近見中学校校舎改修工事 40,800 防犯カメラ設置工事 30,200	
15 原材料費	20	維持補修用原材料	
17 備品購入費	265,730	机・椅子 4,000 事務用器具 22,000 電気器具 1,600 医療器具 400 教育用具 237,730	
18 負担金補助 及び交付金	11,711	負担金 925 えひめICT学習支援システム 865 市学校保健会 60 旅費負担金 280 学芸選手出場 施設賠償責任保険料 246 日本スポーツ振興センター共済掛金 3,260 日本スポーツ振興センター共済給付金 7,000	
17 備品購入費	1,134	教育用具	生徒扶助費
19 扶 助 費	62,747	特別教育生徒扶助 8,951 要保護・準要保護生徒扶助 53,796	36,747 給食扶助費 26,000 障害児教育推進費 1,134

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				(内訳) 県支出金 2,070 財産収入 107	

一般会計 歳出 (教 育 費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	17,288	パートタイム会計年度任用職員給（8人）17,267 視聴覚ライブラリー運営委員会委員（3人）21	社会教育推進費 22,776
2 給 料	121,374	一般職給 31人	社会教育推進事務費
3 職員手当等	81,716	扶養手当 2,766 住居手当 3,024 通勤手当 2,032 時間外勤務手当 12,700 管理職手当 4,074 一般職期末手当 30,098 勤勉手当 24,802 児童手当 2,220	人権教育費 10,190 郷土文化保存基金費 42,182 職員給与費 107 視聴覚ライブラリー運営費 6,231
4 共 済 費	42,983	一般職共済組合負担金 38,726 社会保険料 2,628 一般職共済組合負担金（会計年度任用職員）1,629	235,631
7 報 償 費	5,427	講師等謝礼金 2,956 賞品・記念品 2,471	
8 旅 費	1,910	費用弁償 1,175 普通旅費 735	
10 需 用 費	3,964	消耗品費 1,500 燃料費 16 食糧費 236 印刷製本費 1,272 光熱水費 270 備品修繕料 150 維持修繕料 520	
11 役 務 費	216	通信運搬費 130 手数料 86	
12 委 託 料	4,451	保守点検委託料 34 消防設備保守点検委託料 その他委託料 4,388 地域ふれあい推進事業委託料 1,340 放課後子ども教室委託料 1,334 配信業務委託料 1,144 駐車場管理業務委託料 76 道路通行管理業務委託料 83 出演業務委託料 358 清掃等委託料 53 電子計算業務委託料 29 成人式システム処理業務委託料	

(単位 千円)

節		説 明		目 の 説 明
区 分	金 額			
13 使用料及び賃借料	5,067	会場賃借料	3,012	
		自動車賃借料	1,326	
		駐車場使用料	116	
		施設使用料	100	
		複写機使用料	500	
		テレビ受信料	13	
18 負担金補助及び交付金	32,614	負担金	163	
		愛護班連絡協議会	40	
		県壮年会連絡協議会	10	
		県社会教育委員連絡協議会	63	
		諸会出席	20	
		県メディア教育協会	30	
		旅費負担金	951	
		えひめ母親大会	29	
		P T A活動推進事業費	415	
		婦人教育推進事業費	507	
		交付金	31,500	
		人権教育協議会		
24 積立金	107	郷土文化保存基金積立金		
10 需用費	83	消耗品費	17	生涯学習振興費 1,148
		印刷製本費	66	
12 委託料	950	その他委託料		
		生涯学習講座講演等委託料		
18 負担金補助及び交付金	115	補助金		
		市レクリエーション協会		
1 報 酬	13,764	パートタイム会計年度任用職員給(6人)	13,589	青少年補導事業費 27,629 青少年健全育成推進事業費 2,288
		青少年センター運営協議会委員(10人)	67	
		青少年問題協議会委員(8人)	108	
3 職員手当等	4,924	一般職期末手当	2,642	
		勤勉手当	2,282	
4 共 済 費	3,342	社会保険料	2,034	
		一般職共済組合負担金(会計年度任用職員)	1,308	
7 報 償 費	4,523	街頭補導謝礼金	3,700	
		講師等謝礼金	20	
		賞品・記念品	710	
		謝礼金	93	
8 旅 費	393	費用弁償	279	
		普通旅費	114	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 文化財保護費	163,192	131,449	31,743	79,304	83,888
				(内訳)	
				国庫支出金	
				41,931	
				地方債	
				36,600	
				財産収入	
				148	
				使用料	
				450	
				諸収入	
				175	

一般会計 歳出 (教 育 費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
10 需 用 費	1,137	消耗品費 240 燃料費 87 食糧費 10 印刷製本費 630 備品修繕料 170	
11 役 務 費	48	通信運搬費	
13 使用料及び賃借料	875	自動車賃借料 695 複写機使用料 180	
18 負担金補助及び交付金	911	負担金 35 県少年補導委員連絡協議会 25 県少年補導センター連絡協議会 10 補助金 778 ガールスカウト 72 海洋少年団 113 青少年社会活動費（市青少年団体連絡協議会） 405 青年社会事業費（市VYS連絡協議会） 75 ボーイスカウト 113 青少年補導委員傷害保険料 98	
1 報 酬	134	文化財保護審議会委員（10人）	文化財保護事業費
2 給 料	35,973	フルタイム会計年度任用職員給 3人 9,191 パートタイム会計年度任用職員給 43人 26,782	42,719 埋蔵文化財調査事業費
3 職員手当等	13,213	通勤手当 463 時間外勤務手当 300 一般職期末手当 6,621 勤勉手当 5,709 児童手当 120	118,898 埋蔵文化財保存管理費
4 共 済 費	8,379	社会保険料 3,339 一般職共済組合負担金（会計年度任用職員） 5,040	1,575
7 報 償 費	845	講師等謝礼金 822 謝礼金 23	
8 旅 費	762	費用弁償 127 普通旅費 635	
10 需 用 費	7,956	消耗品費 1,838 燃料費 398 印刷製本費 2,300 光熱水費 1,915 備品修繕料 605 維持修繕料 900	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
11 役 務 費	1,469	通信運搬費 75 手数料 1,386 その他保険料 8	
12 委 託 料	17,525	管理運営委託料 41 浄化槽維持管理委託料 保守点検委託料 736 消防設備保守点検委託料 169 電気設備保安委託料 156 定期点検調査委託料 380 浄化槽保守点検委託料 31 その他委託料 16,445 清掃等委託料 4,000 文化財調査委託料 5,731 遺物保存処理委託料 1,800 測量委託料 4,503 遺物分析処理委託料 223 写真撮影委託料 100 産業廃棄物処理委託料 88 電子計算業務委託料 303 文化財システム委託料	
13 使用料及び 賃借料	3,631	船舶賃借料 321 有料道路通行料 200 機械器具賃借料 2,000 用地賃借料 132 ソフトウェア使用料 487 複写機使用料 200 空調設備賃借料 291	
14 工事請負費	63,200	能島城跡保存整備工事	
17 備品購入費	152	雑器具	
18 負担金補助 及び交付金	9,953	補助金 指定文化財保護費	
1 報 酬	105,803	公民館運営審議会委員 (275人) 3,500 パートタイム会計年度任用職員給 (53人) 102,303	公民館活動費 318,856
2 給 料	93,189	一般職給 8人 27,066 フルタイム会計年度任用職員給 19人 56,570 パートタイム会計年度任用職員給 7人 9,553	公民館管理費 220,271 公民館整備費
3 職員手当等	79,684	扶養手当 372 住居手当 216 通勤手当 1,269	675,500 職員給与費 46,388

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		時間外勤務手当 4,000 管理職手当 1,006 一般職期末手当 38,740 勤勉手当 33,101 児童手当 980	
4 共 済 費	52,727	一般職共済組合負担金 8,296 社会保険料 15,807 一般職共済組合負担金（会計年度任用職員） 28,624	
7 報 償 費	8,410	講師等謝礼金 6,000 賞品・記念品 456 託児謝礼金 1,954	
8 旅 費	1,861	費用弁償 1,811 普通旅費 50	
10 需 用 費	106,274	消耗品費 11,550 燃料費 3,764 食糧費 95 印刷製本費 630 光熱水費 65,000 備品修繕料 2,635 維持修繕料 22,600	
11 役 務 費	10,744	通信運搬費 5,694 手数料 5,050	
12 委 託 料	85,280	管理運営委託料 26,271 環境衛生管理委託料 3,100 駐車場管理委託料 9,399 中央公民館施設窓口管理委託料 3,337 浄化槽維持管理委託料 2,835 施設夜間管理委託料 7,100 樹木等管理委託料 500 保守点検委託料 22,810 空調設備保守委託料 4,761 自動扉開閉装置保守委託料 243 昇降機保守委託料 5,960 消防設備保守点検委託料 3,545 電気設備保安委託料 2,904 ピアノ保守点検委託料 391 舞台設備保守委託料 2,021 防火対象物点検委託料 2,000 電動移動椅子保守点検委託料 985 その他委託料 36,199	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		事業推進委託料 9,000 照明音響操作等委託料 9,977 交通誘導警備委託料 196 イベント運営委託料 100 警備委託料 983 ごみ収集委託料 767 清掃等委託料 10,594 図書整理等委託料 3,060 廃棄物運搬処理委託料 800 落成式開催業務委託料 400 イルミネーション設置・撤去委託料 275 フロン漏洩点検委託料 47	
13 使用料及び賃借料	19,308	会場賃借料 359 船舶賃借料 10 著作権使用料 8 テレビ受信料 1,171 空調設備賃借料 12,668 駐車場使用料 1,204 複写機使用料 3,500 機械器具賃借料 313 有料道路通行料 75	
14 工事請負費	683,100	公民館等改修工事 7,600 伯方支所跡整備工事（公民館分） 675,500	
17 備品購入費	11,065	机・椅子 704 戸棚・箱 361 電気器具 4,245 厨房器具 175 医療器具 3,461 雑器具 64 雑品 1,065 通信機器 990	
18 負担金補助及び交付金	3,570	負担金 570 県公民館連合会 480 昇降機管理費 90 補助金 3,000 盆踊り実行委員会	
1 報 酬	148	図書館運営審議会委員（11人）	図書館管理運営費 281,536
2 給 料	4,702	一般職給 1人	
3 職員手当等	2,487	管理職手当 503	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		一般職期末手当 1,078 勤勉手当 906	生涯学習振興費 1,163
4 共 済 費	1,547	一般職共済組合負担金	職員給与費
7 報 償 費	379	託児謝礼金 355 講師等謝礼金 24	8,736
8 旅 費	162	費用弁償 14 普通旅費 148	
10 需 用 費	3,162	消耗品費 1,339 食糧費 6 印刷製本費 10 光熱水費 7 備品修繕料 300 維持修繕料 1,500	
11 役 務 費	704	通信運搬費 694 手数料 10	
12 委 託 料	239,543	管理運営委託料 214,720 図書館指定管理料 213,400 樹木等管理委託料 1,320 保守点検委託料 779 定期点検調査委託料 300 防火設備定期点検委託料 479 その他委託料 10,112 イルミネーション設置・撤去委託料 62 産業廃棄物収集処理委託料 50 図書館ビジョン検討支援業務委託料 8,000 イベント運営委託料 2,000 電子計算業務委託料 13,932 図書館システム委託料 4,369 図書館システム更新委託料 9,563	
13 使用料及び 賃借料	16,611	機械器具賃借料 4,928 複写機使用料 100 図書館システム使用料 11,583	
14 工事請負費	8,300	図書館改修工事	
17 備品購入費	13,690	事務用器具 8,810 電気器具 4,236 雑品 644	
1 報 酬	11,613	パートタイム会計年度任用職員給(15人)	文化振興事業費
3 職員手当等	2,947	一般職期末手当 1,581 勤勉手当 1,366	90,485

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
4 共 済 費	1,783	社会保険料 1,117 一般職共済組合負担金（会計年度任用職員） 666	日本遺産魅力発信推進事業 費 4,606
7 報 償 費	9,238	講師等謝礼金 9,128 賞品・記念品 110	
8 旅 費	2,424	費用弁償 276 普通旅費 2,148	
10 需 用 費	5,585	消耗品費 2,168 燃料費 270 食糧費 23 印刷製本費 3,024 備品修繕料 100	
11 役 務 費	575	通信運搬費 469 手数料 95 自動車損害保険料 11	
12 委 託 料	34,100	管理運営委託料 55 顕彰碑敷地管理委託料 その他委託料 34,045 駐車場整理委託料 400 作品搬入等委託料 646 丹下健三顕彰事業委託料 17,500 文化芸術未来プロジェクト2.0事業委託料 3,000 えひめアートプロジェクト事業委託料 12,000 日本遺産構成文化財体験ツアー運営委託料 499	
13 使用料及び 賃借料	5,377	会場賃借料 3,438 自動車賃借料 800 複写機使用料 440 有料道路通行料 240 ソフトウェア使用料 146 出展料 300 駐車場使用料 13	
17 備品購入費	12,862	電気器具 424 雑器具 38 展示用具 12,400	
18 負担金補助 及び交付金	8,587	負担金 2,014 諸会出席 9 村上海賊魅力発信推進協議会 2,000 元寇所縁のネットワーク 5 補助金 6,573 少年少女合唱団 57 文化協会 4,983	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 社会教育施設費	433,739	443,228	△9,489	109,964	323,775
				(内訳)	
				地方債	
				51,800	
				繰入金	
				12,980	
				財産収入	
				1,774	
				使用料	
				30,864	
				諸収入	
				12,546	

(単位 千円)

節		説 明		目 の 説 明
区 分	金 額			
		文化合宿等開催費	1,000	
		史談会	113	
		地域おこし協力隊地域定着事業費	420	
1 報 酬	35,745	パートタイム会計年度任用職員給 (18人)	35,691	大三島少年自然の家管理費
		村上海賊ミュージアム協議会委員 (4人)	54	48,961
2 給 料	51,320	一般職給 6人	21,510	玉川近代美術館管理運営費
		フルタイム会計年度任用職員給 3人	8,389	23,750
		パートタイム会計年度任用職員給 17人	21,421	大三島美術館管理運営費
3 職員手当等	40,241	扶養手当	36	69,284
		住居手当	633	上浦歴史民俗資料館管理運
		通勤手当	3,521	営費
		特殊勤務手当	21	44,842
		時間外勤務手当	2,879	河野美術館管理運営費
		宿日直手当	140	48,538
		管理職手当	503	今治城管理運営費
		一般職期末手当	17,523	9,770
		勤勉手当	14,985	阿方貝塚史跡公園管理運営
4 共 済 費	23,166	一般職共済組合負担金	7,346	費
		社会保険料	7,780	3,038
		一般職共済組合負担金 (会計年度任用職員)	8,040	吉海郷土文化センター管理
7 報 償 費	4,261	講師等謝礼金	3,761	運営費
		記念品	500	17,831
8 旅 費	2,149	費用弁償	999	朝倉ふるさと美術古墳館管
		普通旅費	1,150	理運営費
10 需 用 費	70,143	消耗品費	7,730	14,073
		燃料費	1,453	大西藤山歴史資料館管理運
		印刷製本費	5,180	営費
		光熱水費	31,436	9,202
		備品修繕料	5,591	村上海賊ミュージアム管理
		維持修繕料	9,753	運営費
		賄材料費	9,000	49,162
11 役 務 費	7,873	通信運搬費	4,419	正月鼻古墳公園管理運営費
		手数料	3,363	1,043
		その他保険料	91	文化施設基金費
12 委 託 料	124,151	管理運営委託料	83,255	872
		玉川近代美術館指定管理料	22,935	大三島美術館基金費
		浄化槽維持管理委託料	699	11
		樹木等管理委託料	7,034	
		環境衛生管理委託料	1,048	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		河野美術館指定管理料 43,277	伊東豊雄建築ミュージアム 管理運営費
		今治城指定管理料 7,880	
		正月鼻古墳公園管理運営委託料 382	46,970
		保守点検委託料 7,357	職員給与費
		電気設備保安委託料 1,173	
		消防設備保守点検委託料 1,299	しまなみアートミュージアム 魅力発信事業費
		空調設備保守委託料 2,541	
		オーバースライダー保守点検委託料 42	5,082
		舞台設備保守委託料 154	
		電動移動椅子保守点検委託料 455	
		放送設備保守委託料 106	
		防火対象物点検委託料 86	
		マンホールポンプ点検委託料 75	
		昇降機保守委託料 766	
		VR運用保守委託料 660	
		その他委託料 33,539	
		警備委託料 4,207	
		清掃等委託料 8,323	
		作品搬入等委託料 1,854	
		防虫処理委託料 179	
		収蔵作品修復委託料 4,347	
		受水槽清掃委託料 20	
		古墳案内等委託料 910	
		ごみ収集委託料 201	
		展示・活動業務委託料 10,998	
		しまなみアートプロジェクト事業委託料 2,500	
13 使用料及び 賃借料	3,917	会場賃借料 79	
		テレビ受信料 77	
		複写機使用料 936	
		有料道路通行料 295	
		空調設備賃借料 951	
		駐車場データセンターサービス使用料 119	
		自動車賃借料 387	
		機械器具賃借料 808	
		ソフトウェア使用料 185	
		サーバー使用料 80	
14 工事請負費	63,310	社会教育施設改修工事	
15 原材料費	50	支給原材料	
17 備品購入費	6,405	電気器具 1,168	
		医療器具 1,890	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 保健体育費	2,393,072	1,955,234	437,838	515,517	1,877,555
1 保健体育総務費	135,589	143,693	△8,104	9,964	125,625
				(内訳)	
				県支出金	
				300	
				繰入金	
				9,304	
				財産収入	
				300	
				諸収入	
				60	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		雑器具 2,138 雑品 670 図書 17 展示用具 522	
18 負担金補助 及び交付金	125	負担金 食品衛生協会 3 伐木等業務特別講習受講料 17 刈払機取扱者業者安全衛生教育講習受講料 7 日本博物館協会 70 県博物館協会 12 諸会出席 16	
24 積 立 金	883	文化施設基金積立金 872 大三島美術館基金積立金 11	
1 報 酬	15,976	スポーツ推進審議会委員(12人) 242 スポーツ推進委員(122人) 1,600 パートタイム会計年度任用職員給(7人) 14,134	社会体育費 84,575 学校体育費
2 給 料	2,634	一般職給 1人	14,854
3 職員手当等	12,430	通勤手当 51 時間外勤務手当 6,800 一般職期末手当 3,018 勤勉手当 2,561	地域スポーツ振興費 12,135 少年スポーツ振興費 8,222
4 共 済 費	4,109	一般職共済組合負担金 685 社会保険料 2,118 一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 1,306	職員給与費 10,718 スポーツ振興基金費
7 報 償 費	7,866	賞品・記念品 7,800 看護師謝礼金 20 講師等謝礼金 46	300 e スポーツ普及促進事業費 4,785
8 旅 費	3,021	費用弁償 1,280 普通旅費 1,741	
10 需 用 費	2,840	消耗品費 2,580 食糧費 10 印刷製本費 250	
11 役 務 費	103	通信運搬費 50 手数料 53	
12 委 託 料	33,203	その他委託料 社会体育事業委託料 22,832 愛媛FCマッチシティ事業委託料 155 里山エリアアクセス拡張調査研究委託料 3,000	

(単位 千円)

節		説 明		目 の 説 明
区 分	金 額			
		ジュニアアスリート競技能力向上事業委託料	3,500	
		イベント運営委託料	3,716	
13 使用料及び賃借料	3,771	会場賃借料	3,374	
		自動車賃借料	297	
		有料道路通行料	100	
17 備品購入費	5,804	電気器具	414	
		雑器具	2,000	
		体育用具	3,390	
18 負担金補助及び交付金	43,532	負担金	21,377	
		県スポーツ推進委員協議会	263	
		諸会出席	55	
		県スポーツ振興会	229	
		県プロスポーツ地域振興協議会	386	
		今治里山マラソン実行委員会	1,500	
		モルック普及委員会	2,000	
		ボールゲームフェスタ	110	
		学校体育連盟	11,534	
		里山スタジアムを核としたにぎわい創出事業費	3,000	
		姉妹都市交流事業費	2,300	
		旅費負担金	3,000	
		大会選手派遣		
		補助金	19,155	
		市スポーツ協会	2,700	
		スポーツ大会開催費	2,000	
		スポーツ合宿開催費	1,800	
		スポーツ備品等購入費	3,000	
		スポーツ指導者育成費	500	
		スポーツ大会等出場支援費	7,000	
		総合型地域スポーツクラブ運営費	50	
		少年スポーツ振興費	1,305	
		ジュニアスポーツ育成費	800	
24 積立金	300	スポーツ振興基金積立金		
1 報酬	4,608	パートタイム会計年度任用職員給(2人)		体育施設管理運営費 921,603
2 給料	32,285	パートタイム会計年度任用職員給 23人		
3 職員手当等	15,680	通勤手当	442	
		時間外勤務手当	600	
		一般職期末手当	7,853	
		勤勉手当	6,785	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
4 共 済 費	6,683	社会保険料 3,852 一般職共済組合負担金（会計年度任用職員） 2,831	
8 旅 費	548	費用弁償 48 普通旅費 500	
10 需 用 費	103,921	消耗品費 5,000 燃料費 16,000 食糧費 7 印刷製本費 300 光熱水費 40,900 備品修繕料 2,500 維持修繕料 39,214	
11 役 務 費	4,390	通信運搬費 704 手数料 3,686	
12 委 託 料	211,657	管理運営委託料 193,841 体育施設等指定管理料 185,900 樹木等管理委託料 237 浄化槽維持管理委託料 1,672 プール管理委託料 4,214 専用水道管理委託料 1,628 玉川艇庫管理委託料 190 保守点検委託料 9,516 電気設備保安委託料 1,267 ポンプ保守点検委託料 275 昇降機保守委託料 990 空調設備保守委託料 374 消防設備保守点検委託料 775 舞台設備保守委託料 146 機械設備保守点検委託料 1,474 受水槽保守点検委託料 742 ろ過装置保守点検委託料 748 定期点検調査委託料 2,725 その他委託料 8,300 清掃等委託料 1,775 ごみ収集委託料 1,018 夜間警備委託料 680 グラント整備委託料 3,611 社会体育事業委託料 451 低濃度P C B廃棄物処分委託料 765	
13 使用料及び 賃借料	23,368	機械器具賃借料 4,621 用地賃借料 6,035	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 学校給食費	1,335,880	1,237,261	98,619	71,937	1,263,943
				(内訳)	
				国庫支出金	
				31,200	
				県支出金	
				35,437	
				地方債	
				5,300	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		テレビ受信料 147	
		公共施設予約システム使用料 2,246	
		有料道路通行料 123	
		会場賃借料 10	
		乗船料 13	
		自動車賃借料 88	
		サッカー場人工芝賃借料 10,085	
14 工事請負費	486,200	体育施設整備工事 130,700	
		伯方支所跡整備工事（体育館分） 355,500	
15 原材料費	1,100	維持補修用原材料	
17 備品購入費	30,216	机・椅子 642	
		電気器具 496	
		医療器具 3,146	
		機械工具 623	
		雑器具 9,008	
		体育用具 16,301	
18 負担金補助 及び交付金	947	負担金 632	
		県スポーツ施設協会 2	
		B & G連絡協議会 130	
		諸会出席 500	
		補助金 315	
		B & G海洋クラブ育成事業費	
1 報 酬	31,961	パートタイム会計年度任用職員給（14人） 31,780	給食施設運営費
		学校給食運営審議会委員（9人） 181	942,506
2 給 料	456,596	一般職給 15人 53,061	給食施設管理費
		フルタイム会計年度任用職員給 6人 15,876	231,582
		パートタイム会計年度任用職員給 155人 387,659	学校給食運営費
3 職員手当等	179,418	扶養手当 606	60,709
		住居手当 1,206	職員給与費
		通勤手当 6,318	98,083
		時間外勤務手当 4,300	日本一おいしい給食事業費
		管理職手当 2,046	3,000
		一般職期末手当 86,016	
		勤勉手当 78,926	
4 共 済 費	119,234	一般職共済組合負担金 16,972	
		社会保険料 59,447	
		一般職共済組合負担金（会計年度任用職員） 42,815	
7 報 償 費	364	謝礼金 160	
		賞品・記念品 204	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
8 旅 費	1,339	費用弁償 641 普通旅費 698	
10 需 用 費	246,966	消耗品費 52,933 燃料費 16,000 食糧費 10 印刷製本費 1,023 光熱水費 145,000 備品修繕料 15,000 維持修繕料 17,000	
11 役 務 費	15,100	通信運搬費 1,828 手数料 13,272	
12 委 託 料	147,379	管理運営委託料 1,135 樹木等管理委託料 400 衛生管理委託料 605 浄化槽維持管理委託料 53 排水処理施設管理委託料 77 保守点検委託料 7,504 調理場設備保守点検委託料 2,339 消防設備保守点検委託料 282 電気設備保安委託料 1,638 ボイラー保守点検委託料 2,007 厨房機器保守点検委託料 393 冷凍・冷蔵庫等保守点検委託料 845 その他委託料 135,668 給食運搬委託料 35,200 ごみ収集委託料 7,500 調理洗浄業務等委託料 83,708 警備委託料 3,421 環境保全検査委託料 496 油脂槽清掃委託料 4,554 物品処分委託料 719 給食センター親子体験事業委託料 70 電子計算業務委託料 3,072 学校給食管理システム委託料	
13 使用料及び 賃借料	33,290	作業衣賃借料 8,538 複写機使用料 900 テレビ受信料 184 機械器具賃借料 106 空調設備賃借料 23,400 有料道路通行料 60	

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源

一般会計 歳出 （教 育 費）

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
		駐車場使用料 10	
		会場賃借料 92	
14 工事請負費	11,500	給食施設改修工事	
17 備品購入費	42,000	事務用器具 100	
		電気器具 700	
		厨房器具 41,000	
		計量器 100	
		雑器具 50	
		雑品 50	
18 負担金補助 及び交付金	50,733	負担金 148	
		諸会出席	
		補助金 50,585	
		学校給食運営委員会 6,997	
		学校給食費統一化支援事業費 4,588	
		学校給食子育て応援事業費 39,000	

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
バリアフリー化改修事業 (小 学 校 分 そ の 3)	令和7年度から令和8年度まで	51,600 (参考) 令和7年度予算計上済額 34,400
近見中学校校舎改修事業	令和7年度から令和8年度まで	61,200 (参考) 令和7年度予算計上済額 40,800
バリアフリー化改修事業 (中 学 校 分 そ の 3)	令和7年度から令和8年度まで	90,300 (参考) 令和7年度予算計上済額 60,200
図書館システム更新事業	令和7年度から令和8年度まで	17,380 (参考) 令和7年度予算計上済額 9,563
河野美術館、玉川近代 美術館及び今治城 指定管理料 (令和7年度)	令和7年度から令和11年度まで	320,908 (参考) 令和7年度予算計上済額 74,092
桜井海浜ふれあい 広場サッカー場 人工芝改修事業	令和7年度から令和14年度まで	131,103 (参考) 令和7年度予算計上済額 10,085
富田海浜プール斜流 ポンプ改修事業	令和7年度から令和8年度まで	36,000 (参考) 令和7年度予算計上済額 24,000

[参考] 限度額には、[]書の予算計上済額を含まない。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
大 西 小 学 校 校 舎 改 修 事 業	112,800	令和 6 年度	—
バ リ ア フ リ ー 化 改 修 事 業 (小 学 校 分 そ の 2)	99,600	令和 6 年度	—
バ リ ア フ リ ー 化 改 修 事 業 (小 学 校 分 そ の 3)	51,600	—	—
近 見 中 学 校 校 舎 改 修 事 業	61,200	—	—
バ リ ア フ リ ー 化 改 修 事 業 (中 学 校 分 そ の 2)	53,400	令和 6 年度	—
バ リ ア フ リ ー 化 改 修 事 業 (中 学 校 分 そ の 3)	90,300	—	—
小 中 学 校 一 括 L E D 化 事 業	648,800	令和 6 年度	—
文 化 財 保 存 活 用 地 域 計 画 策 定 支 援 業 務 委 託	10,000	令和 6 年度	—
伯 方 支 所 跡 地 活 用 事 業 (公 民 館 分)	726,900	令和 5 ～ 6 年度	97,200
伯 方 支 所 跡 地 活 用 事 業 (公 民 館 分 そ の 2) (令 和 6 年 度)	46,000	—	—
図 書 館 指 定 管 理 料 (令 和 5 年 度)	848,600	令和 5 ～ 6 年度	213,400
図 書 館 シ ス テ ム 更 新 事 業	17,380	—	—
河 野 美 術 館 ・ 今 治 城 及 び 玉 川 近 代 美 術 館 指 定 管 理 料 (令 和 7 年 度)	320,908	—	—

一般会計（債務負担行為調書）

(単位 千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源	一 般 財 源		
期 間	金 額	国（県）支出金	地 方 債	そ の 他	
令和 年度 令和 年度					
7	112,800	13,337	75,800		23,663
7	99,600	36,511	52,700		10,389
7 ～ 8	51,600	14,890	26,800		9,910
7 ～ 8	61,200	3,258	44,000		13,942
7	53,400	16,615	30,000		6,785
7 ～ 8	90,300	18,589	58,400		13,311
7 ～ 17	648,800		541,600		107,200
7 ～ 8	10,000	10,000			0
7	629,500		617,700		11,800
7	46,000		44,500		1,500
7 ～ 9	635,200				635,200
7 ～ 8	17,380				17,380
7 ～ 11	320,908				320,908

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
体 育 施 設 等 指 定 管 理 料 (令 和 4 年 度)	743,600	令和 年度 令和 年度 4 ～ 6	371,800
伯 方 支 所 跡 地 活 用 事 業 (体 育 館 分)	379,300	5 ～ 6	45,800
伯 方 支 所 跡 地 活 用 事 業 (体 育 館 分 そ の 2) (令 和 6 年 度)	23,000	6	—
夢 づ く り 調 理 場 調 理 洗 浄 業 務 委 託 (令 和 6 年 度)	260,000	6	—
桜 井 海 浜 ふ れ あ い 広 場 サ ッ カ ー 場 人 工 芝 改 修 事 業	131,103	—	—
富 田 海 浜 プ ー ル 斜 流 ポ ン プ 改 修 事 業	36,000	—	—

一般会計（債務負担行為調書）

(単位 千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国（県）支出金	地 方 債	そ の 他	
令和 年度 令和 年度 7 ～ 8	371,800				371,800
7	332,500		331,400		1,100
7	23,000		23,000		0
7 ～ 9	260,000				260,000
7 ～ 14	131,103				131,103
7 ～ 8	36,000				36,000

資料 3

第 2 回教育委員会議案第 8 号

今治市行政組織条例等の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により今治市議会議長より、同法第 29 条の規定により今治市長より意見を求められたため、今治市行政組織条例等の一部を改正する条例制定について、意見を聴取する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

市長が文化財の保護に関する事務を管理及び執行するため、職務権限の特例等を改正し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市行政組織条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

市長が文化財の保護に関する事務を管理及び執行するため、職務権限の特例等を改正し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市行政組織条例等の一部を改正する条例

(今治市行政組織条例の一部改正)

第1条 今治市行政組織条例（平成17年今治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条 総合政策部の分掌事務第9号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同分掌事務中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 文化財の保護に関すること。

第2条 地域振興部の分掌事務中第7号を削る。

(今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和4年今治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条 第3号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 文化財の保護に関すること。

(今治市文化財保護条例の一部改正)

第3条 今治市文化財保護条例（平成17年今治市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第3条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条第1項及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則並びに教育委員会」を「規則並びに市長」に改める。

第8条から第11条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条の見出しを「（審議会）」に改め、同条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」を「法第190条第2項」に改め、「教育委員会の附属機関として」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。

第15条中「教育委員会規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、市長が管理し、及び執行することとなる事務について、この条例の施行の際、現にその効力を有する教育委員会がした処分その他

の行為は市長がしたものと、施行日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為は市長に対してなされたものとみなす。

「参 考」

第 1 条による今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

新	旧
(分掌事務) 第 2 条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(8) 略 (9) 文化に関すること(次号に掲げるもの_____を除く。)。 (10) <u>文化財の保護に関すること。</u> (11) 略 地域振興部 (1)～(6) 略 _____	(分掌事務) 第 2 条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(8) 略 (9) 文化に関すること(文化財の保護に関する_____を除く。)。 _____ (10) 略 地域振興部 (1)～(6) 略 (7) <u>合併20周年記念事業に関すること。</u>

「参 考」

第 2 条による今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(職務権限の特例) 第 3 条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。 (1)・(2) 略 (3) 文化に関すること(次号に掲げるもの_____を除く。)。 (4) <u>文化財の保護に関すること。</u>	(職務権限の特例) 第 3 条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。 (1)・(2) 略 (3) 文化に関すること(文化財の保護に<u>関</u>することを除く。)。 _____

「参 考」

第3条による今治市文化財保護条例改正条項新旧対照表

新	旧
(指定) 第3条 <u>市長</u> _____は、市の区域内にある文化財のうち文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号。以下「県条例」という。）で指定を受けたもの以外で、保護の価値があると認められるものを今治市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。 (指定の申請) 第4条 前条の指定を受けようとするものは、<u>市長</u>_____に対し指定の申請をしなければならない。 (解除) 第5条 <u>市長</u>_____は、市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき又はその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。 2 略 (告示及び通知) 第6条 <u>市長</u>_____は、第3条の規定による指定又は前条第1項の規定により解除をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知しなければならない。 (管理責任)	(指定) 第3条 <u>今治市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、市の区域内にある文化財のうち文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号。以下「県条例」という。）で指定を受けたもの以外で、保護の価値があると認められるものを今治市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。 (指定の申請) 第4条 前条の指定を受けようとするものは、<u>教育委員会</u>に対し指定の申請をしなければならない。 (解除) 第5条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき又はその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。 2 略 (告示及び通知) 第6条 <u>教育委員会</u>は、第3条の規定による指定又は前条第1項の規定により解除をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知しなければならない。 (管理責任)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく<u>規則並びに市長</u> _____の指示に従い、これを管理しなければならない。 (届出事項) 第8条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、20日以内に<u>市長</u> _____に届け出なければならない。 (1)～(3) 略 (許可事項) 第9条 市指定文化財の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u> _____の許可を受けなければならない。 (1)～(3) 略 (管理、修理等に関する勧告) 第10条 <u>市長</u> _____は、市指定文化財の管理又は修理、保存若しくは復旧（以下「修理保存及び復旧」を「修理等」という。）に関し必要があるときは、所有者等に対し適当な措置を勧告することができる。 (報告及び調査) 第11条 <u>市長</u> _____は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等に対し現状又は管理若しくは修理等の現状につき報告を求め、又は所有者等の同意を得て市指定文化財の所在する場所に立ち入り、調査することができる。 <u>(審議会)</u> 第14条 <u>法第190条第2項</u> _____の規定により _____	第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく<u>教育委員会規則並びに教育委員会</u>の指示に従い、これを管理しなければならない。 (届出事項) 第8条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、20日以内に<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (1)～(3) 略 (許可事項) 第9条 市指定文化財の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 (1)～(3) 略 (管理、修理等に関する勧告) 第10条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財の管理又は修理、保存若しくは復旧（以下「修理保存及び復旧」を「修理等」という。）に関し必要があるときは、所有者等に対し適当な措置を勧告することができる。 (報告及び調査) 第11条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等に対し現状又は管理若しくは修理等の現状につき報告を求め、又は所有者等の同意を得て市指定文化財の所在する場所に立ち入り、調査することができる。 <u>(委員)</u> 第14条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項</u>の規定により<u>教育委員会</u>の
--	---

_____、今治市文化財保護審議会 （以下「審議会」という。）を置く。 <u>2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の 保存及び活用に関する重要事項について調 査審議し、並びにこれらの事項に関して市長 に建議する。</u> 3・4 略 （委任） 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長が別に_____定める。</u>	<u>附属機関として、今治市文化財保護審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。 <u>2 審議会は、市指定文化財の指定、保存及び 活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意 見を具申し、及び必要な調査研究を行う。</u> 3・4 略 （委任） 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則で定める。</u>
--	--

資料 4

第2回教育委員会議案第9号

今治市基金条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、今治市基金条例の一部を改正する条例制定について、意見を聴取する。

令和7年3月3日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

今治市福祉人材育成基金の名称及び目的を変更するほか、今治市教育応援基金を設置しようとするもの

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市福祉人材育成基金の名称及び目的を変更し、今治市教育応援基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「今治市福祉人材育成基金」を「今治市医療福祉人材確保基金」に、「福祉関係の人材を育成するため、奨学金の交付に要する」を「医療福祉関係の人材確保に関する施策の」に改め、同表海事都市今治未来基金の項の次に次のように加える。

今治市教育応援基金	教育応援事業の資金に充てる。
-----------	----------------

別表第3中「今治市福祉人材育成基金」を「今治市医療福祉人材確保基金」に改め、同表海事都市今治未来基金の項の次に次のように加える。

今治市教育応援基金	一般会計
-----------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3に今治市教育応援基金の項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第 1		別表第 1	
積立基金		積立基金	
基金の名称	基金の目的	基金の名称	基金の目的
略		略	
今治市医療福祉人 材確保基金	医療福祉関係の人材確 保に関する施策の _____資金に充てる。	今治市福祉人材育 成基金	福祉関係の人材を育成 するため、奨学金の交付 に要する資金に充てる。
略		略	
海事都市今治未来 基金	海事振興に資するため の事業の資金に充てる。	海事都市今治未来 基金	海事振興に資するため の事業の資金に充てる。
今治市教育応援基 金	教育応援事業の資金に 充てる。	_____	_____
今治市港湾整備振 興基金	港湾の整備振興及び市 債償還等運営の資金に 充てる。	今治市港湾整備振 興基金	港湾の整備振興及び市 債償還等運営の資金に 充てる。
略		略	
別表第 3		別表第 3	
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名
略		略	
今治市医療福祉人材 確保基金	一般会計	今治市福祉人材育成 基金	一般会計
略		略	
海事都市今治未来基 金	一般会計	海事都市今治未来基 金	一般会計
今治市教育応援基金	一般会計	_____	_____
今治市港湾整備振興 基金	港湾事業特別会計	今治市港湾整備振興 基金	港湾事業特別会計

略	略

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長に意見を求められたため、今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例制定について、意見を聴取する。

令和7年3月3日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

今治市伯方開発総合センターの大会議室、応接室兼会議室及び応接室の供用開始に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市伯方開発総合センターの大会議室、応接室兼会議室及び応接室の供用開始に伴い、
所要の改正をしようとするもの。

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例

今治市開発総合センター条例（平成17年今治市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表和室の項の次に次のように加える。

大会議室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

別表の1の表研修室の項の次に次のように加える。

応接室兼会議室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500
---------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----

別表の1の表青年研修室の項の次に次のように加える。

応接室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市開発総合センター条例改正条項新旧対照表

新

別表（第8条関係）

1 今治市伯方開発総合センター使用料

使用時間帯 区分	8 : 30 ~ 12 : 30	12 : 30 ~ 17 : 30	17 : 30 ~ 21 : 30	8 : 30 ~ 17 : 30	12 : 30 ~ 21 : 30	8 : 30 ~ 21 : 30	超過料金 (1時間につき)
大ホール	円 5,500	円 6,600	円 8,800	円 12,100	円 15,400	円 20,900	円 2,200
和室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500
大会議室	<u>1,100</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>2,700</u>	<u>3,800</u>	<u>4,900</u>	<u>600</u>
中会議室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500
研修室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500
応接室兼会議室	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,600</u>	<u>1,900</u>	<u>2,700</u>	<u>3,500</u>	<u>500</u>
調理実習室	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	6,600	700
青年研修室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600
応接室	<u>1,100</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>2,700</u>	<u>3,800</u>	<u>4,900</u>	<u>600</u>
大ホール音響設備	4,400	4,400	4,400	8,800	8,800	13,200	1,100
大ホール照明設備	7,700	7,700	7,700	15,400	15,400	23,100	1,600
ピアノ	1回 4,400円						
割増料金	1 冷暖房設備を使用するときは、各室所定料金の2割増とする。ただし、大ホールの場合は、5割増とする。 2 入場料、観覧料その他名目のいかなを問わず入場について直接若しくは間接の金銭を徴収するとき又は物品を販売若しくは展示するときは各室所定の料金（設備及びピアノ料金は除く。）の10割増とする。						

備考 略

2～3 略

旧

別表（第8条関係）

1 今治市伯方開発総合センター使用料

区分	使用時間帯		8 : 30 ~ 12 : 30	12 : 30 ~ 17 : 30	17 : 30 ~ 21 : 30	8 : 30 ~ 17 : 30	12 : 30 ~ 21 : 30	8 : 30 ~ 21 : 30	超過料金 (1時間につき)
大ホール	円		5,500	6,600	8,800	12,100	15,400	20,900	2,200
和室	800		1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500	
_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
中会議室	800		1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500	
研修室	800		1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500	
_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
調理実習室	1,600		2,200	2,700	3,800	4,900	6,600	700	
青年研修室	1,100		1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600	
_____	_____		_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
大ホール音響設備	4,400		4,400	4,400	8,800	8,800	13,200	1,100	
大ホール照明設備	7,700		7,700	7,700	15,400	15,400	23,100	1,600	
ピアノ	1回 4,400円								
割増料金	1 冷暖房設備を使用するときは、各室所定料金の2割増とする。ただし、大ホールの場合は、5割増とする。 2 入場料、観覧料その他名目のいかなを問わず入場について直接若しくは間接の金銭を徴収するとき又は物品を販売若しくは展示するときは各室所定の料金（設備及びピアノ料金は除く。）の10割増とする。								

備考 略

2～3 略

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の変更に係る
意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長に意見を求められたため、伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の変更について、意見を聴取する。

令和7年3月3日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

アスベスト除去工事等の追加及びスライド条項の適用により、契約金額を変更しようとするもの。

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の変更について

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約を、次のとおり変更する。

令和7年3月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 変更しようとする工事請負契約 伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事
(令和5年9月21日議決 議会第4回議案第71号)

2 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
伯方支所跡地 活用事業公民 館・体育館等整 備に係る工事	(変更前) 円 1,218,800,000	今治市延喜甲303番地8 伯方島市有地有効活用コンソーシアム 代表企業	令和5年10月1日 から令和8年3月 19日まで
	(変更後) 円 1,311,948,000	今治市延喜甲303番地8 株式会社タニグチ 代表取締役 谷口 賢直	

- 3 仮契約締結年月日 令和7年1月24日

「参 考」

契約金額変更の理由

アスベスト除去工事等の追加及びスライド条項の適用により、契約金額を変更しようとするもの。

資料 7

第 2 回教育委員会議案第 12 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市菊間公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	松田 健太郎	学識経験のある者	
任 期		令和7年3月3日 ～ 令和7年6月1日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	森田 和祥	学識経験のある者	地元産業代表

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

「参 考」今治市菊間公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	近藤 勲	学校教育の関係者	菊間中学校長	
	森田 悦子	社会教育の関係者	菊間地区婦人会長	
	松田 健太郎	学識経験のある者	地元産業代表	交替
	渡部 富美子	学識経験のある者	越智商工会菊間支所代表	
	西原 慎吾	社会教育の関係者	菊間小学校PTA代表	
	兵頭 茂生	社会教育の関係者	亀岡小学校PTA代表	
	渡部 みち子	学識経験のある者	菊間地区代表	
	渡部 斉	学識経験のある者	菊間地区代表	
	藤本 久香	学識経験のある者	亀岡地区代表	
	村上 泰仁	学識経験のある者	亀岡地区代表	
	渡部 美智恵	学識経験のある者	歌仙地区代表	
	菅 英祐	学識経験のある者	歌仙地区代表	
	任 期	令和5年6月2日 ～ 令和7年6月1日		

交 替

令和7年3月3日 ～ 令和7年6月1日

資料 8

寄 附 採 納

採納年月日	寄附物件	評 価 額	寄 附 者	備 考
6 . 11 . 20	図書カード 75枚	円 750,000	今治市旭町二丁目 3 番20号 今治商工会館 3 階 公益社団法人今治法人会 会長 井 上 裕 基	市 内 中 学 校
6 . 11 . 25	初経教育冊子 生理用ナプキン 506 セット	151,800	今治市南大門町四丁目 6 番13号 田中第一ビル 103号 国際ソロプチミスト今治	市 内 小 学 校
6 . 12 . 7	クリスマスツリー 1 本 スパイラルツリーⅡ (ホワイト) 1 本 スパイラルツリーⅡ (ピンク) 1 本	241,300	今治市旭町二丁目 3 番地20 今治・花と緑と光の会 会長 渡 辺 俊	中 央 図 書 館
7 . 1 . 31	児童用図書 215 冊	346,621	今治市大西町新町甲945番地 株式会社新来島どつく 代表取締役社長 森 克 司	大 西 小 学 校

今治市子ども読書活動推進計画 (第2次)

令和6年度 指標調査

※令和4年度～令和7年度については、指標の調査のみ実施し、分析については、令和8年度の次期計画策定時に行います。

【参考】

計画期間：令和4年度～令和8年度

○毎年度、指標の調査、公表を行う。

○令和8年度に次期計画の策定及び公表を行う。



今治市教育委員会

令和7年3月

今治市子ども読書活動推進計画 概要

今治市では、公共図書館、小・中学校、保育所・認定こども園、児童館、公民館などが協力し、子どもの読書活動を推進し、子どもたちが多様な価値観・文化に触れ、探究的学習力を獲得することで「生きる力」を育んでいけるように、次の基本理念を掲げます。

基本理念

自らの課題を発見する力

読書を通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的探究心を養います。

情報をまとめ、伝える力

読書を通じて、知識や教養を身に付けるとともに、読解力や想像力、思考力、表現力などを養います。

自己を確立する力

読書を通じて、多様な価値観・文化に触れる機会をつくり、情報を評価し、自身で判断する力を養います。

今治市では、国の「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「愛媛県子ども読書活動推進計画」、及び前項で掲げた基本理念を踏まえ、次の5項目を本計画の基本方針とします。

基本方針

- (1) 読書のための環境整備を推進する。
- (2) 本と出合うきっかけづくりを推進する。
- (3) 読書の習慣化を推進する。
- (4) 情報をまとめ伝えるための読書を推進する。
- (5) 生活様式の変化に沿った多様な読書を支援する。

以上、五つの基本方針について、取り組んでまいります。

現状を確認するための指標

① 学校図書館に本を用意します。

指 標	令和3年度調査	令和4年度調査	令和5年度調査	令和6年度調査	目標値
小中学校図書館蔵書数の学校図書館図書標準達成率 (学校数)	90.2%	90.0%	87.5%	85.4%	100%

(各年度9月末時点)

② 市立図書館の読書利用を推進します。

指 標	令和3年度調査 (令和2年度末)	令和4年度調査 (令和3年度末)	令和5年度調査 (令和4年度末)	令和6年度調査 (令和5年度末)	目標値
子ども1人あたりの児童書の貸出冊数	11.3冊	11.3冊	12.2冊	12.3冊	12冊

(各年度3月末時点)

③ 本を読む習慣を身に着けます。

指 標	令和3年度調査	令和4年度調査	令和5年度調査	令和6年度調査	目標値
1か月に1冊以上本を読んだ 児童・生徒の割合	83.6%	87.6%	91.7%	90.9%	100%

(各年度12月時点)

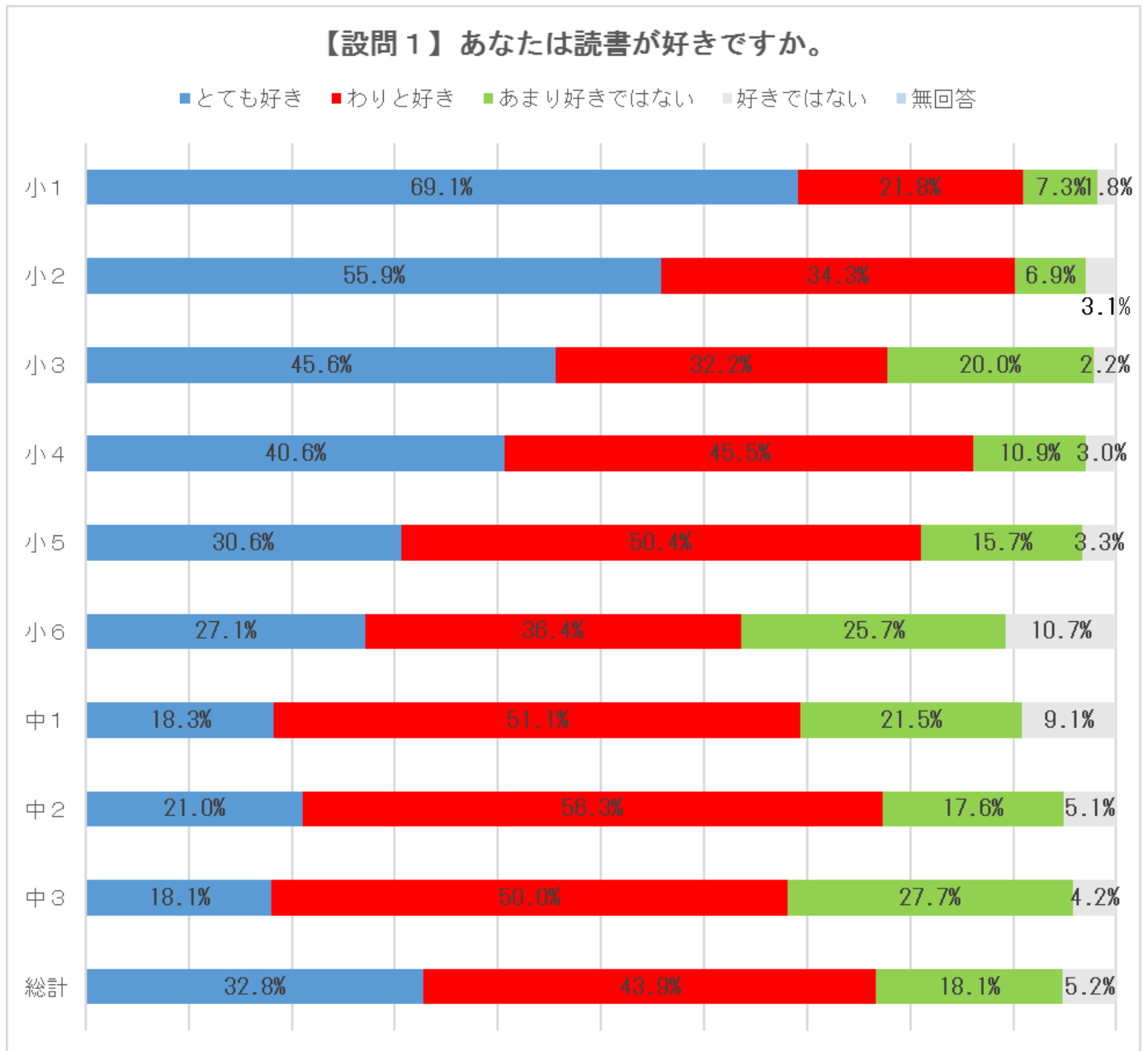
④ 読書の楽しさを伝えます。

指 標	令和3年度調査	令和4年度調査	令和5年度調査	令和6年度調査	目標値
読書を好きと回答した児童・生徒の割合	77.1%	76.8%	77.6%	76.7%	100%

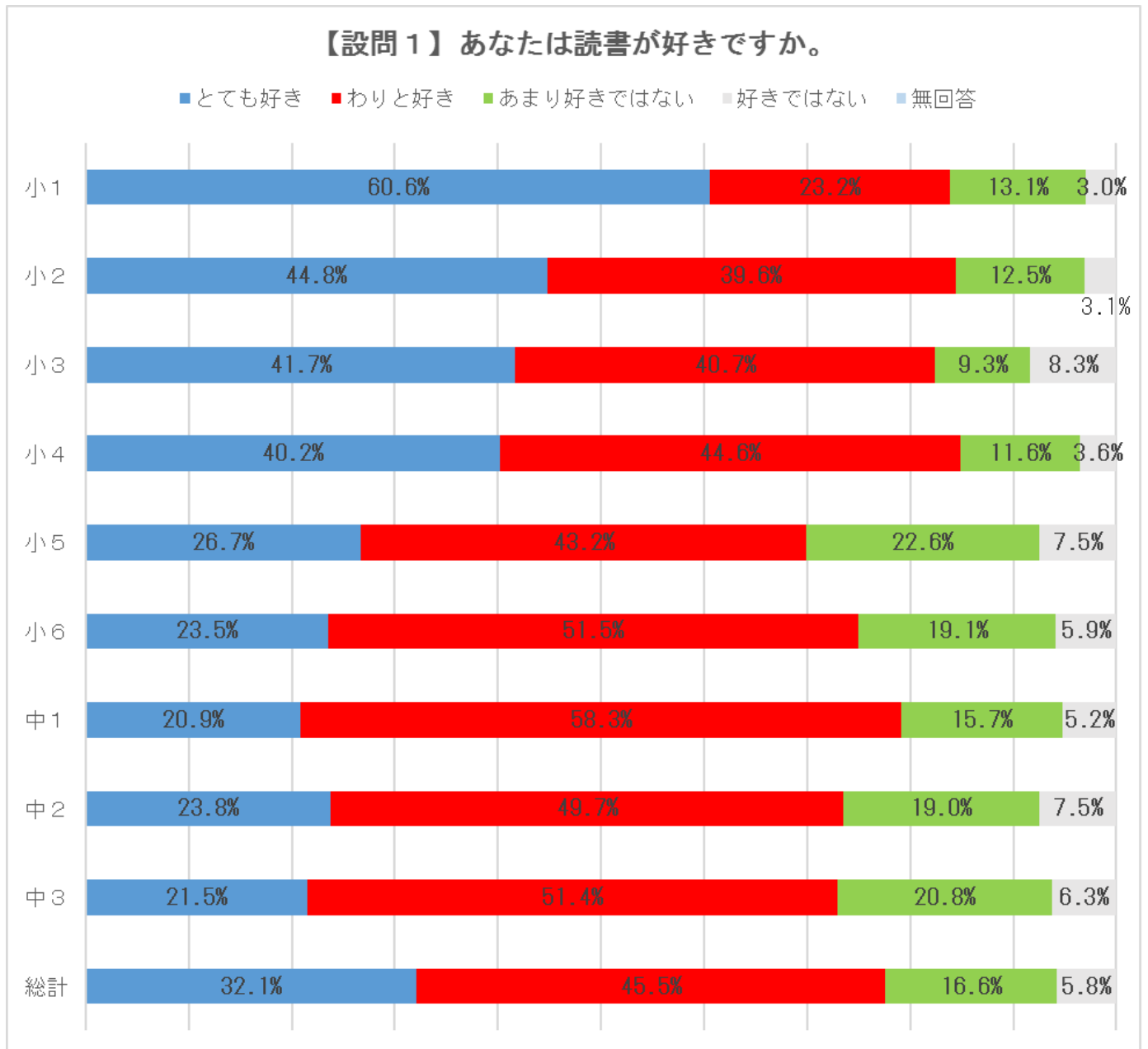
(各年度12月時点)

今治市読書アンケートの結果

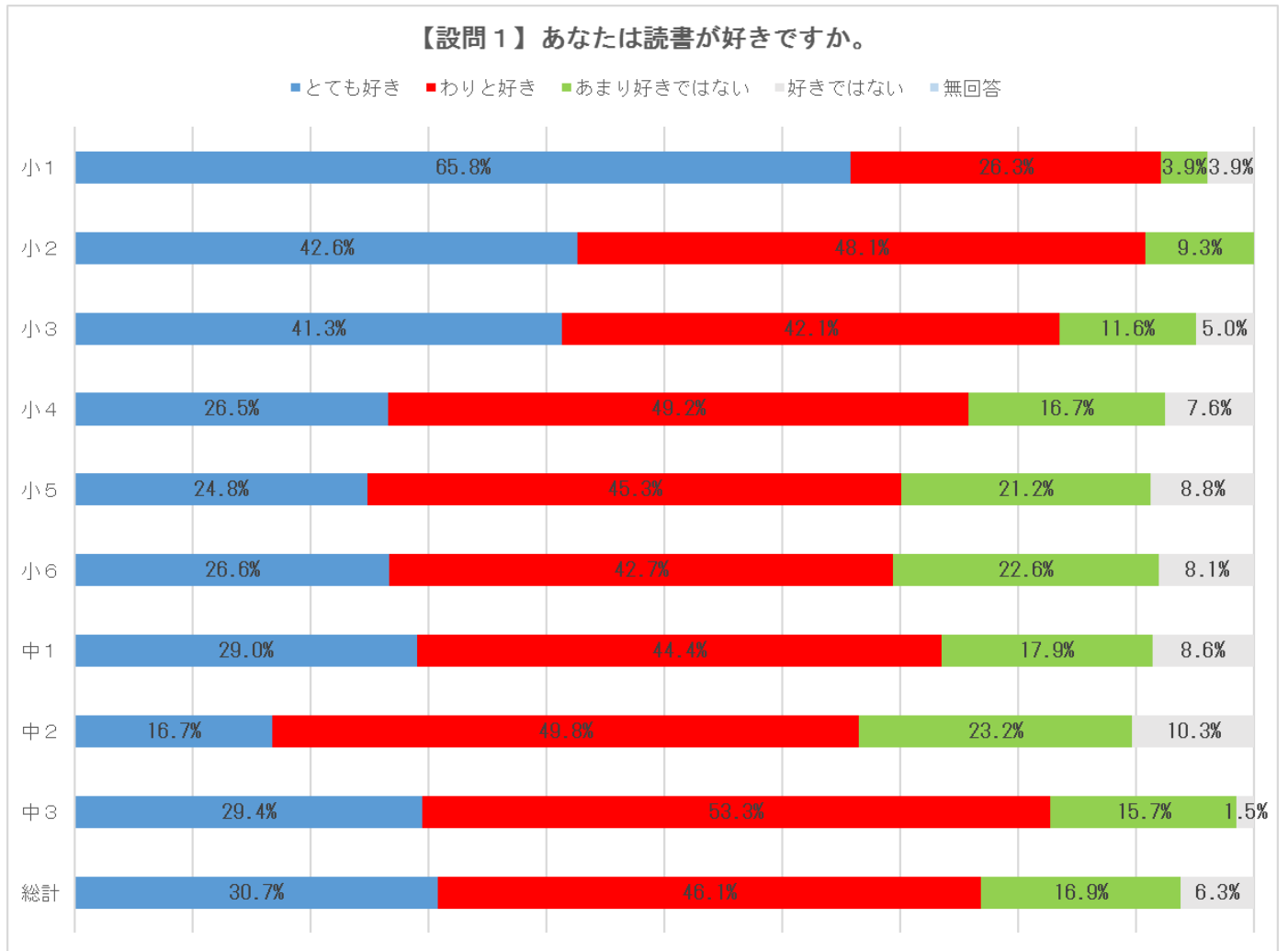
【令和6年度 調査結果】



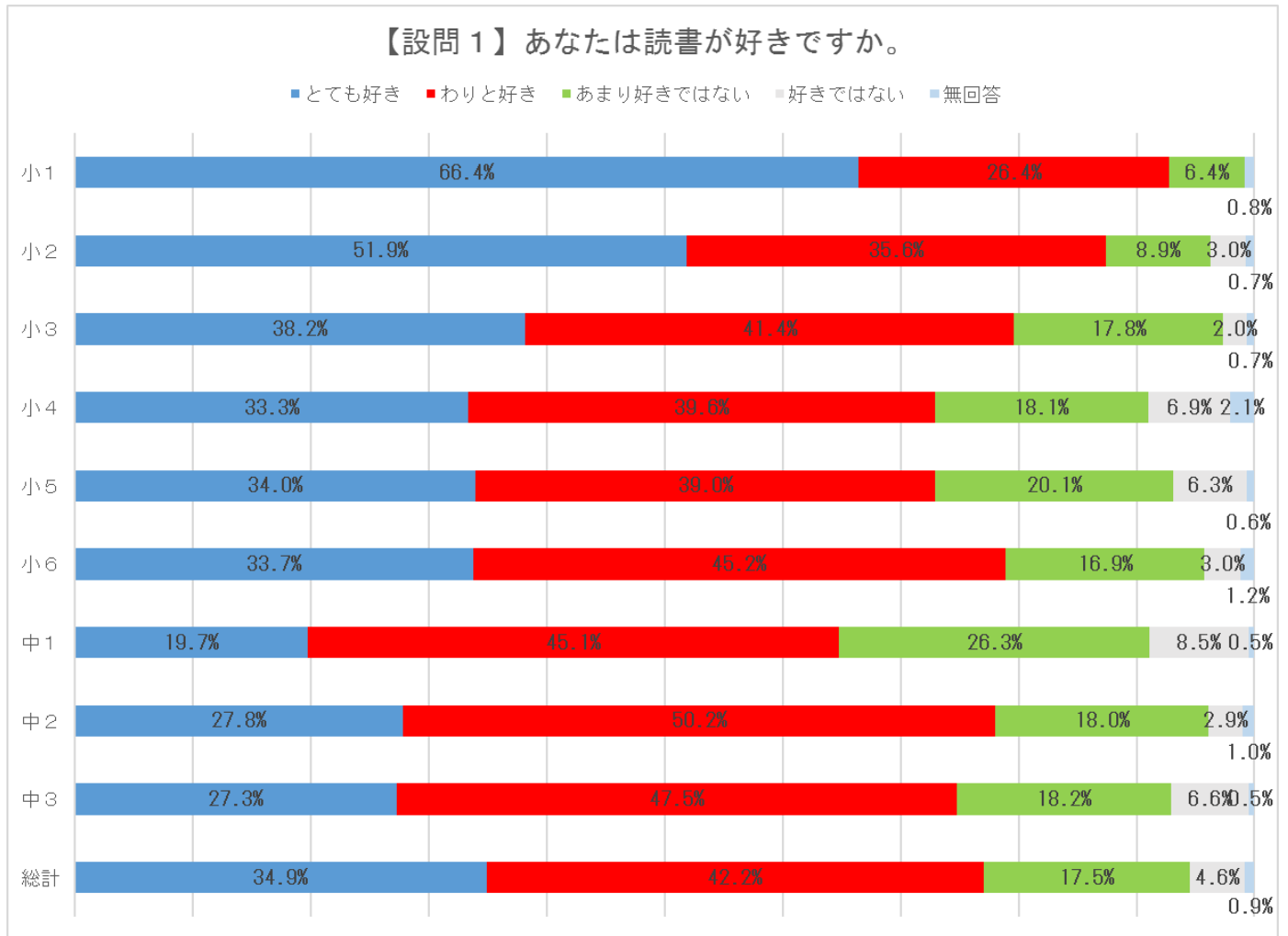
〈参考〉【令和5年度 調査結果】



〈参考〉【令和4年度 調査結果】



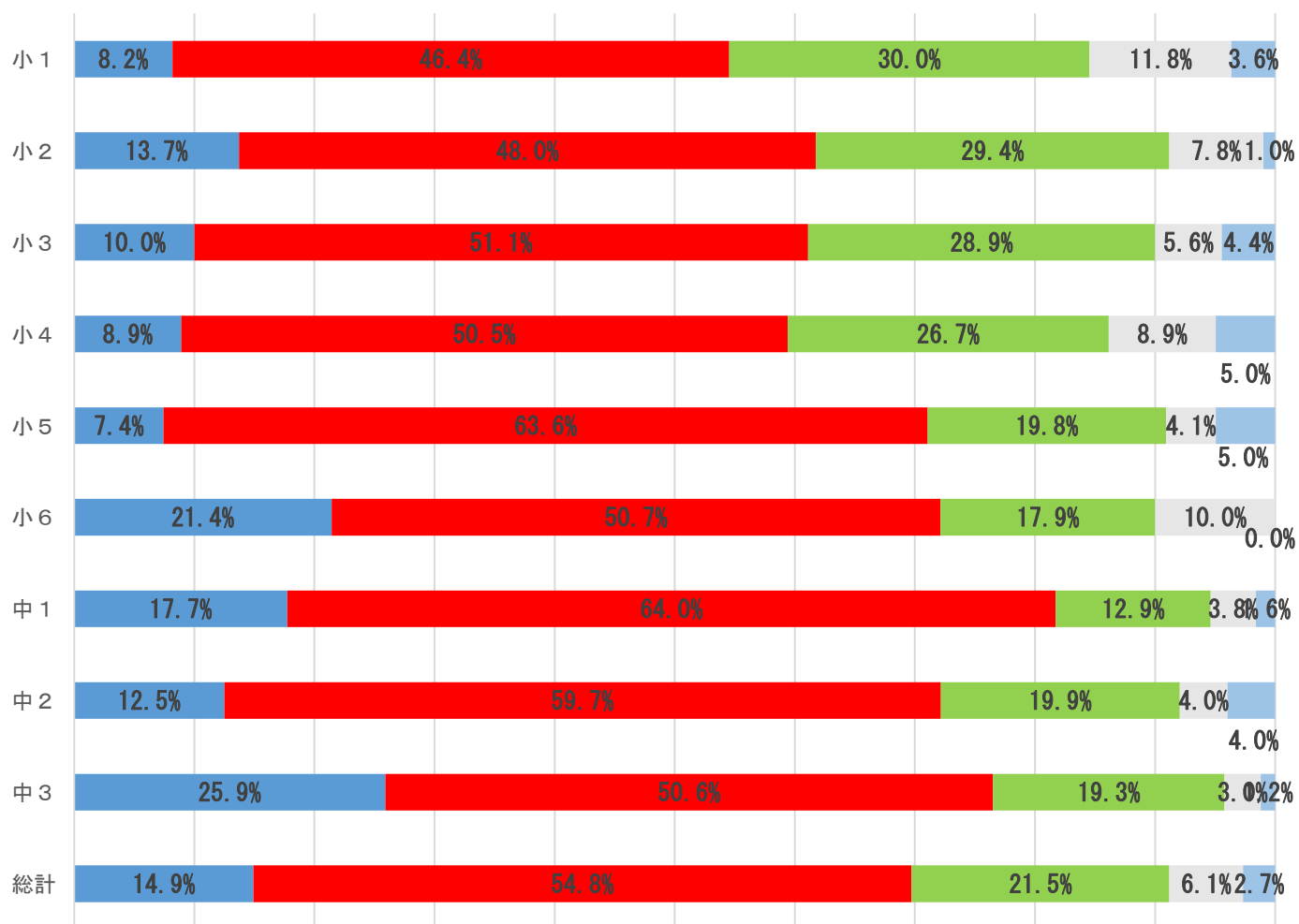
〈参考〉 【令和3年度 調査結果】



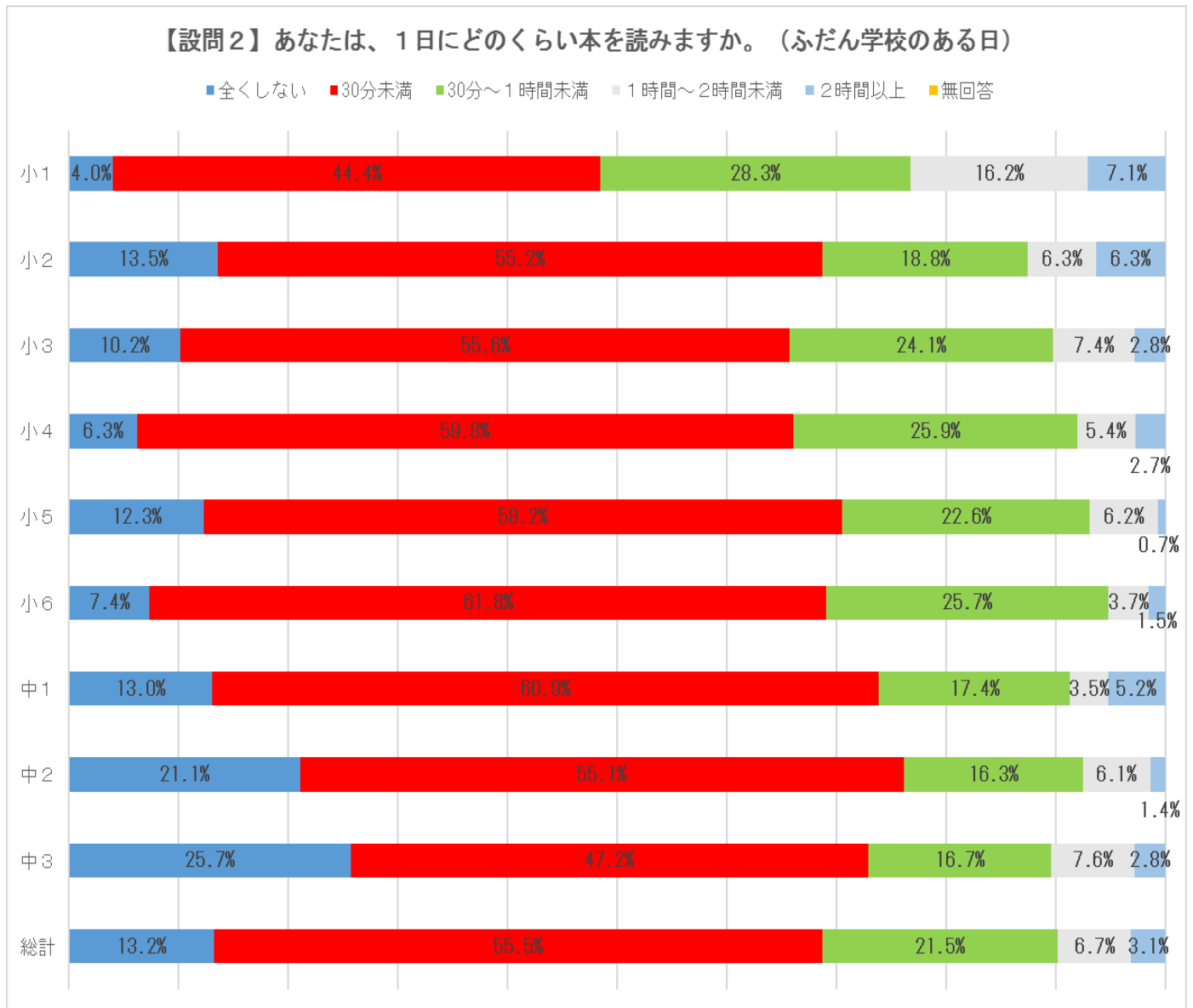
【令和6年度 調査結果】

【設問2】あなたは、1日にどのくらい本を読みますか。（ふだん学校のあ
る日）

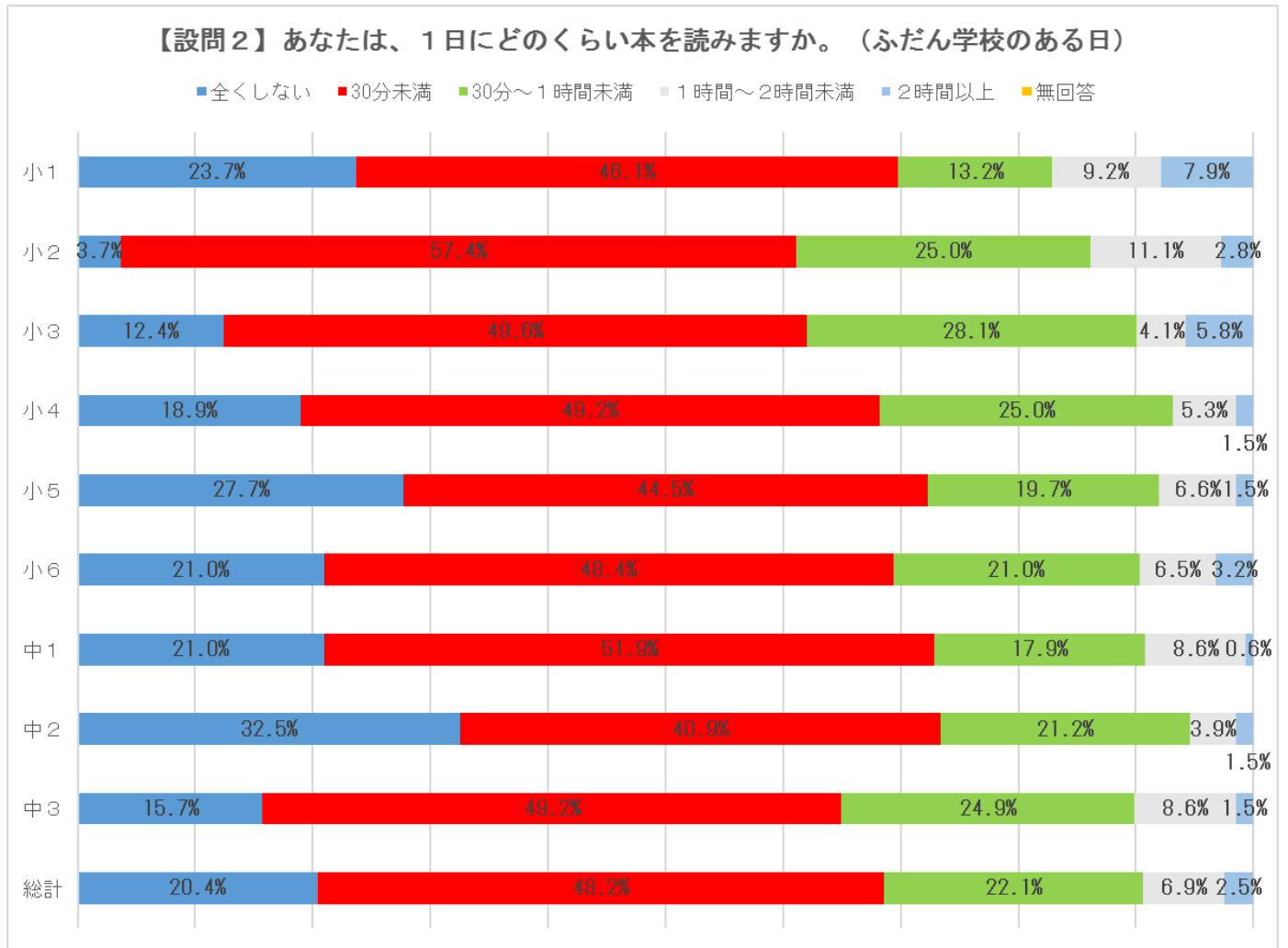
■ 全くしない ■ 30分未満 ■ 30分～1時間未満 ■ 1時間～2時間未満 ■ 2時間以上 ■ 無回答



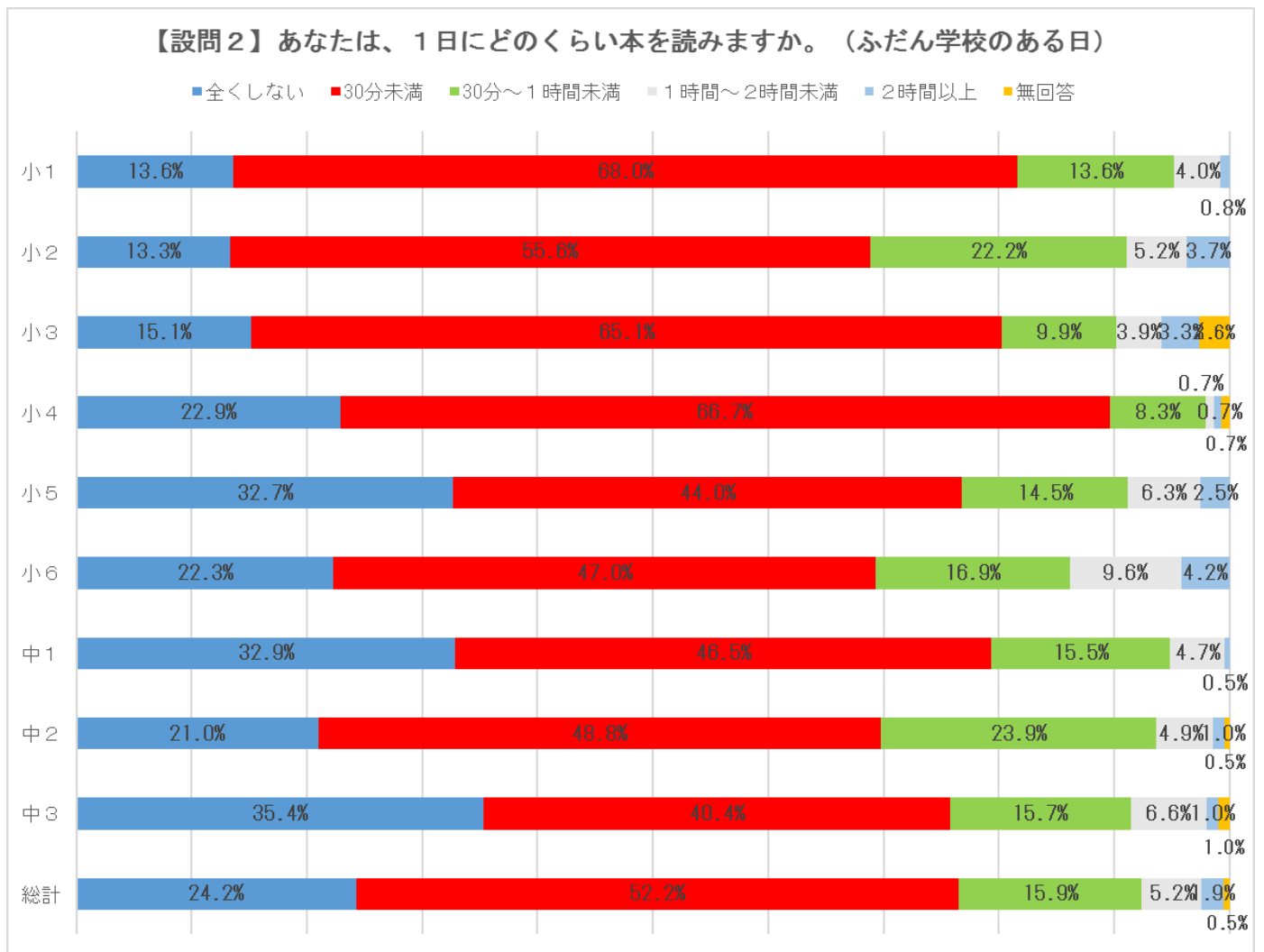
〈参考〉 【令和5年度 調査結果】



〈参考〉 【令和4年度 調査結果】



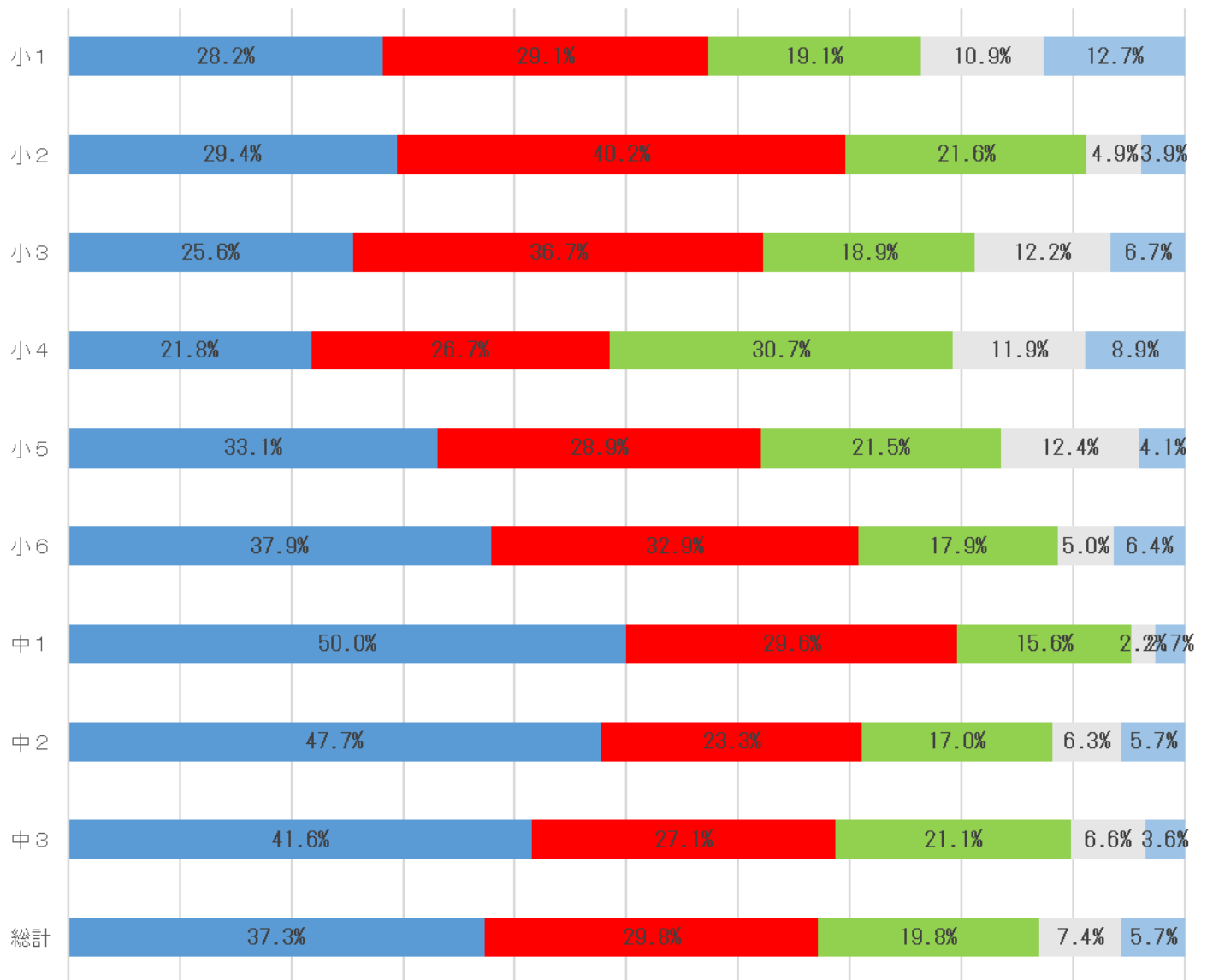
〈参考〉 【令和3年度 調査結果】



【令和6年度 調査結果】

【設問2-2】あなたは、1日にどのくらい本を読みますか。
(学校のない休みの日)

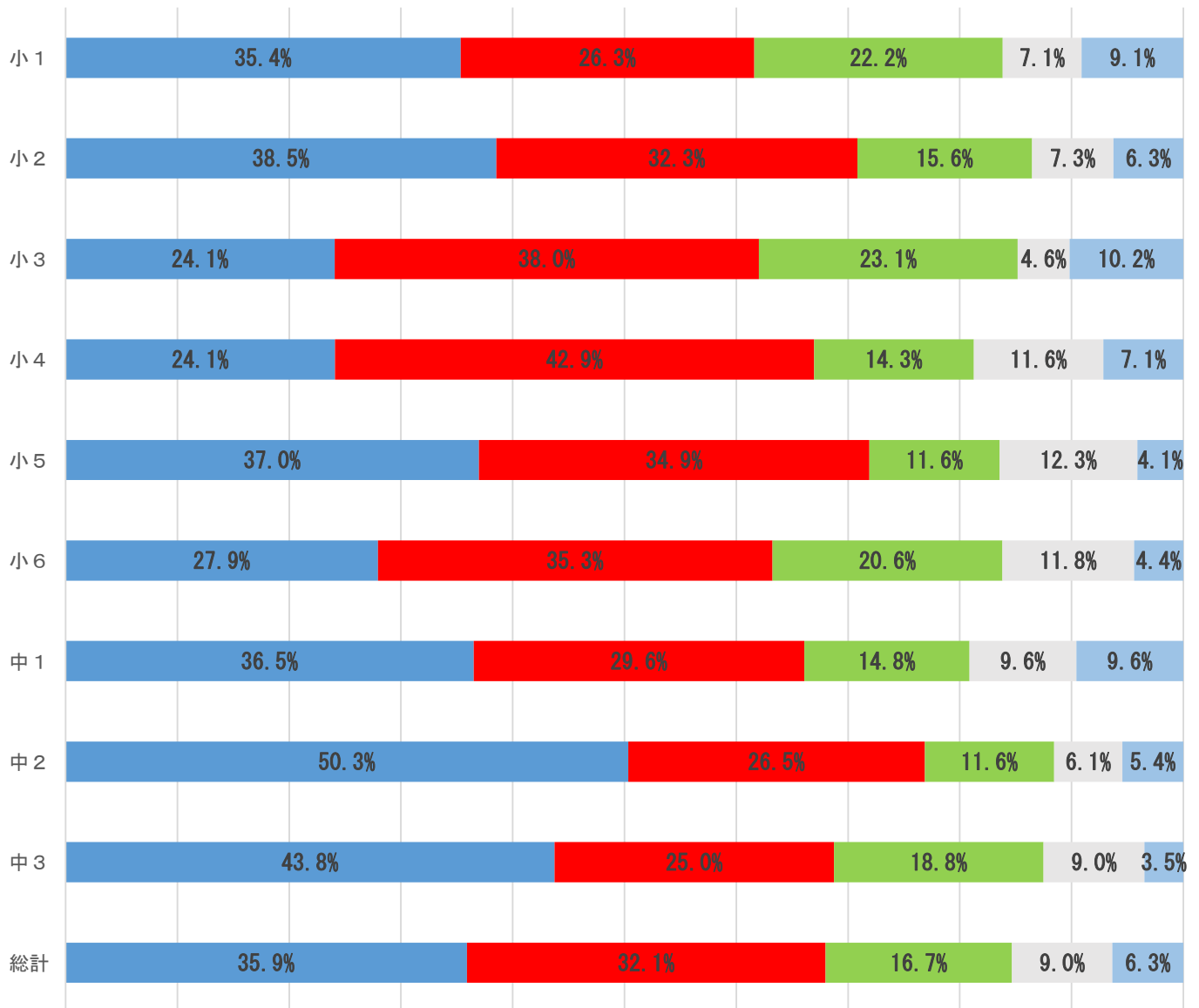
■ 全くしない ■ 30分未満 ■ 30分～1時間未満 ■ 1時間～2時間未満 ■ 2時間以上 ■ 無回答



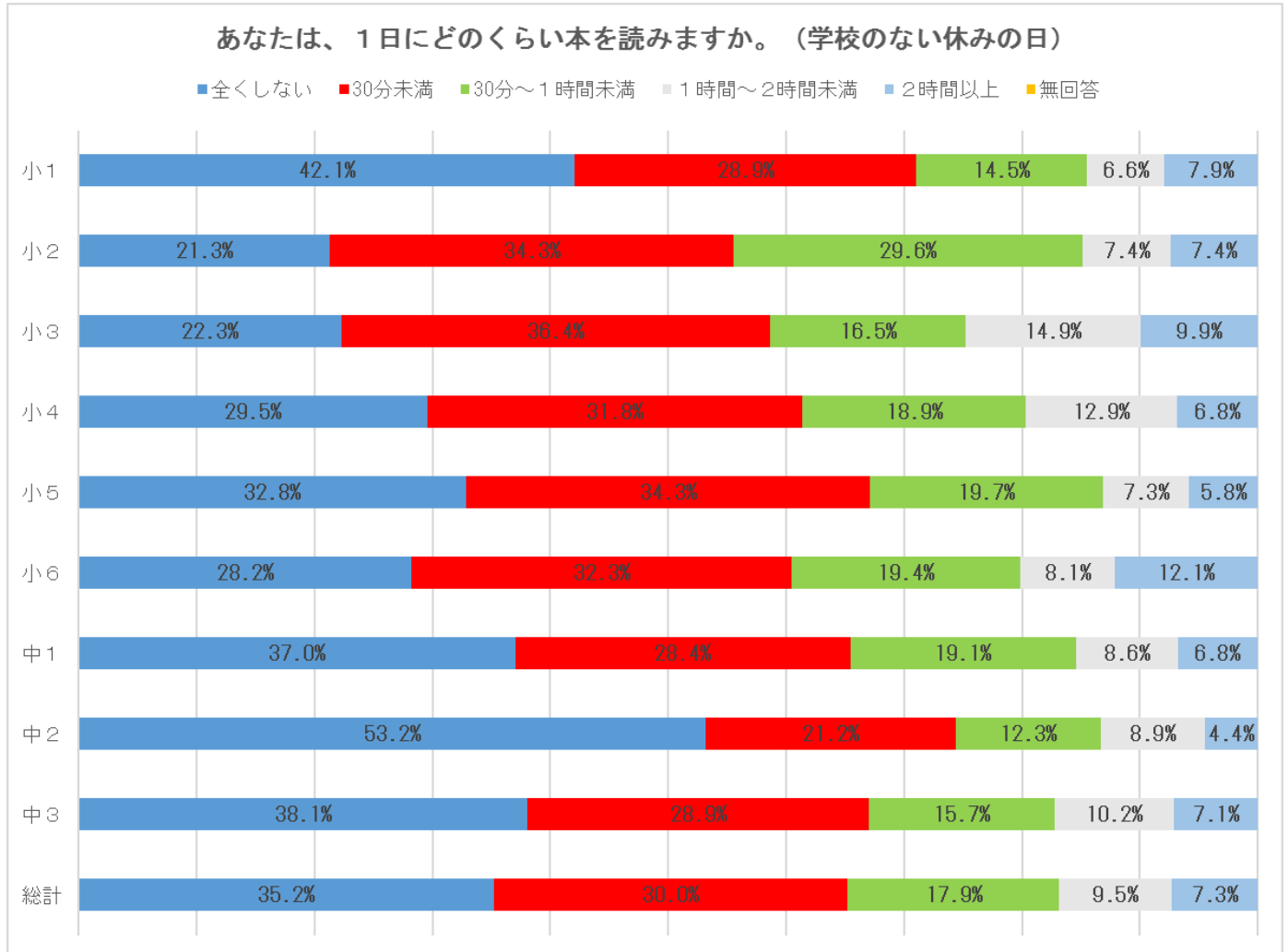
〈参考〉 【令和5年度 調査結果】

【設問2-2】あなたは、1日にどのくらい本を読みますか。
(学校のない休みの日)

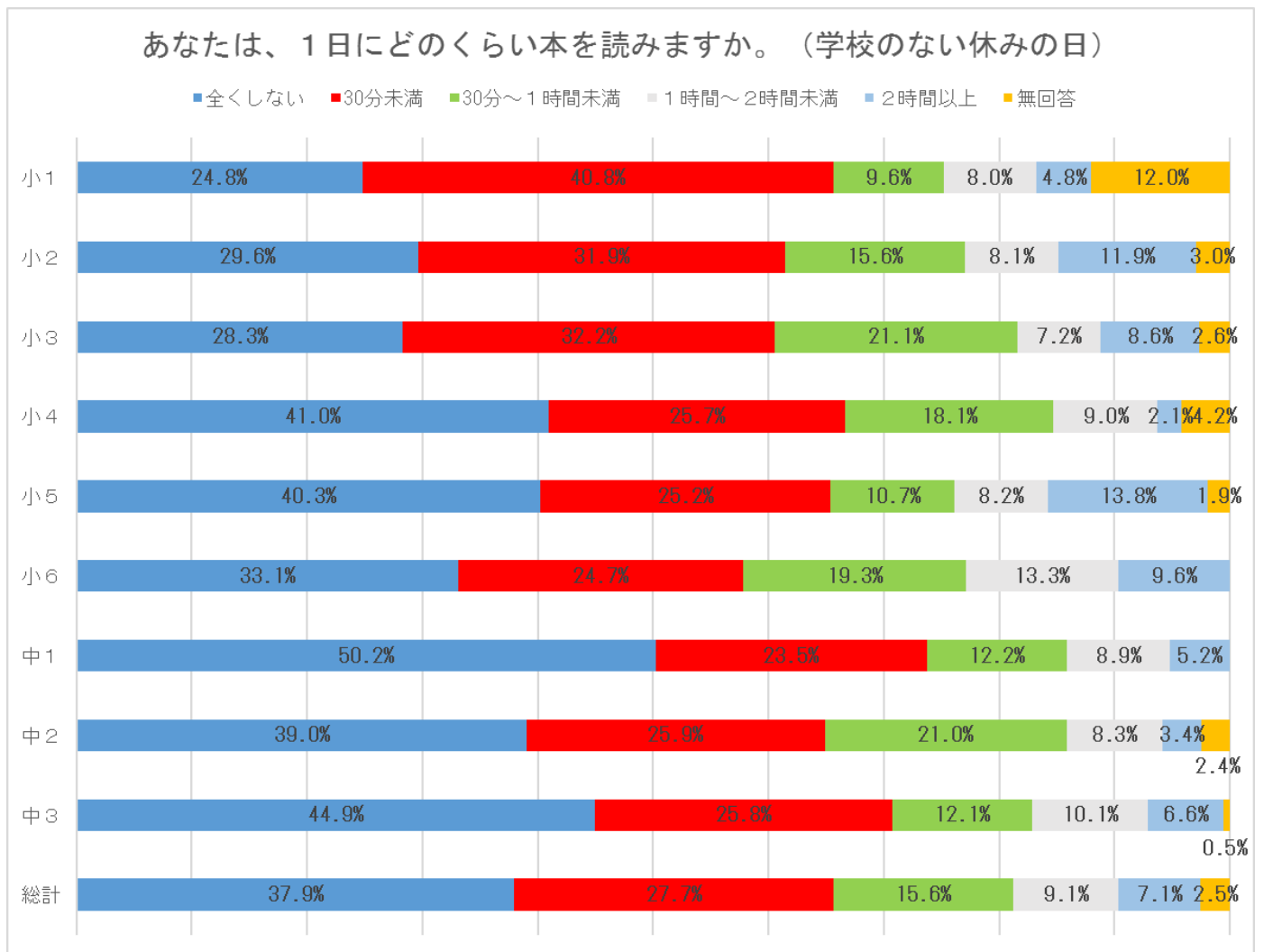
■ 全くしない ■ 30分未満 ■ 30分～1時間未満 ■ 1時間～2時間未満 ■ 2時間以上 ■ 無回答



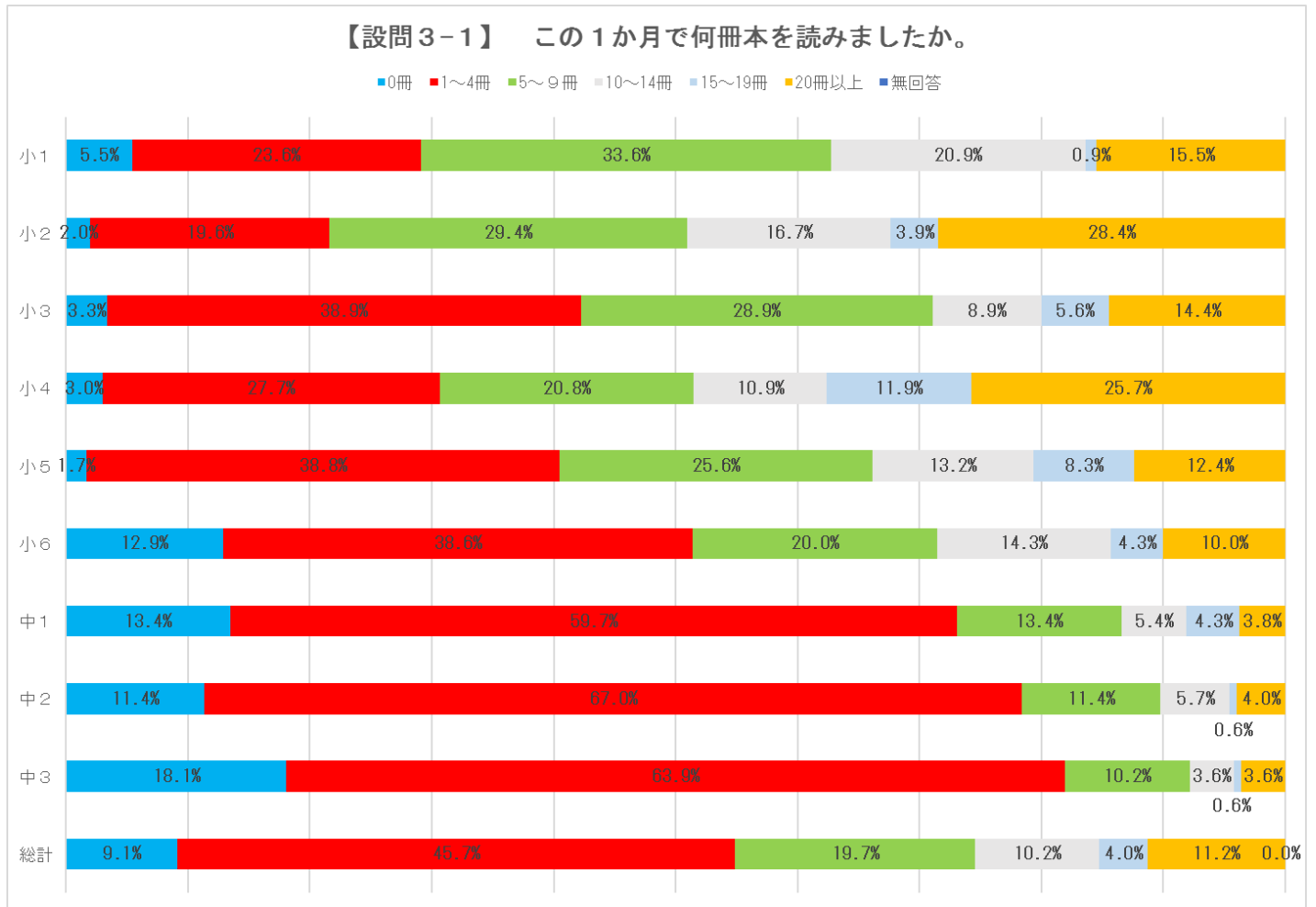
〈参考〉【令和4年度 調査結果】



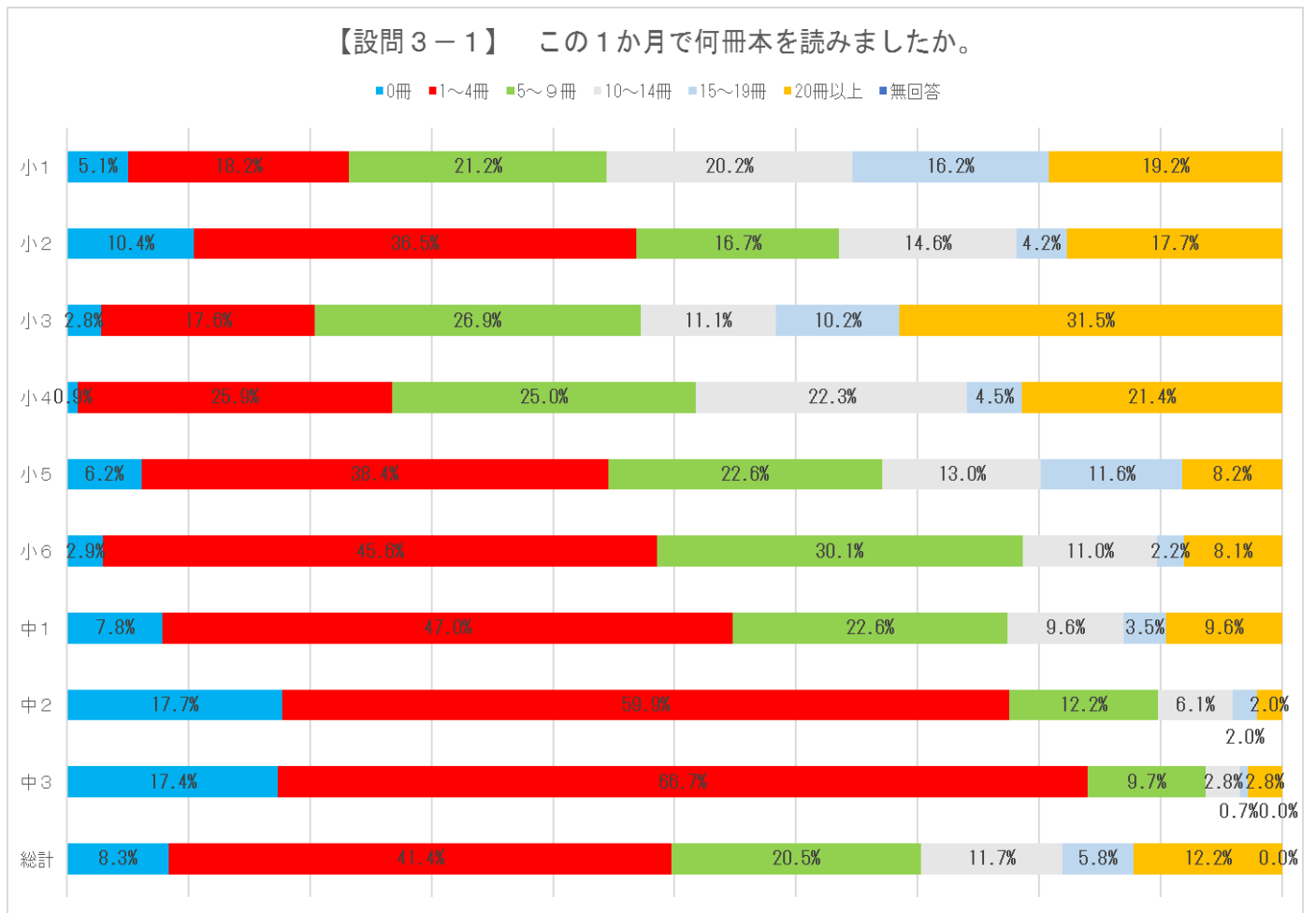
〈参考〉 【令和3年度 調査結果】



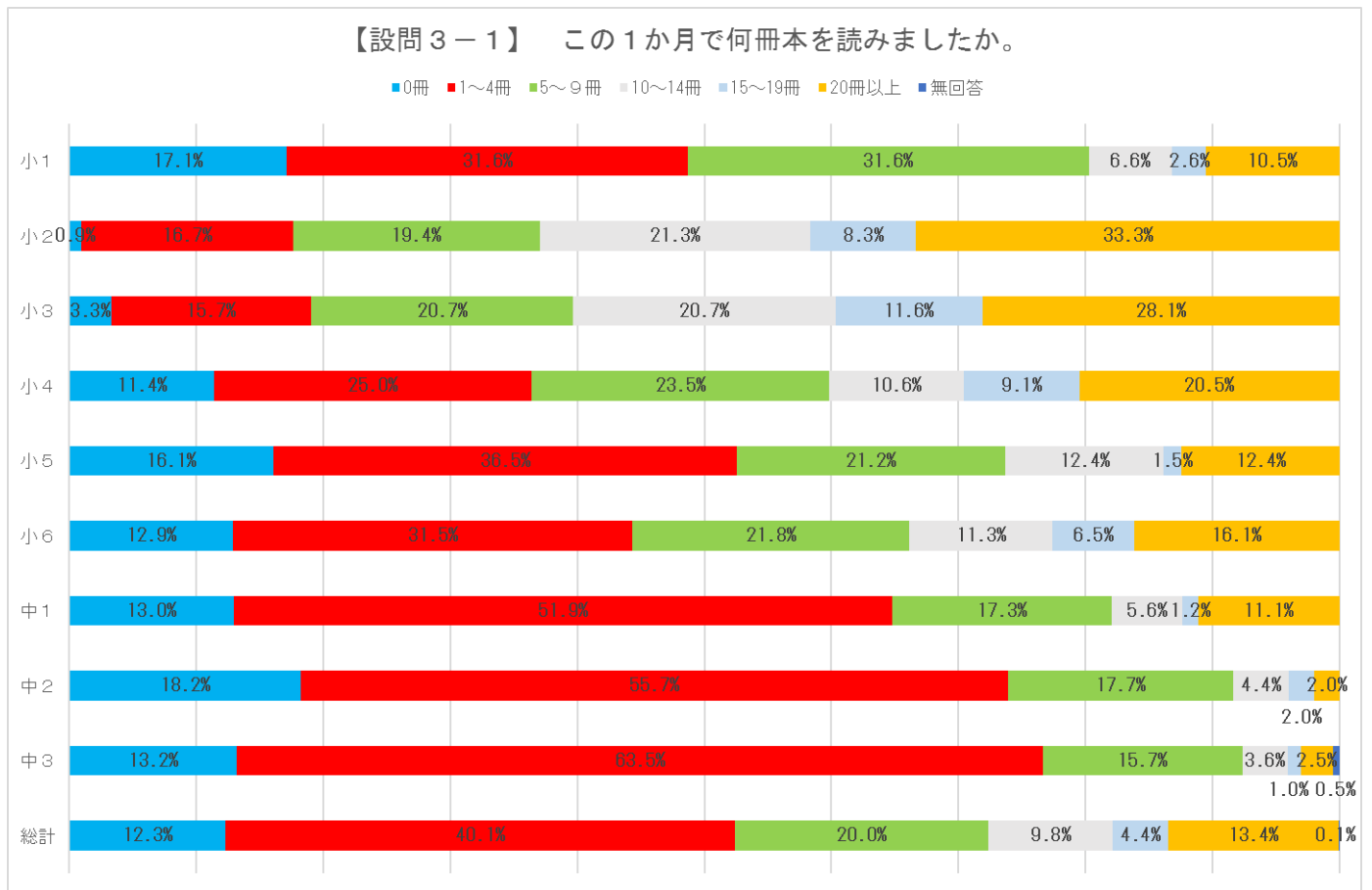
【令和6年度 調査結果】



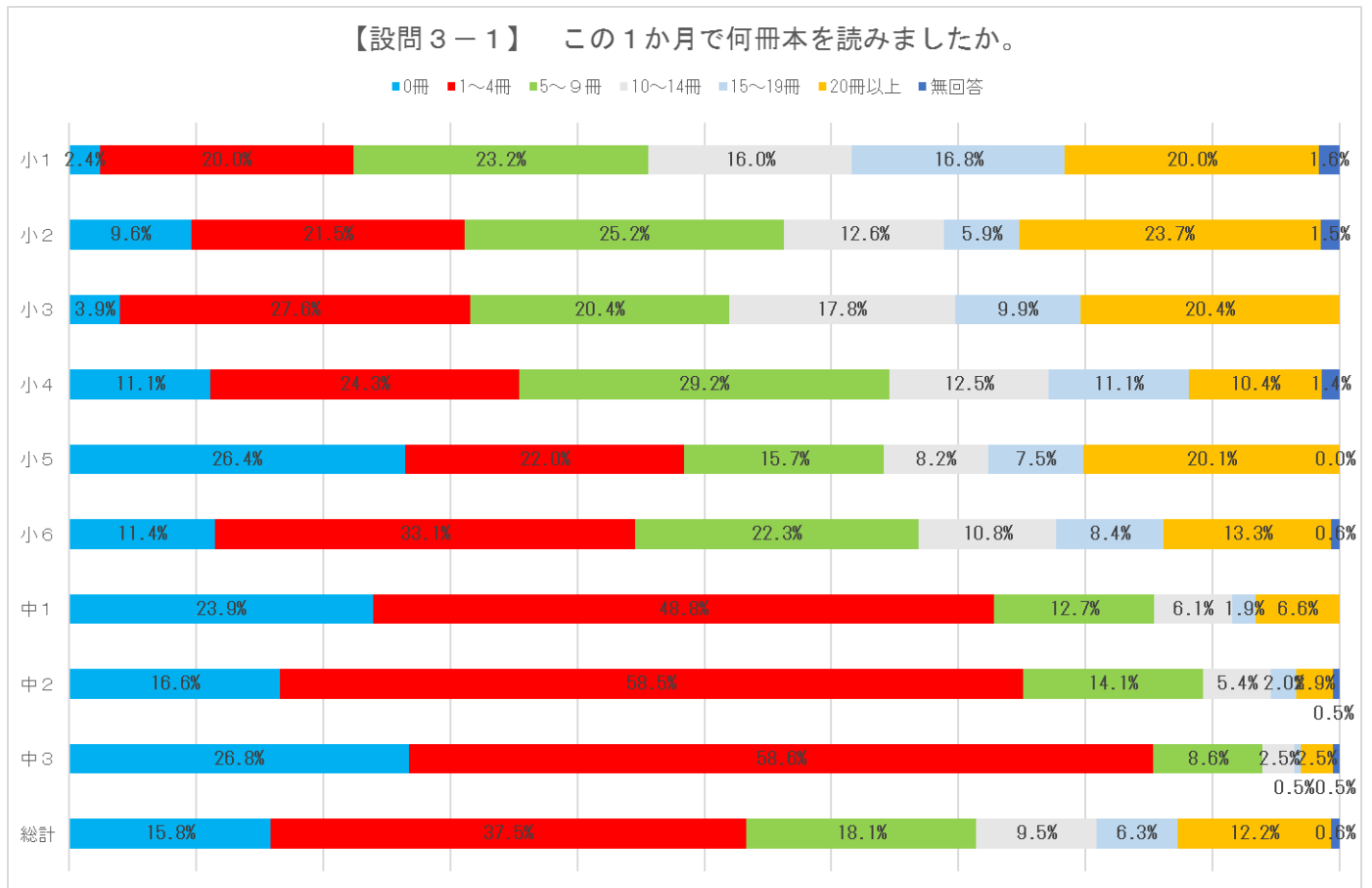
〈参考〉【令和5年度 調査結果】



〈参考〉 【令和4年度 調査結果】



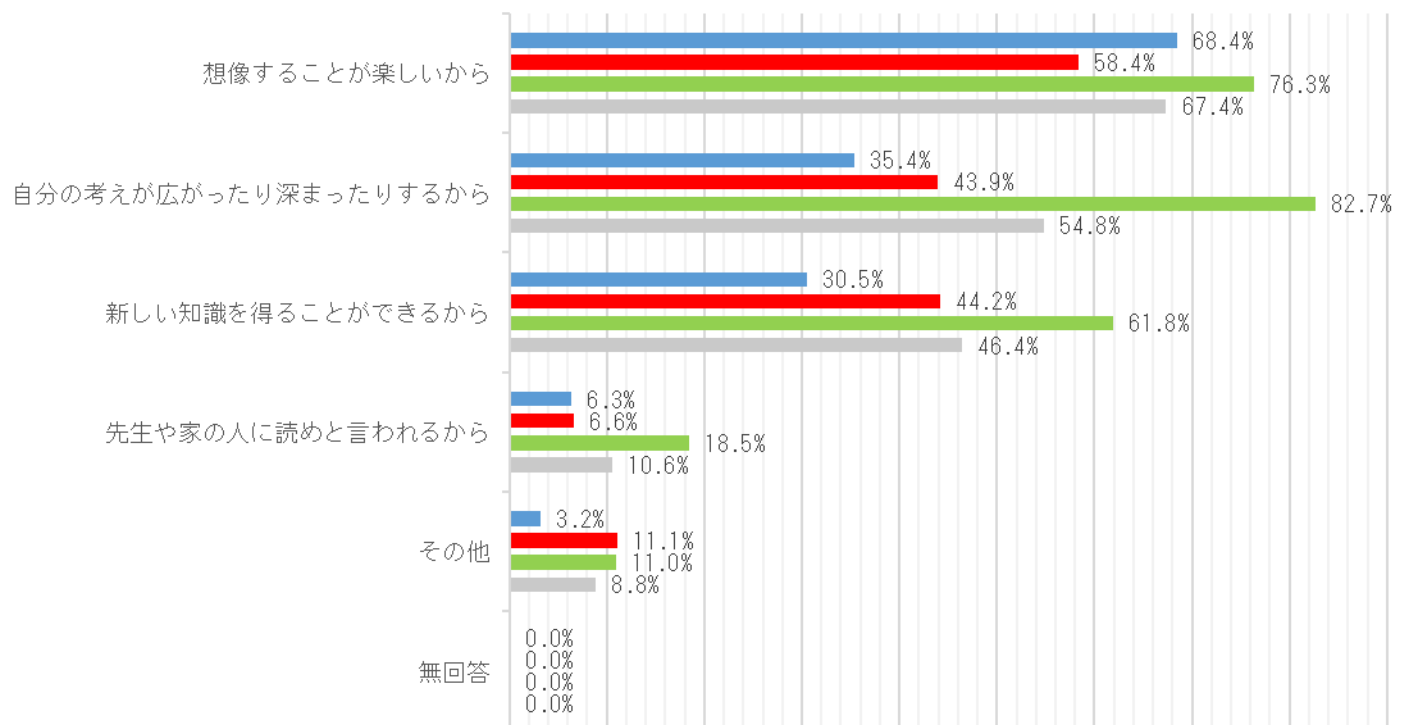
〈参考〉 【令和3年度 調査結果】



【令和6年度 調査結果】

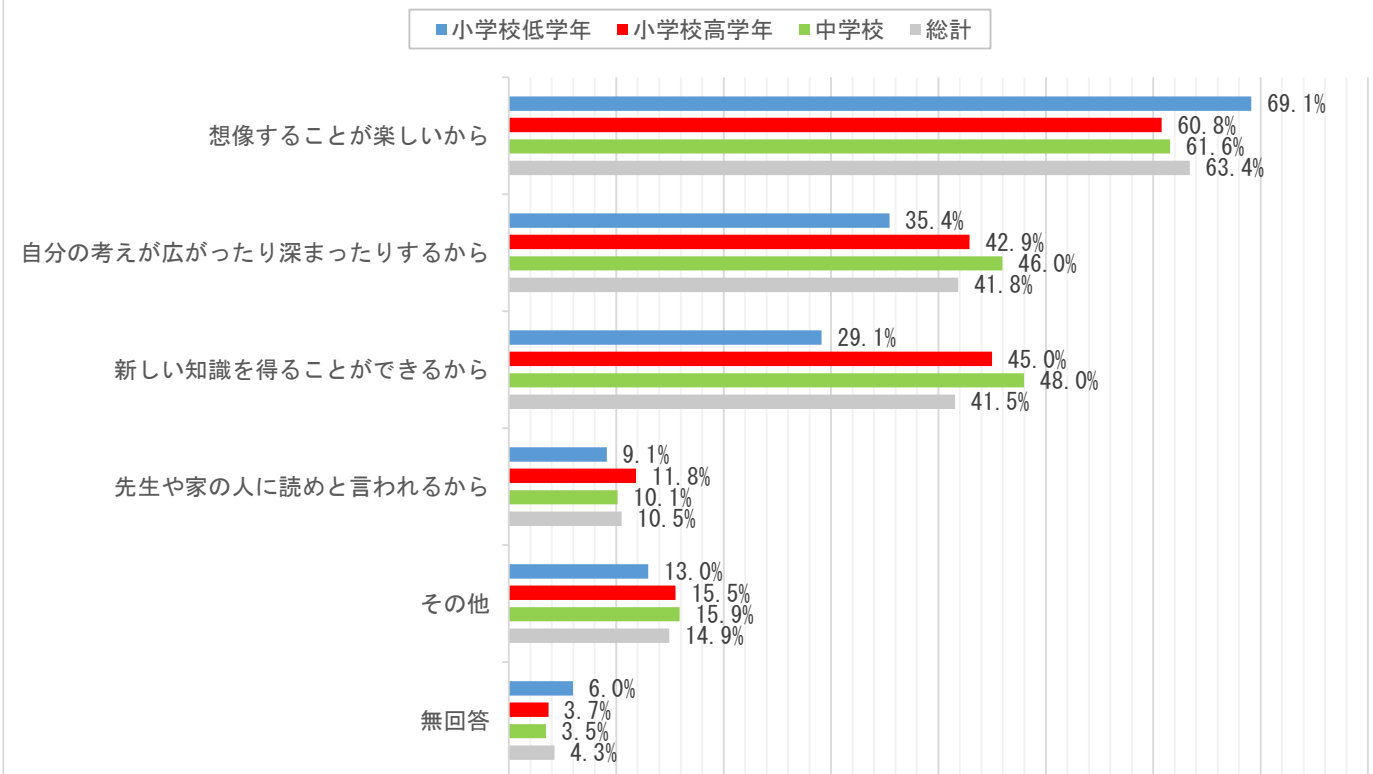
【設問3-2】本を読んだのはなぜですか。

■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学校 ■総計



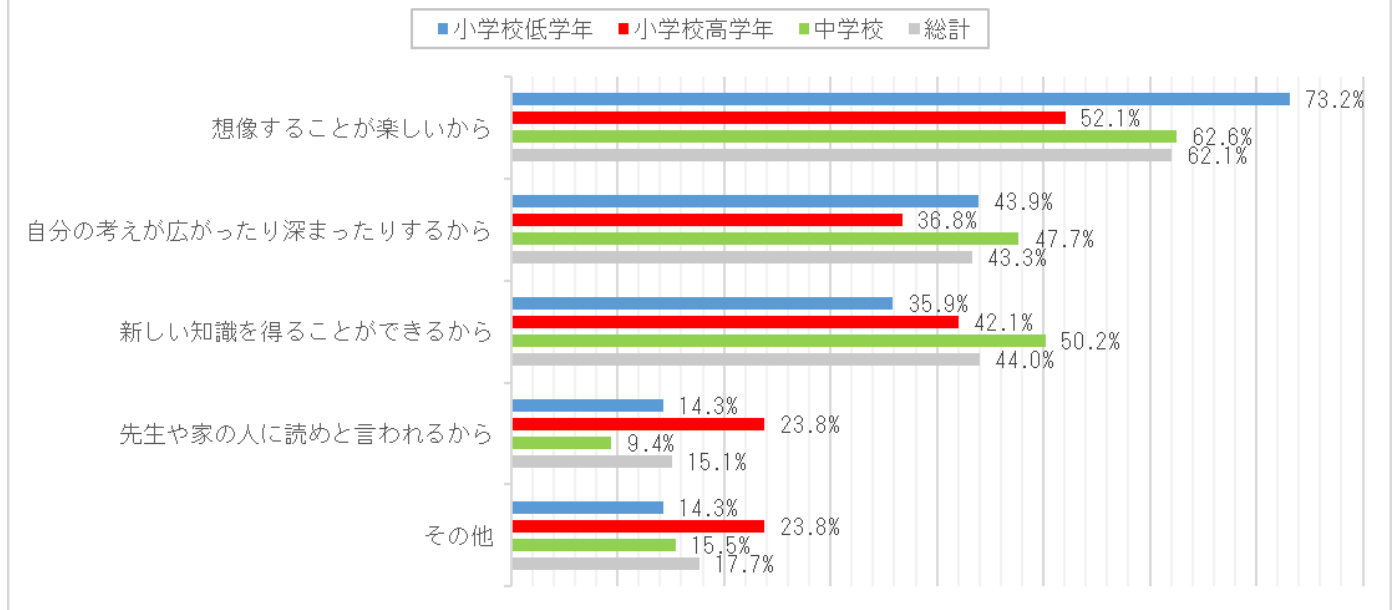
【令和 5 年度 調査結果】

【設問 3-2】本を読んだのはなぜですか。



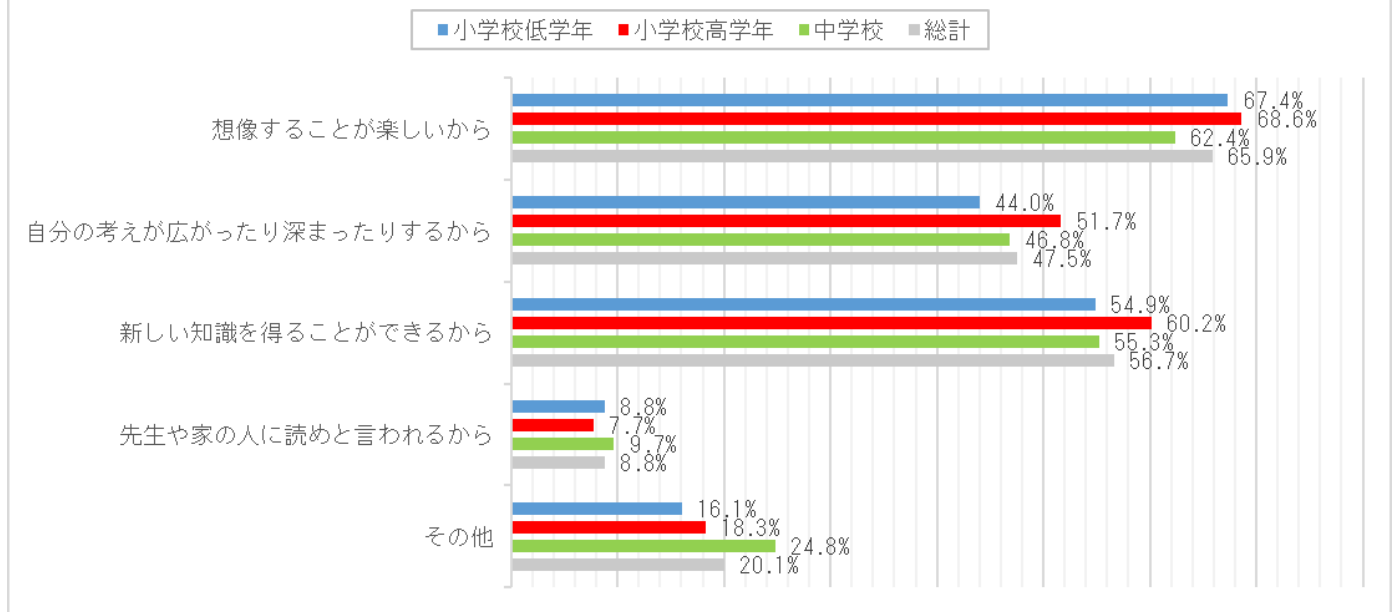
〈参考〉 【令和4年度 調査結果】

【設問3-2】本を読んだのはなぜですか。



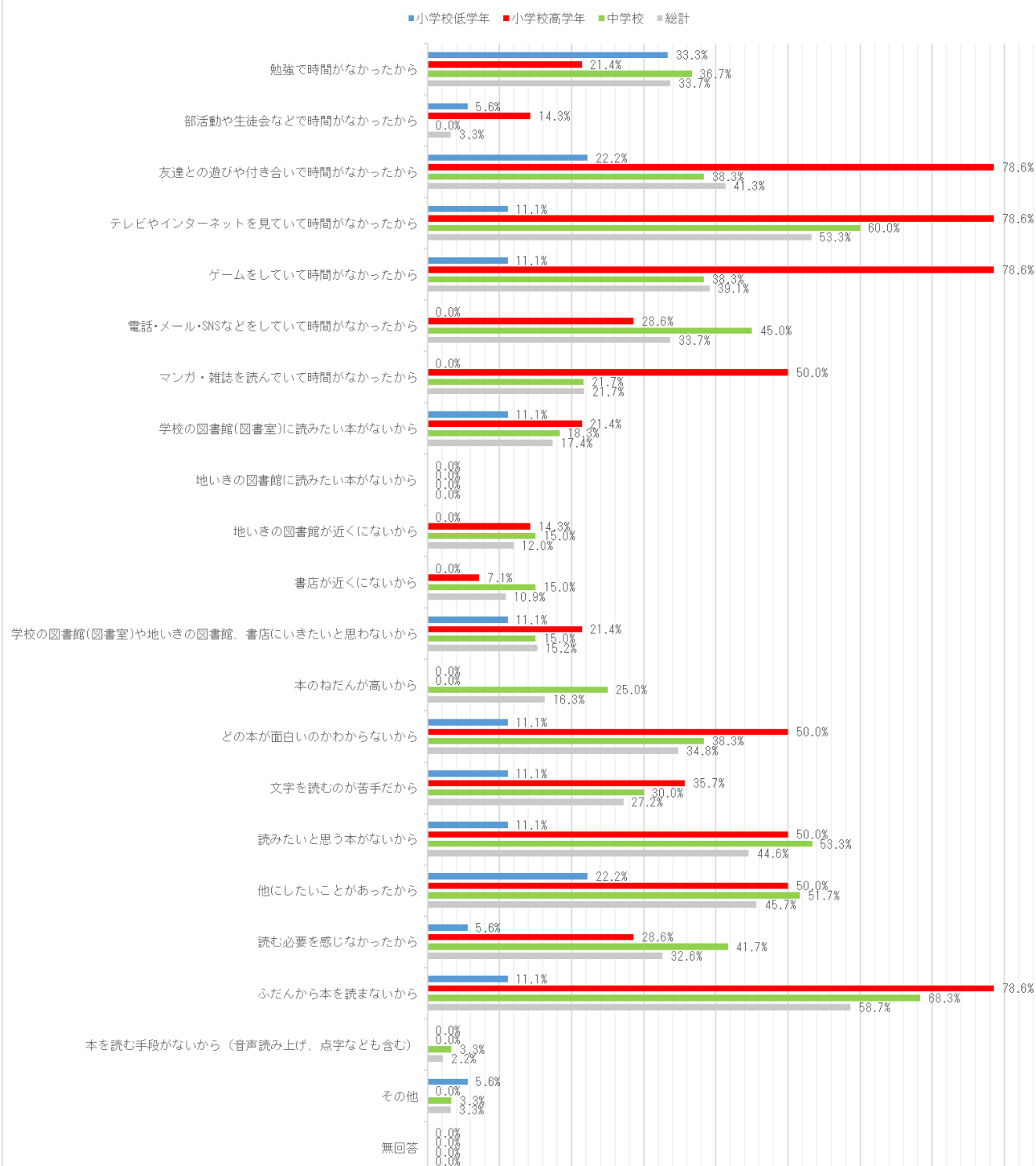
〈参考〉 【令和3年度 調査結果】

【設問3-2】本を読んだのはなぜですか。



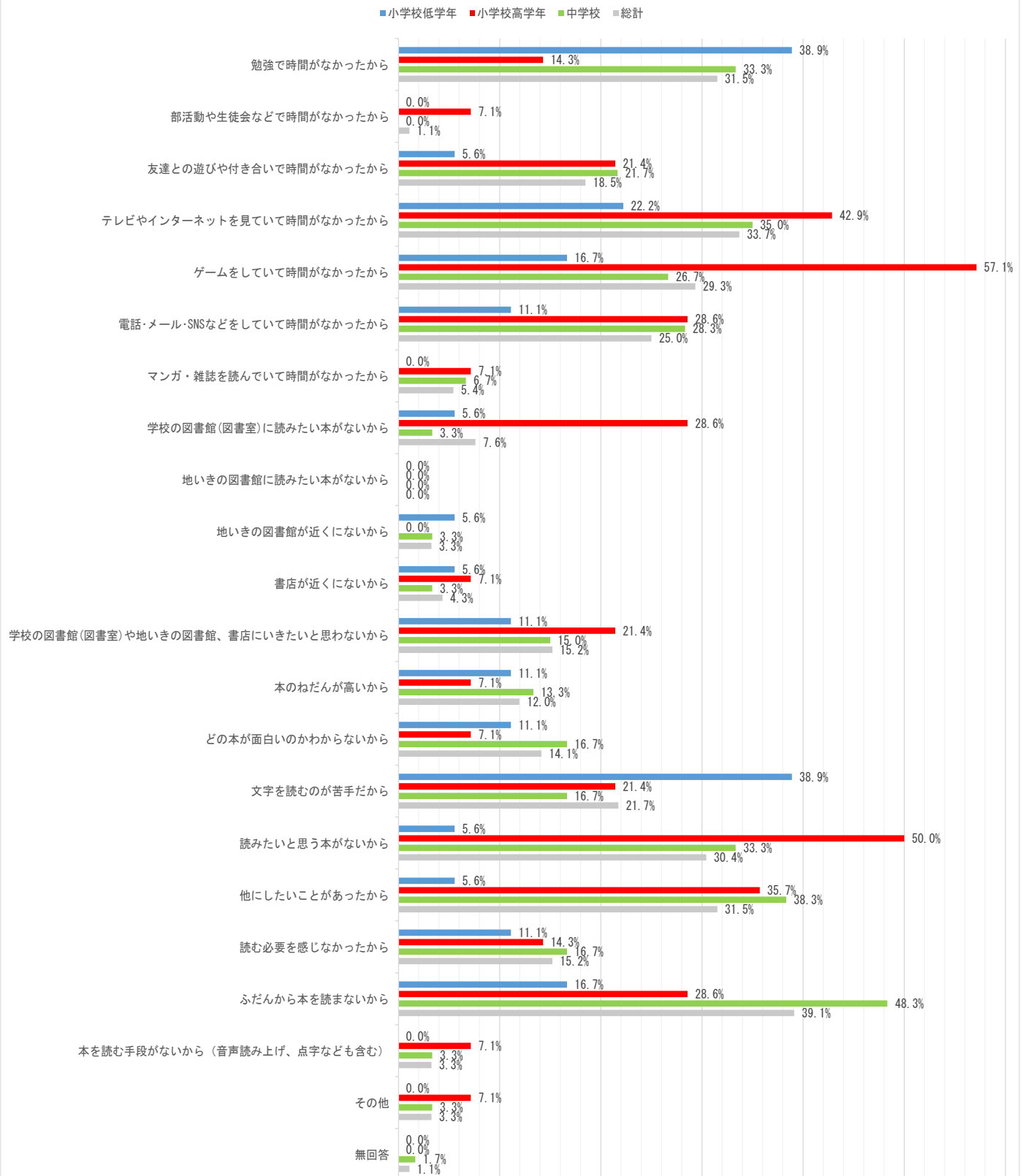
【令和6年度 調査結果】

【設問3-3】本を読まなかったのはなぜですか。



〈参考〉【令和５年度 調査結果】

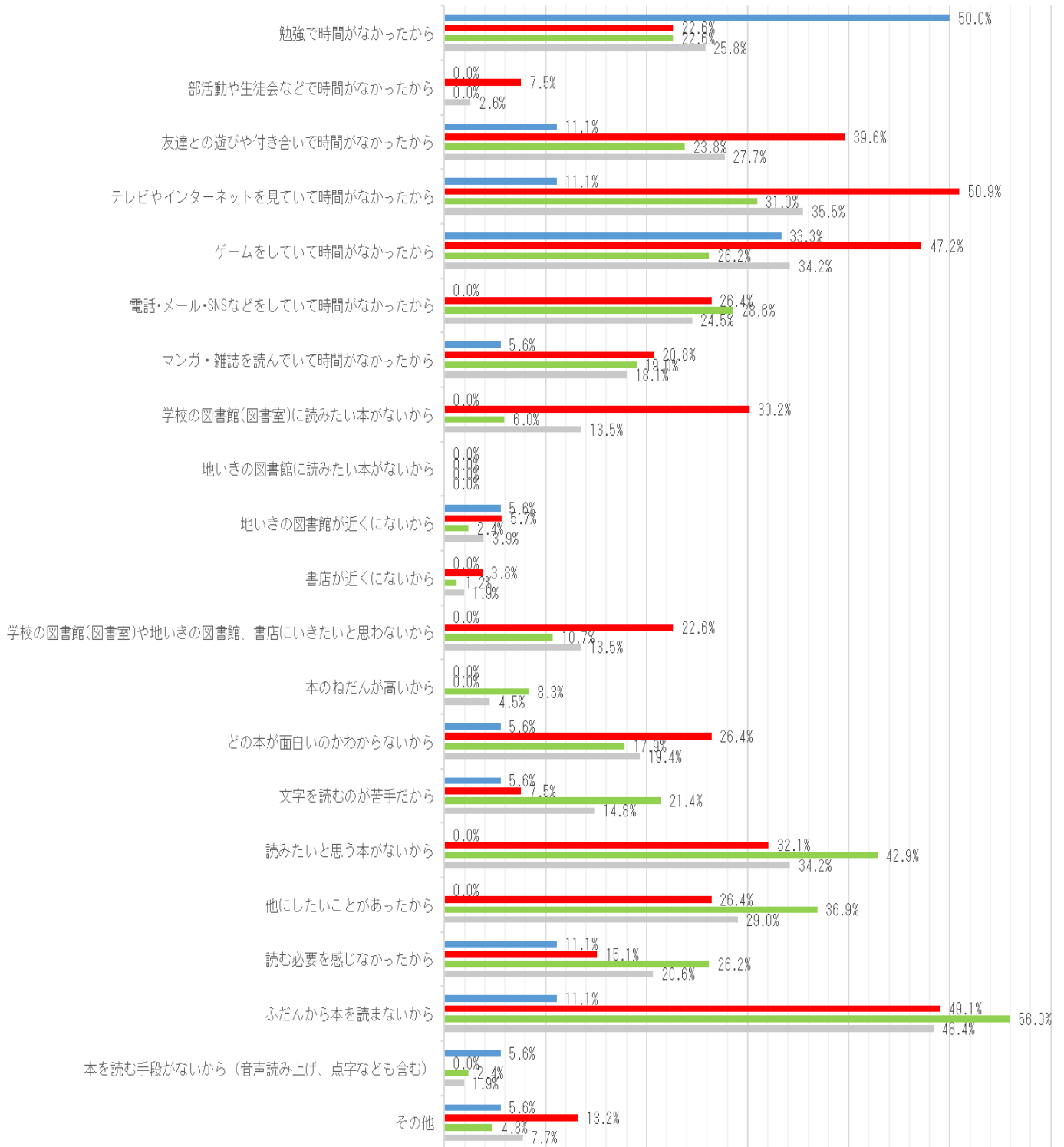
【設問３－３】本を読まなかったのはなぜですか。



〈参考〉 【令和4年度 調査結果】

【設問3-3】本を読まなかったのはなぜですか。

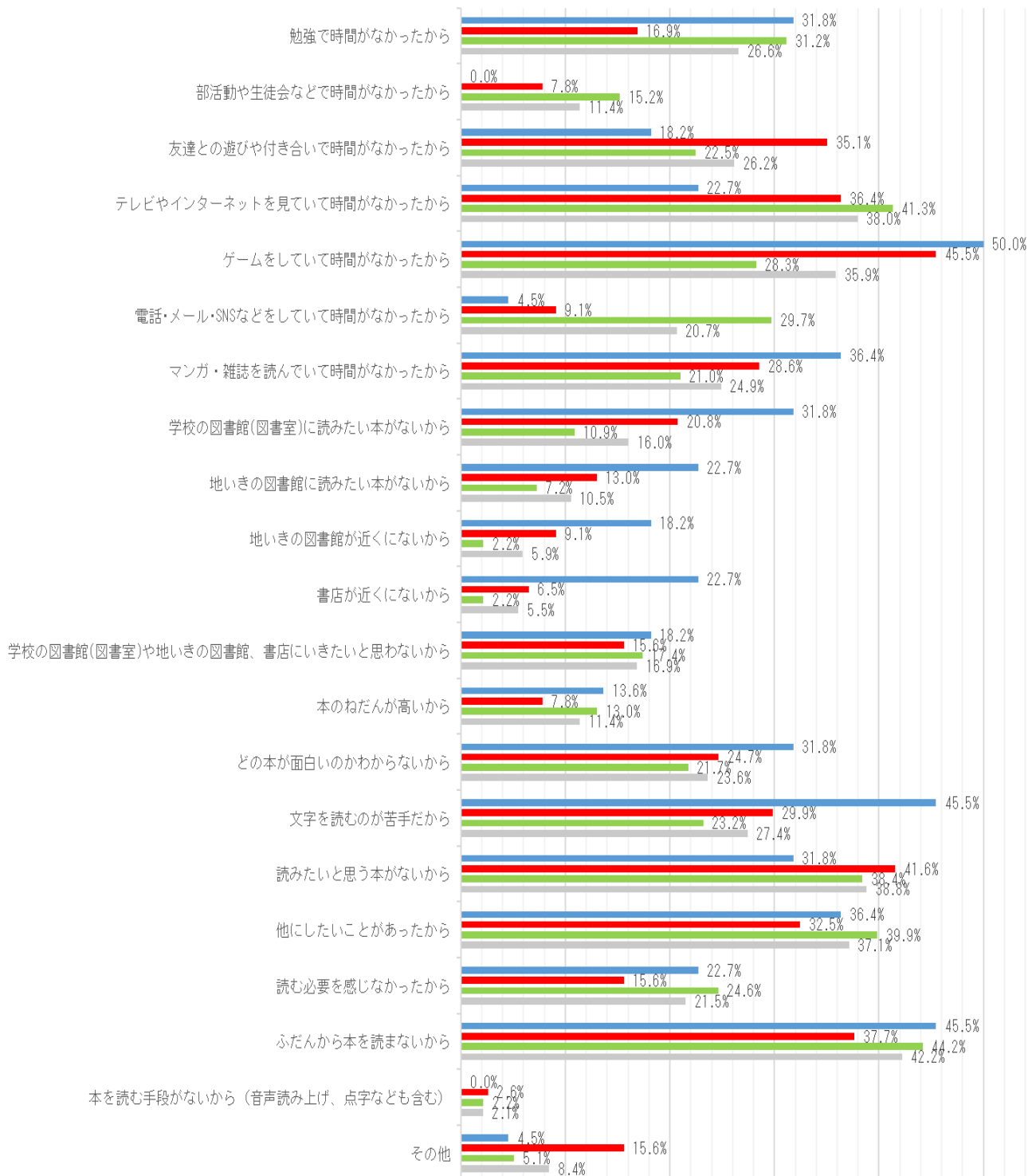
■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学校 ■総計



〈参考〉 【令和３年度 調査結果】

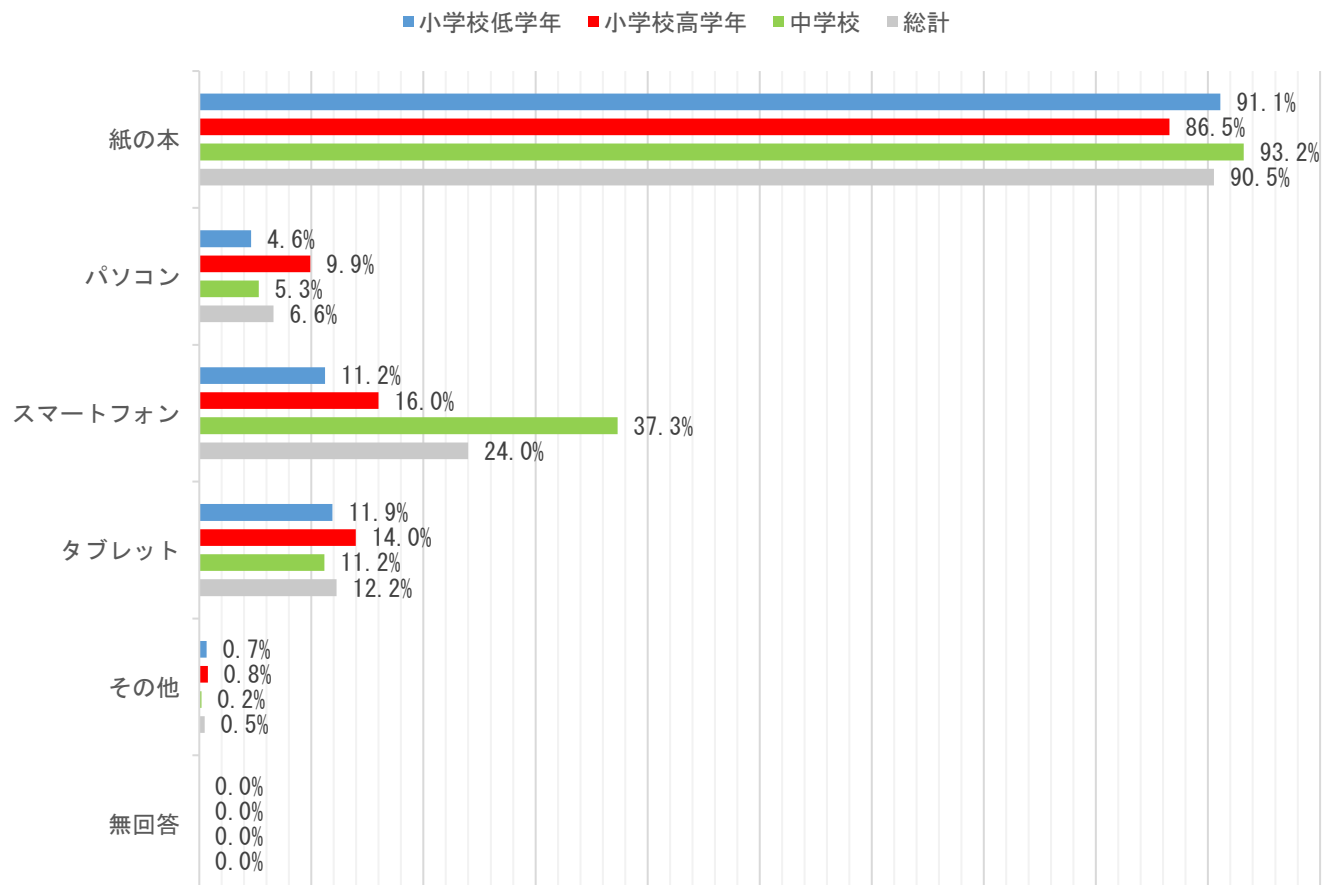
【設問３－３】本を読まなかったのはなぜですか。

■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学校 ■総計



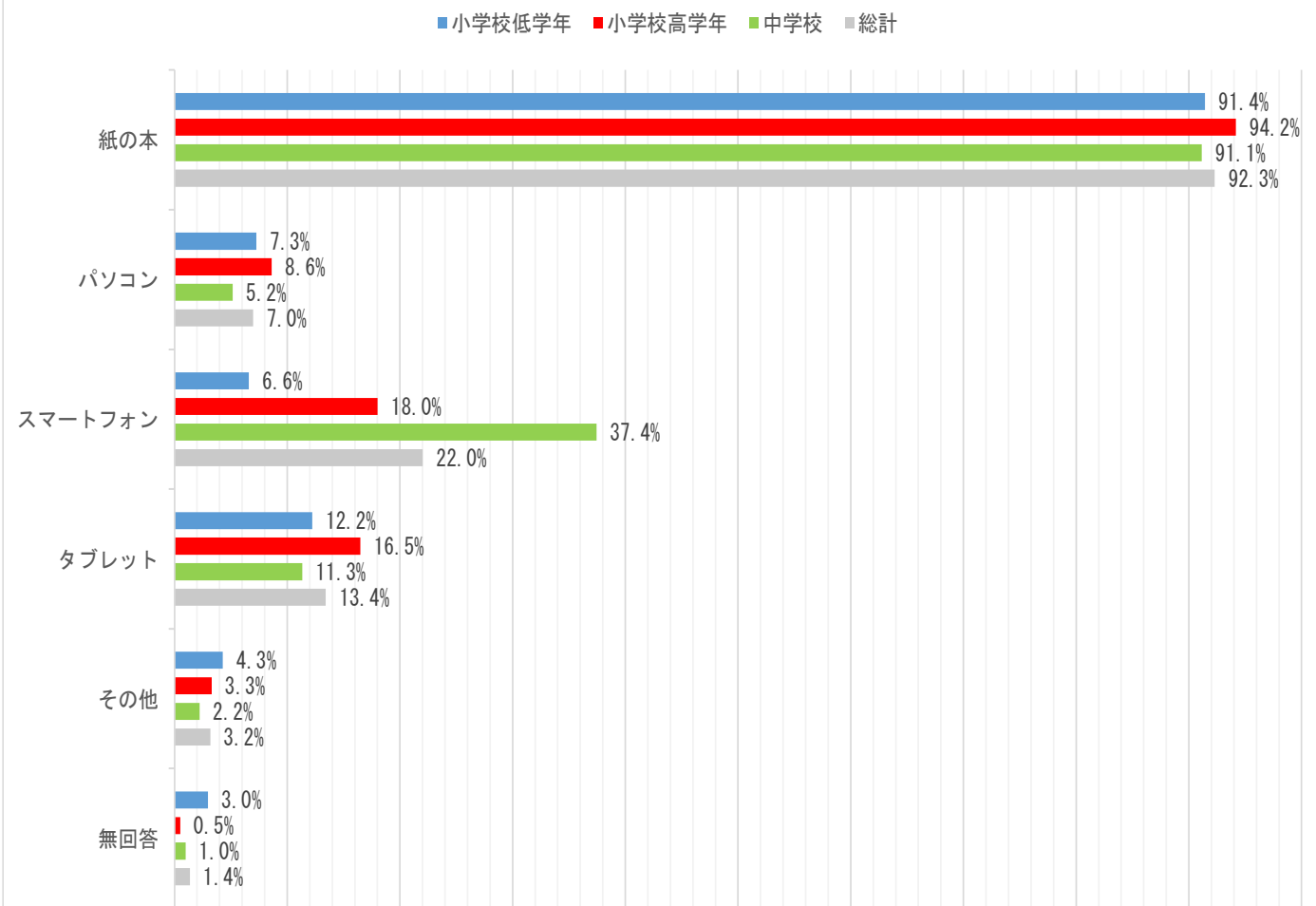
【令和6年度 調査結果】

【設問4】 本を読むとき何を利用して読みますか。



【令和 5 年度 調査結果】

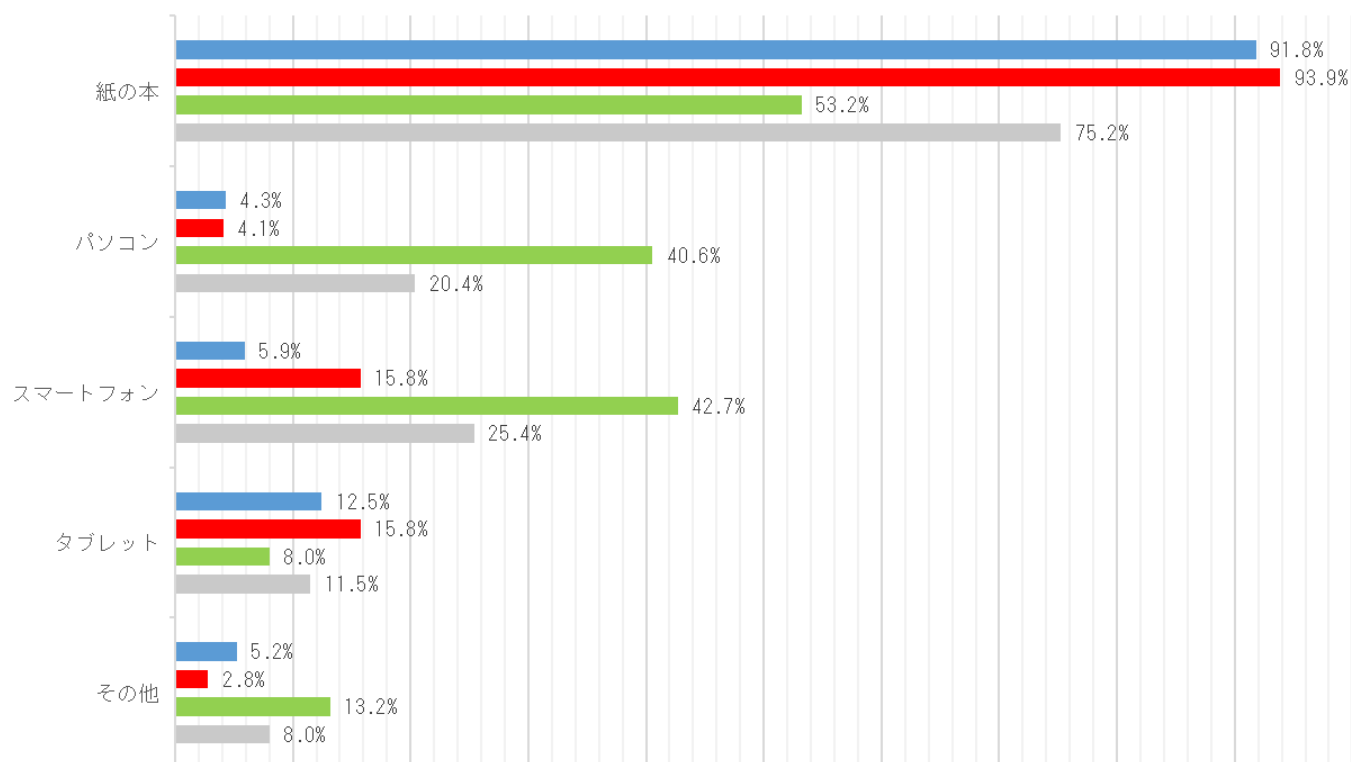
【設問 4】本を読むとき何を利用して読みますか。



〈参考〉 【令和4年度 調査結果】

【設問4】本を読むとき何を利用して読みますか。

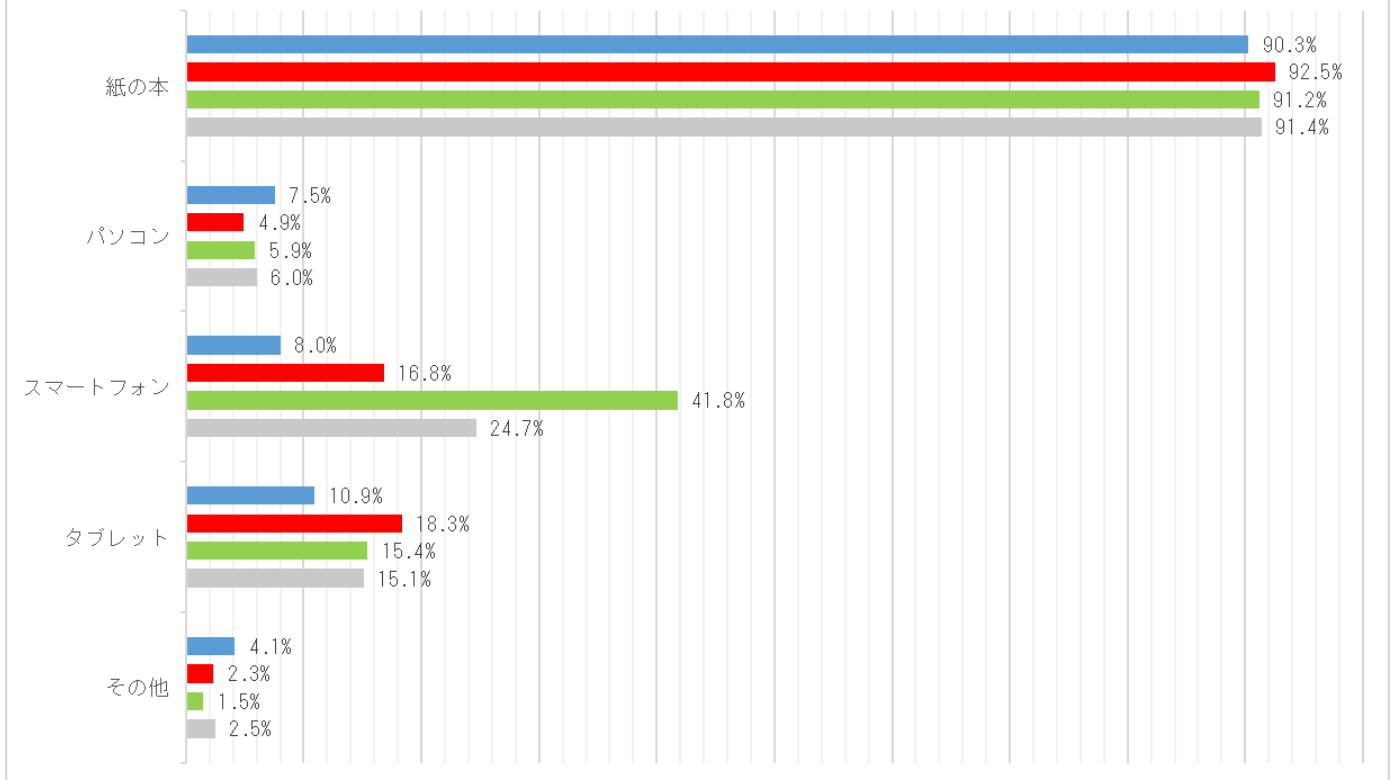
■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学校 ■総計



〈参考〉 【令和3年度 調査結果】

【設問4】本を読むとき何を利用して読みますか。

■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学校 ■総計



調査方法について

【対象校】

対 象 校	回 答 数	対 象 者 (令和6年5月1日時点)
小学校Ⅰ	425	523 人
小学校Ⅱ	189	223 人
小学校Ⅲ	50	55 人
中学校Ⅰ	356	429 人
中学校Ⅱ	94	102 人
中学校Ⅲ	78	86 人

【実 施 時 期】 令和6年度12月実施 (オンラインにて実施)

【アンケート票】 34～37 ページに掲載

【採 集 デ ー タ】 38～39 ページに掲載

どくしょアンケート

しょうがっこう ねんせい
小学校 年生

このアンケートで「読書」とは、紙の本やパソコン・タブレット、スマートフォンなどで読める本を読むことをいいます。
ただし、マンガや雑誌、新聞、教科書や参考書を読むことはふくみません。
学校での活動の中で読んだもの(朝の読書など)はふくみません。(学校の本を家で読んだものはふくみます)

(1)あなたは読書が好きですか。(あてはまる番号を□に書いてください)

1. とても好き 2. わりと好き 3. あまり好きではない 4. 好きではない

(2)あなたは、1日にどのくらい本を読みますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	まった 全くない	ふんみまん 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	じかんいじょう 2時間以上
ふだん学校のある日					
がっこう 学校のない休みの日					

(3-1)この1か月で何さつ本を読みましたか。

この1か月で読んだ本	さつ
------------	----

(3-2)「この1か月に読んだ本」が1さつ以上の方におたずねします。

なぜ本を読みますか。(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

1. 想像することが楽しいから
2. 自分の考えが広がったり深まったりするから
3. 新しい知識を得ることができるから
4. 先生や家の人に読めと言われるから
5. その他

うらめん つづ
裏面に続きます

(3-3)「この1か月に読んだ本」が0さつの方におたずねします。

この1か月に本を読まなかったのはなぜですか。(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1. 勉強で時間がなかったから | 12. 学校の図書館(図書室)や地いきの図書館、 |
| 2. クラブ活動や委員会などで時間がなかったから | 書店にいきたいと思わないから |
| 3. 友達との遊びや付き合いで時間がなかったから | 13. 本のねだんが高いから |
| 4. テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから | 14. どの本が面白いのかわからないから |
| 5. ゲームをしていて時間がなかったから | 15. 文字を読むのが苦手だから |
| 6. 電話・メール・SNS(例:ライン、ツイッター)などをしている時間がなかったから | 16. 読みたいと思う本がないから |
| 7. マンガ・雑誌を読んでいて時間がなかったから | 17. 他にしたいことがあったから |
| 8. 学校の図書館(図書室)に読みたい本がないから | 18. 読む必要を感じなかったから |
| 9. 地いきの図書館に読みたい本がないから | 19. ふだんから本を読まないから |
| 10. 地いきの図書館が近くにないから | 20. 読みたいが本を読む手段がないから(音声読み上げ、点字なども含む) |
| 11. 書店が近くにないから | 21. その他 |

(4)あなたが本を読むとき、何を利用して読みますか？(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|------------|----------|
| 1. 紙の本 | 4. タブレット |
| 2. パソコン | 5. その他 |
| 3. スマートフォン | |

読書アンケート

中学校 年生

このアンケートで「読書」とは、紙の本やパソコン・タブレット、スマートフォンなどで読める本を読むことをいいます。
ただし、マンガや雑誌、新聞、教科書や参考書を読むことはふくみません。
学校での活動の中で読んだもの(朝の読書など)はふくみません。(学校の本を家で読んだものはふくみます)

(1)あなたは読書が好きですか。(あてはまる番号を□に書いてください)

1. とても好き 2. わりと好き 3. あまり好きではない 4. 好きではない

(2)あなたは、1日にどのくらい本を読みますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	まったく	30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間以上
ふだん学校のある日					
学校のない休みの日					

(3-1)この1か月で何さつ本を読みましたか。

この1か月で読んだ本	さつ
------------	----

(3-2)「この1か月に読んだ本」が1さつ以上の方におたずねします。

なぜ本を読みますか。(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- 想像することが楽しいから
- 自分の考えが広がったり深まったりするから
- 新しい知識を得ることができるから
- 先生や家の人に読めと言われるから
- その他

(3-3)「この1か月に読んだ本」が0さつの方におたずねします。

この1か月に本を読まなかったのはなぜですか。(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1. 勉強で時間がなかったから | 12. 学校の図書館(図書室)や地いきの図書館、 |
| 2. 部活動や生徒会などで時間がなかったから | 書店にいきたいと思わないから |
| 3. 友達との遊びや付き合いで時間がなかったから | 13. 本のねだんが高いから |
| 4. テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから | 14. どの本が面白いのかわからないから |
| 5. ゲームをしていて時間がなかったから | 15. 文字を読むのが苦手だから |
| 6. 電話・メール・SNS(例:ライン、ツイッター)などをしている時間がなかったから | 16. 読みたいと思う本がないから |
| 7. マンガ・雑誌を読んでいて時間がなかったから | 17. 他にしたいことがあったから |
| 8. 学校の図書館(図書室)に読みたい本がないから | 18. 読む必要を感じなかったから |
| 9. 地いきの図書館に読みたい本がないから | 19. ふだんから本を読まないから |
| 10. 地いきの図書館が近くにないから | 20. 読みたいが本を読む手段がないから(音声読み上げ、点字なども含む) |
| 11. 書店が近くにないから | 21. その他 |

(4)あなたが本を読むとき、何を利用して読みますか？(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|------------|----------|
| 1. 紙の本 | 4. タブレット |
| 2. パソコン | 5. その他 |
| 3. スマートフォン | |

【令和6年度 調査結果】

			小学校Ⅰ								小学校Ⅱ								小学校Ⅲ								
質問	回答		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	総計			
1	1	とても好き	55	31	28	30	25	28	197	18	23	11	11	8	3	74	3	3	2	0	4	7	19	290			
	2	わりと好き	12	16	20	27	42	33	150	9	13	7	13	17	13	72	3	6	2	6	2	5	24	246			
	3	あまり好きではない	6	5	14	5	8	19	57	1	2	2	5	11	16	37	1	0	2	1	0	1	5	99			
	4	好きではない	2	2	2	3	2	10	21	0	1	0	0	2	3	6	0	0	0	0	0	2	2	29			
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	75	54	64	65	77	90	425	28	39	20	29	38	35	189	7	9	6	7	6	15	50	664			
2-1	1	全くしない	5	6	5	4	3	18	41	1	8	1	3	6	9	28	3	0	3	2	0	3	11	80			
	2	30分未満	39	25	37	30	49	43	223	10	17	7	17	23	23	97	2	7	2	4	5	5	25	345			
	3	30分～1時間未満	17	19	18	21	17	19	111	14	9	7	5	6	1	42	2	2	1	1	1	5	12	165			
	4	1時間～2時間未満	10	3	2	5	4	10	34	3	5	3	4	1	2	18	0	0	0	0	0	2	2	54			
	5	2時間以上	4	1	2	5	4	0	16	0	0	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	20			
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	75	54	64	65	77	90	425	28	39	20	29	38	35	189	7	9	6	7	6	15	50	664			
2-2	1	全くしない	19	19	15	11	21	31	116	6	6	4	9	19	14	58	6	5	4	2	0	8	25	199			
	2	30分未満	23	20	24	16	23	26	132	9	19	9	8	9	16	70	0	2	0	3	3	4	12	214			
	3	30分～1時間未満	15	10	13	18	17	19	92	6	11	3	11	7	4	42	0	1	1	2	2	2	8	142			
	4	1時間～2時間未満	7	3	8	12	11	7	48	5	1	2	0	3	0	11	0	1	1	0	1	0	3	62			
	5	2時間以上	11	2	4	8	5	7	37	2	2	2	1	0	1	8	1	0	0	0	0	1	2	47			
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	75	54	64	65	77	90	425	28	39	20	29	38	35	189	7	9	6	7	6	15	50	664			
3-1	1	0冊	0	1	0	1	0	12	14	2	1	0	1	2	3	9	4	0	3	1	0	3	11	34			
	2	1～4冊	21	16	30	20	31	30	148	4	4	3	6	16	22	55	1	0	2	2	0	2	7	210			
	3	5～9冊	29	16	18	14	22	20	119	6	12	7	5	7	4	41	2	2	1	2	2	4	13	173			
	4	10～14冊	19	6	6	10	13	15	69	4	8	2	1	2	2	19	0	3	0	0	1	3	7	95			
	5	15～19冊	0	1	1	5	2	2	11	1	1	4	5	7	2	20	0	2	0	2	1	2	7	38			
	6	20冊以上	6	14	9	15	9	11	64	11	13	4	11	4	2	45	0	2	0	0	2	1	5	114			
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	75	54	64	65	77	90	425	28	39	20	29	38	35	189	7	9	6	7	6	15	50	664			
3-2	1	想像することが楽しいから	61	35	37	42	55	55	285	13	26	16	16	23	16	110	3	4	0	2	4	9	22	417			
	2	自分の考えが広がり深まったりするから	24	21	20	34	44	35	178	10	14	7	8	15	13	67	0	3	2	4	5	9	23	268			
	3	新しい知識を得ることができるから	16	24	18	30	46	34	168	10	8	14	12	19	71	0	2	1	2	5	6	16	255				
	4	先生や家の人に読めと言われるから	4	1	7	6	0	10	30	1	4	1	1	2	4	13	0	0	0	0	2	0	4	47			
	5	その他	0	1	5	5	8	11	0	1	0	2	5	8	1	17	0	0	0	1	0	3	0	17			
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	67				
		計	105	82	87	117	153	145	689	35	52	34	44	60	53	278	3	9	3	9	16	27	0	967			
3-3	1	勉強で時間がなかったから	0	1	0	0	0	2	3	2	0	0	0	0	0	2	1	0	2	1	0	0	4	9			
	2	部活動や生徒会などで時間がなかったから	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3			
	3	友達との遊びや付き合いで時間がなかったから	0	0	0	1	0	5	6	1	0	0	1	0	2	4	3	0	0	0	0	2	5	15			
	4	テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから	0	1	0	1	0	5	7	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	3	4	13			
	5	ゲームをしていて時間がなかったから	0	0	0	1	0	5	6	1	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	3	4	13			
	6	電話・メール・SNSなどをしていて時間がなかったから	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4			
	7	マンガ・雑誌を読んでいて時間がなかったから	0	0	0	1	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	7			
	8	学校の図書館(図書室)に読みたい本がないから	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	5			
	9	地いきの図書館に読みたい本がないから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	10	地いきの図書館が近くにないから	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2			
	11	書店が近くにないから	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
	12	学校の図書館(図書室)や地いきの図書館、書店にいきたいと思わないから	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2	5			
	13	本のねだんが高いから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	14	どの本が面白いのかわからないから	0	0	0	0	0	6	6	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	9			
	15	文字を読むのが苦手だから	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	2	3	1	0	0	1	0	0	2	7			
	16	読みたいと思う本がないから	0	1	0	0	0	5	6	1	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	9			
	17	他にしたいことがあったから	0	1	0	0	0	5	6	1	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	1	3	11			
	18	読む必要を感じなかったから	0	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	5			
	19	ふだんから本を読まないから	0	0	0	0	0	5	5	1	0	0	0	2	2	5	1	0	0	0	0	2	3	13			
	20	本を読む手段がないから(音声読み上げ、点字なども含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	21	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1			
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	0	5	0	4	0	57	66	12	0	0	1	2	17	32	11	0	5	3	0	15	34	132			
4	1	紙の本	57	52	63	62	72	82	388	27	37	20	28	36	34	182	6	8	6	7	6	14	47	617			
	2	パソコン	7	2	2	6	17	10	44	1	1	0	0	2	3	7	1	0	0	0	0	1	2	53			
	3	スマートフォン	12	4	4	5	12	25	62	4	4	4	4	6	7	29	0	2	0	0	1	3	6	97			
	4	タブレット	15	10	3	14	11	25	78	3	1	3	0	1	1	9	0	1	0	0	1	2	4	91			
	5	その他	0	0	1	2	1	0	4	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5			
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	91	68	73	89	113	142	576	35	44	27	32	45	45	228	7	11	6	7	8	20	59	863			

質問	回答		中学校Ⅰ				中学校Ⅱ				中学校Ⅲ				総計
			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
1	1	とても好き	21	23	20	64	7	7	6	19	6	7	4	17	100
	2	わりと好き	62	73	55	190	12	16	17	52	21	10	11	42	284
	3	あまり好きではない	27	20	35	82	7	7	7	12	6	4	4	14	108
	4	好きではない	12	5	3	20	3	3	2	6	2	1	2	5	31
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
		計	122	121	113	356	29	33	32	94	35	22	21	78	528
2-1	1	全くしない	17	20	29	66	6	1	12	19	10	1	2	13	98
	2	30分未満	80	66	58	204	18	22	12	52	21	17	14	52	308
	3	30分～1時間未満	18	28	21	67	2	4	6	12	4	3	5	12	91
	4	1時間～2時間未満	6	3	3	12	1	3	2	6	0	1	0	1	19
	5	2時間以上	1	4	2	7	2	3	0	5	0	0	0	0	12
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	122	121	113	356	29	33	32	94	35	22	21	78	528
2-2	1	全くしない	60	54	43	157	16	18	19	53	17	12	7	36	246
	2	30分未満	40	31	35	106	7	4	4	15	8	6	6	20	141
	3	30分～1時間未満	15	22	24	61	4	6	5	15	10	2	6	18	94
	4	1時間～2時間未満	3	8	6	17	1	2	3	6	0	1	2	3	26
	5	2時間以上	4	6	5	15	1	3	1	5	0	1	0	1	21
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	122	121	113	356	29	33	32	94	35	22	21	78	528
3-1	1	0冊	17	19	21	57	3	0	8	11	5	1	1	7	75
	2	1～4冊	75	77	72	224	16	22	16	54	20	19	18	57	335
	3	5～9冊	15	15	11	41	5	4	5	14	5	1	1	7	62
	4	10～14冊	9	6	3	18	1	3	2	6	0	1	1	2	26
	5	15～19冊	3	0	1	4	1	1	0	2	4	0	0	4	10
	6	20冊以上	3	4	5	12	3	3	1	7	1	0	0	1	20
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	122	121	113	356	29	33	32	94	35	22	21	78	528
3-2	1	想像することが楽しいから	57	62	56	175	13	19	16	48	19	11	11	41	264
	2	自分の考えが広がり深まったりするから	41	101	48	190	7	33	13	53	9	21	13	43	286
	3	新しい知識を得ることができるから	50	43	44	137	7	18	13	38	14	12	13	39	214
	4	先生や家の人に読めと言われるから	17	15	10	42	5	8	1	14	2	3	3	8	64
	5	その他	11	9	6	26	6	2	0	8	2	2	0	4	38
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	176	230	164	570	38	80	43	161	46	49	40	135	866
3-3	1	勉強で時間がなかったから	5	4	9	18	0	0	2	2	2	0	0	2	22
	2	部活動や生徒会などで時間がなかったから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	友達との遊びや付き合いで時間がなかったから	8	4	7	19	2	0	1	3	1	0	0	1	23
	4	テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから	11	9	8	28	2	0	4	6	2	0	0	2	36
	5	ゲームをしていて時間がなかったから	11	4	1	16	3	0	3	6	1	0	0	1	23
	6	電話・メール・SNSなどをしていて時間がなかったから	8	4	8	20	2	0	4	6	1	0	0	1	27
	7	マンガ・雑誌を読んでいて時間がなかったから	7	0	3	10	2	0	0	2	1	0	0	1	13
	8	学校の図書館(図書室)に読みたい本がないから	4	2	0	6	1	0	3	4	1	0	0	1	11
	9	地いきの図書館に読みたい本がないから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	地いきの図書館が近くにないから	3	0	0	3	2	0	3	5	1	0	0	1	9
	11	書店が近くにないから	3	0	2	5	2	0	2	4	0	0	0	0	9
	12	学校の図書館(図書室)や地いきの図書館、書店にいきたいと思わな	5	0	2	7	1	0	1	2	0	0	0	0	9
	13	本のねだんが高いから	5	0	4	9	2	0	2	4	2	0	0	2	15
	14	どの本が面白いのかわからないから	5	4	4	13	3	0	4	7	3	0	0	3	23
	15	文字を読むのが苦手だから	4	3	5	12	2	0	1	3	2	0	1	3	18
	16	読みたいと思う本がないから	7	5	10	22	3	0	3	6	2	1	1	4	32
	17	他にしたいことがあったから	8	6	9	23	3	0	3	6	1	0	1	2	31
	18	読む必要を感じなかったから	6	4	6	16	3	0	3	6	3	0	0	3	25
	19	ふだんから本を読まないから	10	10	7	27	3	0	6	9	4	0	1	5	41
	20	本を読む手段がないから(音声読み上げ、点字なども含む)	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	21	その他	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	2
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	111	60	86	257	36	0	46	82	27	1	4	32	371
4	1	紙の本	114	116	103	333	27	32	26	85	33	21	20	74	492
	2	パソコン	7	7	7	21	0	2	4	6	0	1	0	1	28
	3	スマートフォン	37	47	48	132	7	9	17	33	15	9	8	32	197
	4	タブレット	12	12	15	39	1	3	2	6	7	7	0	14	59
	5	その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	171	182	173	526	35	46	49	130	55	38	28	121	777

指標の計算について

1 小中学校図書館蔵書数の学校図書館図書標準達成率（令和6年9月末時点）

① 小中学校数＝41 校

② 図書標準達成校数＝35 校

∴ ②÷①＝85.4%

2 子ども1人あたりの児童書の貸出冊数（令和6年3月末時点）

① 18歳以下の人口数＝20,267 人

② 児童書の個人貸出冊数＝249,910 冊

∴ ②÷①≒12.3 冊

3 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の割合（令和6年度12月時点）

① 読書アンケート回答者数（小中計）＝1,192 人

② 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の人数＝1,083 人

∴ ②÷①≒90.9%

4 読書を好きと回答した児童・生徒の割合（令和6年度12月時点）

① 読書アンケート回答者数（小中計）＝1,192 人

② 読書を好きと回答した児童・生徒の人数＝914 人

∴ ②÷①≒76.7%

以上

今治市子ども読書活動推進計画 （第2次）



今治市教育委員会

令和4年3月

目 次

第1章	子ども読書活動推進計画の策定にあたって	…	1
	(1) 計画策定の背景		
	(2) 計画策定の目的		
	(3) 計画の構成		
	(4) 計画の対象		
	(5) 計画の期間		
	(6) 指標		
第2章	子ども読書活動推進計画の基本方針	…	7
	(1) 基本理念		
	(2) 基本方針		
第3章	子ども読書活動推進の現状	…	8
	(1) 今治市読書アンケートの結果		
	(2) 現状と課題		
第4章	基本方針に基づく具体的な取組について	…	14
	(1) 環境整備		
	(2) きっかけづくり		
	(3) 読書の習慣化		
	(4) 伝えるための読書		
	(5) 様々な活動への発展		
第5章	引用法令及び参考資料	…	33
	(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律		
	(2) 拠点リスト		
	(3) 読書アンケートについて		

第1章

子ども読書活動推進計画の策定にあたって

（１）計画策定の背景

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければなりません。この理念を基本に、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。

この法律に基づき、国は平成14年に「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、愛媛県は平成16年に「愛媛県子ども読書活動推進計画」、今治市では平成29年に「今治市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」）を策定し、子どもの読書の推進を図ってきました。

近年、子どもの読書を取り巻く環境は変化し続けています。平成27年に持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）が国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」が本計画に深く関わるものとし、「誰1人取り残さない（leave no one behind）」に取り組めます。令和元年には、国が「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を施行しました。また、社会問題として、経済の格差の拡大による子どもの貧困が問題となる中、家庭による読書環境の格差が子どもの読書機会に影響を与えています。障がいの有無や家庭の状況に関わらず、全ての子どもの環境を整え、読書機会の充実及び支援を図ることが必要です。

生活環境面においては、スマートフォンやタブレット端末等の普及により、多量の情報を容易に手に入れることができるようになっていきます。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」が子どもたちの生活にも取り入れられる中、今治市におきましても学習用タブレット端末が教育現場に導入されています。ICT（Information and Communication Technology）の発展によるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の利用や映像の視聴時間等が増加しています。書店の減少などによる本と出合うきっかけや読書時間の減少が挙げられるとともに、電子書籍市場の拡大などにより読書の形態にも広がりがみられます。このような、本計画内のみでは対応できないような子どもの読書を取り巻く環境の多様化の中で、今後も、読書の機会の充実や環境整備について検討していく必要があります。



子どもの読書に関する関係法令等	
平成13年	子どもの読書活動の推進に関する法律 制定
平成14年	国 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画 (第一次基本計画)
平成16年	愛媛県 子ども読書活動推進計画 (第一次計画)
平成17年	文字・活字文化振興法
平成18年	教育基本法 改正
平成20年	社会教育法、図書館法 改正 国 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画 (第二次基本計画)
平成21年	愛媛県 子ども読書活動推進計画 (第二次計画)
平成22年	国民読書年
平成23年	新学習指導要領全面实施 (小学校)
平成24年	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正 新学習指導要領全面实施 (中学校)
平成25年	国 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画 (第三次基本計画)
平成26年	愛媛県 子ども読書活動推進計画 (第三次計画)
平成27年	持続可能な開発のための2030アジェンダ 採択 国際目標「SDGs」(持続可能な開発目標) 記載
平成29年	<u>今治市子ども読書活動推進計画</u> 学習指導要領の改訂
平成30年	国 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画 (第四次基本計画)
平成31年 令和元年	愛媛県 子ども読書活動推進計画 (第四次計画) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法)
令和 2 年	学習指導要領全面实施 (小学校)
令和 3 年	学習指導要領全面实施 (中学校)
令和 4 年	<u>今治市子ども読書活動推進計画 (第2次)</u>

(2) 計画策定の目的

国や県の計画を踏まえ、今治市における子どもの読書活動を推進し、今治の未来を拓く子どもたちの「生きる力」を育むため、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「今治市子ども読書活動推進計画」（第2次）を策定します。

(3) 計画の構成

本計画は以下のとおり構成されています。

第1章	「総論」として子どもの読書活動推進に関する今治市の考え方を示します。
第2章	基本方針を示します。
第3章	読書アンケートとそれに基づく課題の抽出を行います。
第4章	基本方針に基づく具体的な取組を示します。
第5章	引用法令及び参考資料を掲載します。

(4) 計画の対象

計画の対象は、今治市の設置する施設・機関を通じ、学校・社会・家庭などの教育の場や、子育ての場、地域での活動などにおける子どもの読書活動を推進する事業とします。

(5) 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、5年毎に計画の見直しを実施します。

また、指標については毎年調査し、公表します。

＜今後の予定＞

令和4年度 指標の調査、公表

令和5年度 指標の調査、公表

令和6年度 指標の調査、公表

令和7年度 指標の調査、公表

計画の見直し及び次期計画策定に向けて
の協議開始

令和8年度 指標の調査、公表

次期計画の策定及び公表

(6) 指標

現状と課題から本計画では、以下の指標を設定し、次期計画策定の際には、再調査により成果を確認し、計画の調整・見直しを行います。

①学校図書館に本を用意します。

(現状の値：令和3年9月末時点)

指 標	現状	目標値
小中学校図書館蔵書数の学校図書館図書標準達成率	90.2%	100%

②市立図書館の読書利用を推進します。

(現状の値：令和3年9月末時点)

指 標	現状	目標値
子ども1人あたりの児童書の貸出冊数	11.3冊	12冊

③本を読む習慣を身に付けます。

(現状の値：令和3年12月時点)

指 標	現状	目標値
1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の割合	83.6%	100%

④読書の楽しさを伝えます。

(現状の値：令和3年12月時点)

指 標	現状	目標値
読書を好きと回答した児童・生徒の割合	77.1%	100%

第2章

子ども読書活動推進計画の基本方針

(1) 基本理念

今治市では、公共図書館、小・中学校、保育所・認定こども園、児童館、公民館などが協力し、子どもの読書活動を推進し、子どもたちが多様な価値観・文化に触れ、探究的学習力を獲得することで「生きる力」を育んでいけるように、次の基本理念を掲げます。

自らの課題を発見する力

読書を通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的探究心を養います。

情報をまとめ、伝える力

読書を通じて、知識や教養を身に付けるとともに、読解力や想像力、思考力、表現力などを養います。

自己を確立する力

読書を通じて、多様な価値観・文化に触れる機会をつくり、情報を評価し、自身で判断する力を養います。

(2) 基本方針

今治市では、国の「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」、「愛媛県子ども読書活動推進計画」、及び前項で掲げた基本理念を踏まえ、次の5項目を本計画の基本方針とします。

- (1) 読書のための環境整備を推進する。
- (2) 本と出合うきっかけづくりを推進する。
- (3) 読書の習慣化を推進する。
- (4) 情報をまとめ伝えるための読書を推進する。
- (5) 生活様式の変化にそった多様な読書を支援する。

以上、5つの基本方針について、取り組んでまいります。

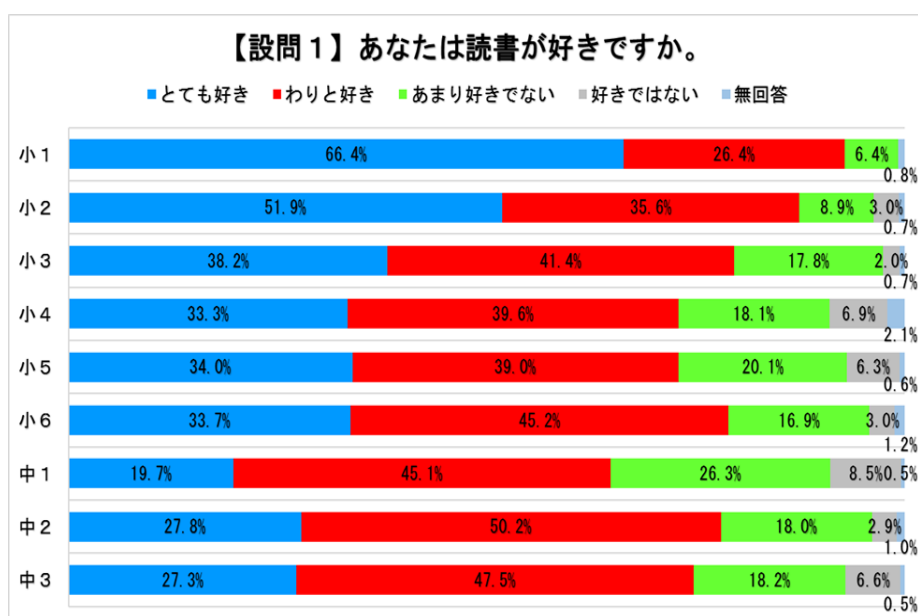
第3章

子ども読書活動推進の現状

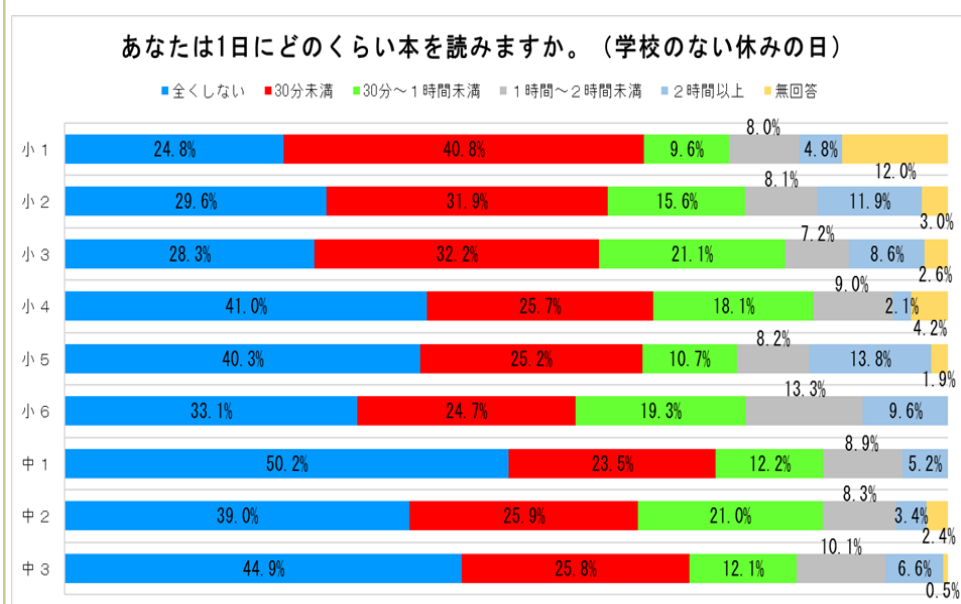
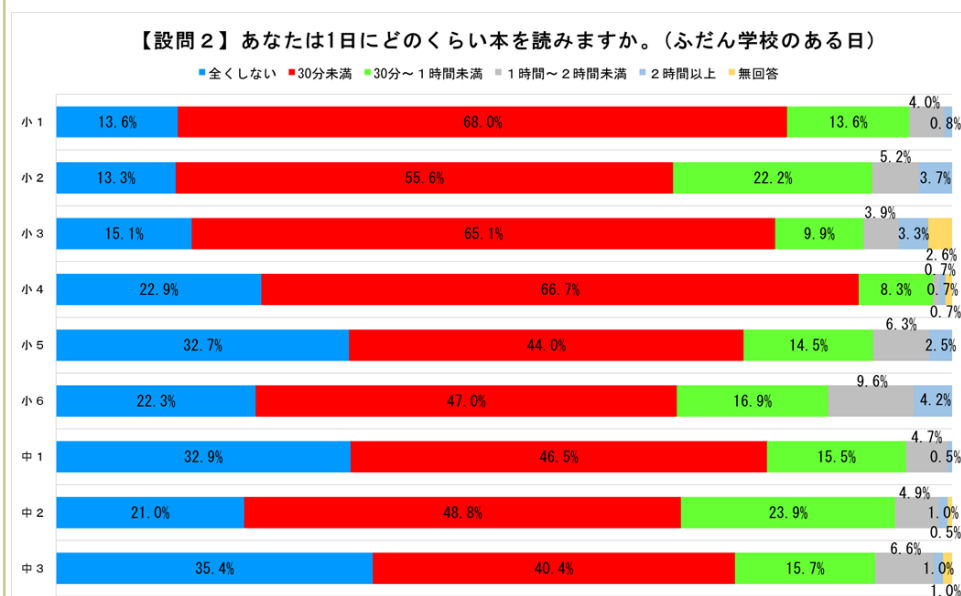
(1) 今治市読書アンケートの結果

令和3年度の2学期末に、子ども読書活動推進の現状を把握するため、今治市の小中学校から規模や配置が偏らないよう6校をサンプル校として抽出し、読書アンケートを実施しました。

「読書」の定義を、紙の本やパソコン・タブレット、スマートフォンなどで読める「本」を読むこと、ただし、マンガや雑誌、新聞、教科書や参考書を読むことは含まない、また、学校での活動の中で読んだもの（朝の読書活動など）は含まないこととしました。



設問1では、読書に対する印象を尋ねました。「とても好き」と小学1年生は66.4%回答しているのに対し、中学3年生では27.3%と半数以下となっています。一方で、小学1年生では「好きではない」と答えた児童がいなかったのに対し、中学3年生では6.6%となっています。学年により差があるものの、高学年になるにつれて読書に対し苦手意識を抱く傾向にあるといえます。しかし、「とても好き」、「わりと好き」などと回答した児童・生徒はどの学年も60%を超えることから、半数以上の児童・生徒が読書に対し好意的な印象を抱いていることが見て取れます。



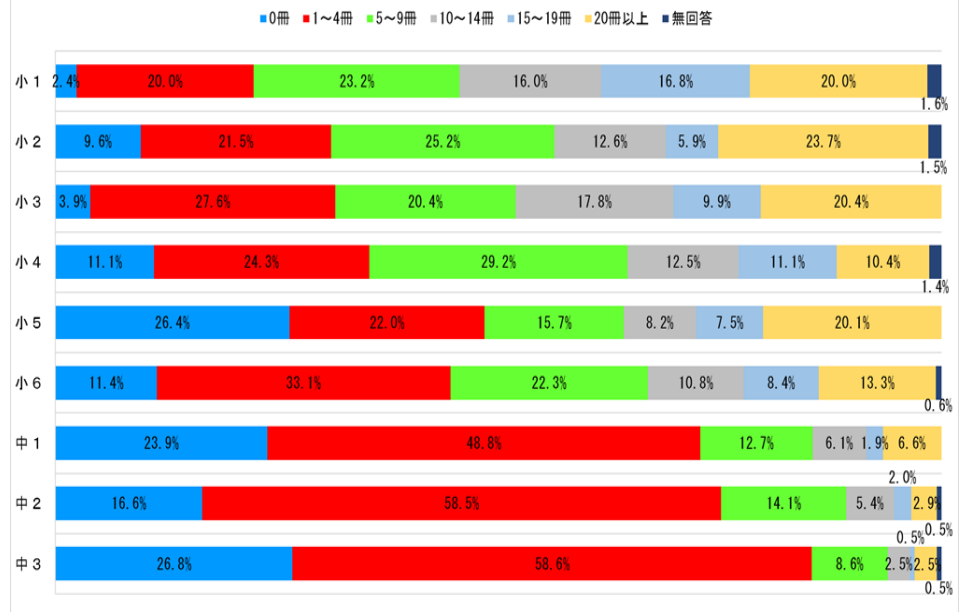
設問２では、ふだん学校のある日（以下、平日とする）と学校のない休みの日（以下、休日とする）それぞれで、読書に充てる時間を尋ねました。

冊数ではなく、時間を調査しているのは、低学年時によく読まれる絵本と高学年時によく読まれる本では、それぞれ１冊を読むのにかかる時間が異なるため、学年毎の比較が困難と考えられるためです。

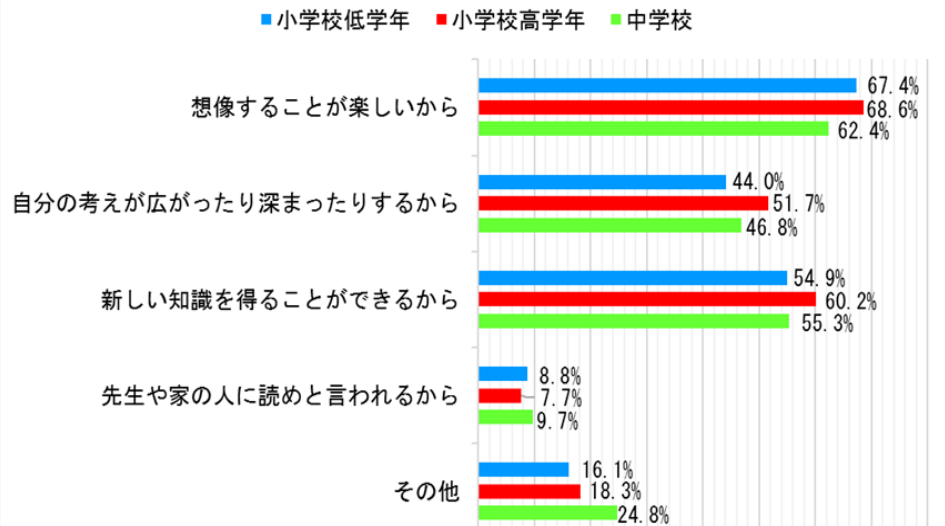
読書をした児童・生徒は平日と休日のどちらも、全ての学年が共通して「30分未満」と回答した児童・生徒が多いことから、読書時間の主流であることが見て取れます。

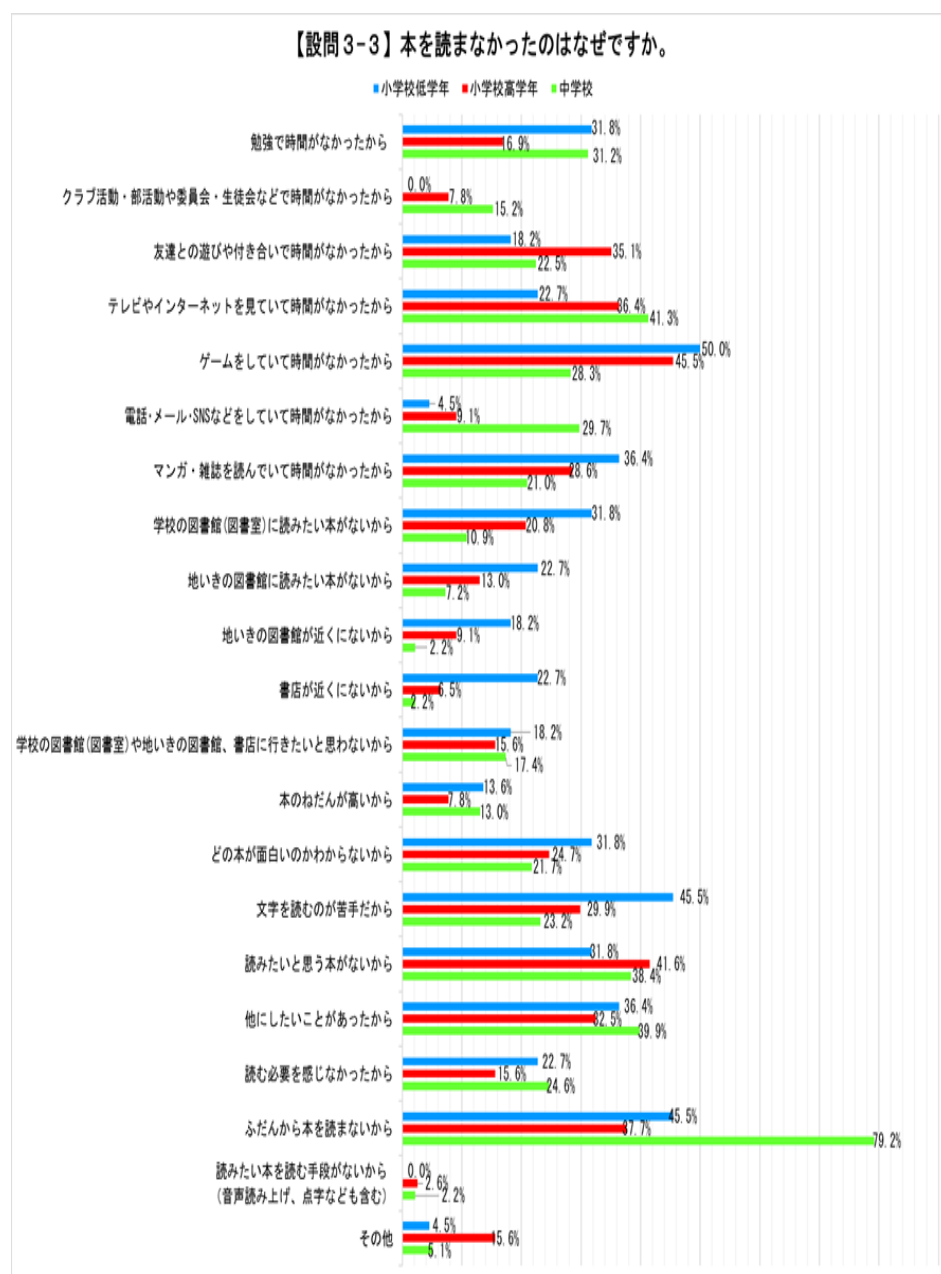
また、平日と休日を比較すると、休日では読書を「全くしない」と回答した児童・生徒が増加している一方で、「1時間～2時間未満」、「2時間以上」の回答も増加していることから、読書を趣味として休日に行っている児童・生徒も一定数以上いることが推測されます。

【設問 3-1】この1か月で何冊本を読みましたか。



【設問 3-2】本を読んだのはなぜですか。





設問3では、直近の1か月で読んだ本の冊数を調査し、更に1冊以上読んだと回答した児童・生徒には読んだ理由を、0冊と回答した児童・生徒に読まなかった理由を尋ねました。

設問2でも述べたとおり、低学年の読む本と高学年の読む本では内容や質、1冊あたりにかかる時間が異なるため、設問3-1では低学年の方が読んだ冊数が多い傾向にあります。また、中学生は1か月に読む冊数が「1～4冊」と答えた生徒が多くなっています。

設問3-2で本を読む理由について尋ねたところ、共通して「先生や家の人に読めと言われるから」という理由が少なく、「想像することが楽しいから」、「新しい知識を得ることができるから」、「自分の考えが広がったり深まったりするから」

の順に多く回答していることから、自発的に読書を楽しんでいることが推測されます。

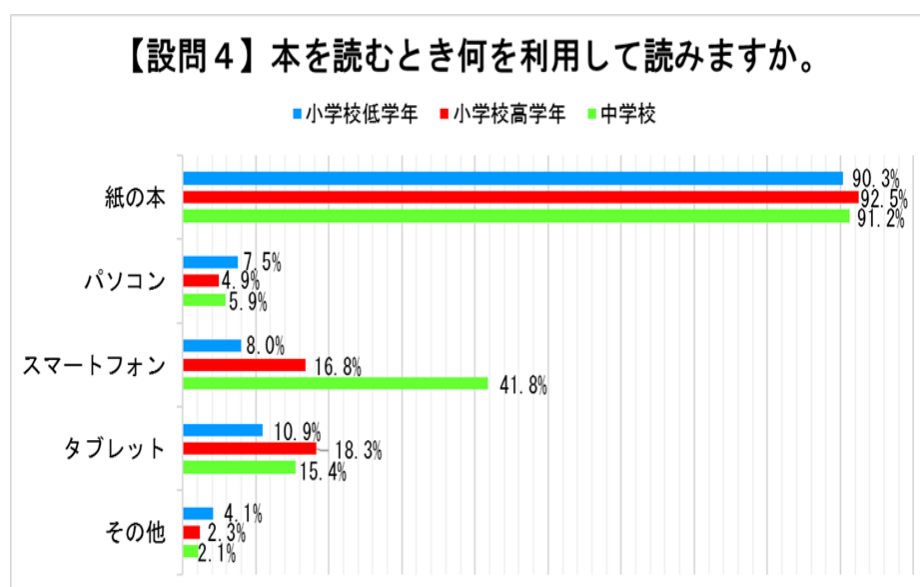
設問3-3の本を読まなかった理由については、ほとんどの選択肢に各年代から回答があることから、様々な要因が関係していることが見て取れます。

「テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから」、「電話・メール・SNSをしていて時間がなかったから」と回答した児童・生徒が高学年になるにつれて多くなっています。また、「ゲームをしていて時間がなかったから」、「マンガ・雑誌を読んでいて時間がなかったから」という理由については低学年が多く、高学年になるにつれて少なくなることから、生活スタイルの変化が関係していると推測されます。

「ふだんから本を読まないから」と答えた中学生が79.2%と多いことから、余暇の過ごし方に読書以外の選択肢を選ぶことや、本を読まなかった生徒にとって読書が身近な存在ではないということが推測されます。

環境的な要因として、「地いきの図書館が近くにないから」、「書店が近くにないから」と回答した小学校低学年が多いのに対して、中学生が少ないことから、高学年になるにつれて行動範囲が広がることが理由の1つではないかと考えられます。

「文字を読むのが苦手だから」の回答は、学年が上がるにつれて減少することから学校生活を通じての改善がなされていると感じられます。



設問4では、読書をする際にどのようなツールを使用しているかを尋ねました。

90%以上の児童・生徒が「紙の本」と回答しており、子どもの読書の主なツールであることが分かります。

一方で「スマートフォン」の回答は中学生が、「タブレット」の回答は小学校高学年が多いことから、小学校高学年から電子書籍等に触れる機会があり、中学生になると携帯端末を持つ生徒も増えることから、このような傾向にあると想像されます。

「スマートフォン」の回答が中学生では41.8%になることから、電子書籍の動向についても注意が必要です。

(2) 現状と課題

読書アンケートの結果から、概ねの児童・生徒が読書に対し好意的な印象を持っていることが分かりました。また、学年ごとにそれぞれの傾向が異なることが見て取れました。電子書籍の普及などもアンケートから読み取れる中、ライフスタイルの変化に合わせて、読書機会の提供がなされるように環境を整えていかなければなりません。読んだ冊数や読書時間が多ければ良いというものではありませんが、生活の一部に読書の習慣を取り入れることで、子どもたちが本に出会い、読書の楽しみを知り、教養や知識、夢や創造性を培うきっかけとなるよう取り組んでまいります。

第4章

基本方針に基づく具体的な取組について

(1) 環境整備

【読書のための環境整備を推進する】

今治市が設置する、子どもの読書活動を推進するための拠点として、学校図書館、公民館図書室、公共図書館があり、児童館、地域子育て支援拠点、公立保育所、公立認定こども園などでも本を置いて子どものための読書環境を提供しています。子どもたちが本に出合い、読書をすることで自ら学ぶ楽しさや知る喜びを感じることのできる場所として、読書を身近なものにするための環境整備を行ってまいります。

【取組事例：小・中学校】

○図書室（学校図書館）の設置

学校図書館法により、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備として学校図書館を設置している。

- ・ P T A 役員による本の修理や図書室の整備を行っている。
- ・ 資料（図書・雑誌など）の充実を図る。

資料収集について、年4回に分けて各学校で選書し購入する。

1回目	5月	読書感想文用
2回目	6月	前期分
3回目	9月	読書感想画用
4回目	10月	後期分

- ・ 文部科学省が設定した「学校図書館図書標準」を参考に、整備をしている。

○学級文庫の設置

図書室に行かなくても、図書室が開いていなくても、身近に本がある環境をつくっている。



【取組事例：保育所・認定こども園】

○親子読書コーナーの設置

親子読書及び絵本の貸出を行っている。

【取組事例：児童館】

○図書室の設置

読書のための環境整備として「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第37条に規定された図書室を設置している。

- ・児童書、絵本、紙芝居などを収集・設置している。
- ・リラックスして本を読める環境をつくっている。
- ・絵本コーナーの設置や、季節感が出るように排架やディスプレイに工夫をしている。
- ・児童館にある本の人気投票など。
- ・市立図書館からの団体貸出を活用し、目新しい本に触れることができるように工夫を凝らしている。

【取組事例：地域子育て支援拠点】

○読書コーナーの設置

地域において子育て親子の交流などを促進するため、児童福祉法により設置した。

- ・絵本や保護者向けの書籍を収集・設置・貸出。子どもたちが好きな本を選び、いつでも見られる環境を整えている。
- ・子どもだけでなく保護者も本に親しんでもらえるようにしている。

【取組事例：公民館】

○図書室の設置

社会教育法第22条に規定された事業として図書、記録、模型、資料などを備え、利用に供している。

- ・代本板を作り、各自で本を元の場所に戻してもらい、図書室を自主的に利用する姿勢を養っている。（乃万公民館）



【取組事例：図書館】

○児童図書エリアの設置

今治市立図書館全4館にそれぞれ児童図書のエリアを設置し、児童図書の収集・貸出を行っている。

○大型絵本・大型紙芝居の団体貸出

読み聞かせを行う団体に提供することを目的として、大型絵本及び大型紙芝居の収集を行っている。貸出対象は団体に限定される。

(2) きっかけづくり

【本と出合うきっかけづくりを推進する】

読書をするにより多様な価値観や文化を知り、自分とは異なる考え方や行動を体験し、未知の世界に出合うことができます。また、読書をするにより知識や教養を身に付けるとともに、読解力や想像力、思考力、表現力が養われます。そのためには、たくさんの本に出合う必要があります。図書館学五原則には、「いずれの人にもすべて、その人の本を。いずれの本にもすべて、その読者を」とあります。家庭での読み聞かせや、読書が困難である子供たちを含めたすべての子どもたちが、その人の本に出合うためのきっかけづくりとなる事業をボランティア団体等の関係機関との連携を図りつつ、進めてまいります。

【取組事例：小・中学校】

○読書週間などでの啓発活動

子ども読書の日など、読書推進に関わる記念日や期間に合わせ、読書の呼びかけをしている。

記念日など	日時・期間	備 考
国際子どもの本の日	4月2日	国際児童図書評議会が制定。アンデルセンの誕生日。
子ども読書の日	4月23日	子どもの読書活動の推進に関する法律第10条にて規定。サン・ジョルディの日、ユネスコ「世界図書・著作権の日」
こどもの読書週間	4月23日 ～ 5月12日	公益社団法人読書推進運動協議会主催
文字・活字文化の日	10月27日	文字・活字文化振興法第11条にて規定。
読書週間	10月27日 ～ 11月9日	公益社団法人読書推進運動協議会主催

○委員会活動による啓発活動

(各校により実施委員会や実施内容などに差異あり。)

集会や校内放送、図書室掲示板などにおいて、本の紹介や多読賞の表彰(毎月・学期末)を行っている。

- ・図書室や各教室などに「おすすめコーナー」を設けるなどしている。(「私のおすすめ」「新刊紹介」など)
- ・読書週間に合わせた活動を行っている。(児童による読み聞かせやクイズの実施など)
- ・図書クイズや読書スタンプラリー、多読の児童・生徒へのしおりのプレゼントなどの活動を行っている。
- ・「図書だより」を発行したり選書した「貸出文庫」を毎月学級へ届けたりしている。
- ・家庭における読書調査を行っている。
- ・「文字・活字文化の日」を生かして、読書活動強調週間を設けるなどして実施している。

○読み聞かせ活動

(各校により実施方法・実施時間帯などに差異あり)

読書ボランティア(保護者や地域の図書館司書など)や教師、児童・生徒(委員会活動やクラブ活動、上学年)による読み聞かせを行っている。

- ・「きょうだい学年」をつくって上学年が下学年に読み聞かせをしたり、小学生が保育所や認定こども園の幼児に読み聞かせをしたりしている。
- ・クラブ活動として、朝の時間を使って低学年児童に読み聞かせをしたり、昼休みに図書室で全児童を対象に読み聞かせをしたりしている。

○図書ボランティア

総合的な学習の時間などにおいて、児童に対して、平和教育についてのブックトークを行ったり福祉教育について話し合ったりしている。

例) 6年生の平和教育、4年生の福祉教育

【取組事例：保育所・認定こども園】

○絵本・紙芝居の読み聞かせ

保育所・認定こども園の本以外に必要なに応じて、図書館から絵本や紙芝居・大型絵本を借りてきて読み聞かせを行っている。

○外部の読み聞かせボランティアとの交流

スミセイお話広場・ハルモニア・コアクラブ（児童館）・地域包括支援センター（認知症を理解するきっかけ）・手話ボランティア

【取組事例：児童館】

○読み聞かせ・お話し会

児童館名	読み聞かせ、お話し会
枝堀児童館	月2回（第2・第4水）の子育て交流タイム 月2回（第1・第3金）の親子クラブ
本町児童館	月2回（第1・第3木）の子育てサロン 月2回（第2・第4木）の親子クラブ 月1回（第3水）の別宮小学校お話タイム
朝倉児童館	週1回（木）の親子クラブ 週1回（金）のわいわいひろば
樋口児童館	月2回（第2・第4木）の親子クラブ
菊間児童館	月1回（第3木）の親子クラブ 月2回（第1・第3水）のキッズ☆パーク
亀岡児童館	月1回（第1木）の親子クラブ
伯方児童館	週1回（木）の親子クラブ 週1回（水）のニコちゃん広場 月1回（第3土）のコアクラブ

・伯方のコアクラブなど、地域のボランティアの協力により、定期的な読み聞かせ・お話し会を実施している。

・本来は親子のコミュニケーションづくりを目的とした事業であるが、副次的に読書の習慣化への波及が期待される。

【取組事例：地域子育て支援拠点】

○読み聞かせ・お話し会

拠点名	読み聞かせ、お話し会
ばりっこ広場	読み聞かせ（不定期） お話し会（毎日）
ハルモニア広場	お話し会（毎日）
山路白鳩つどいの広場	お話し会（毎日） 週1回（月）・誕生日会の読み聞かせ
にこにこ広場 おおきくなあれ	週1回（木）の「おはなしなあに」
輪い和い親子広場	輪い和いタイム（毎日） 月1回「ママと一緒に話会」
志々満おひさまセンター	おひさまタイム（週1回） 赤ちゃんの日（週1回）
とらっこくらぶ	月1回のお話し会
たまっくらんど	読み聞かせ（不定期） 月1回おはなしクラブ玉手箱のおはなし会
子育て広場あそぼーの	お話し会（毎日）

- ・既設の行事を取り上げる際にも、絵本や紙芝居などで紹介することで、分かりやすく楽しく知るきっかけとしている。
- ・子育て講座として講師を招き絵本などを読み聞かせ。
- ・玉川のおはなしクラブ玉手箱など地域ボランティアの協力により、定期的な読み聞かせ・お話し会を実施。
- ・お話し会で小道具を使用したり、手遊びなどを取り入れるなどの工夫。
- ・図書館の団体貸出や読書相談を活用。

○案内・展示の工夫

「今月の絵本」など、案内やディスプレイにも工夫している。

【取組事例：公民館】

○地域広報などでの案内

「公民館だより」・「支所だより」などの地域広報で、新規購入図書の紹介をするなど公民館図書室を案内している。

- ・地区小学校について、行事開催のチラシの裏面に、「公民館図書室からのお知らせ」として、新しい本を案内。図書室の利用方法についても記載した。（清水公民館・乃万公民館）

- ・小学生向けの夏休みの課題図書は利用者の増加が見込まれるため「公民館だより」に目立つように案内している。また、利用者のニーズにあった本を入荷するため、本のリクエストを募る案内を出している。（日吉公民館・波止浜公民館）

○読み聞かせ・お話し会

本の読み聞かせ行事、講座を行う公民館も一部あるが、ボランティア講師などによるところが大きく、館により実施状況に差異がある。

- ・文化祭の催しでボランティアによる、読み聞かせのお話し会を図書室で開催している。（美須賀コミュニティプラザ）

- ・毎月第2・第4水曜日に、子育て学級「プーさんクラブ」の参加者を対象に本の読み聞かせを行っている。（常盤公民館）

- ・毎月第2・第4火曜日に、主催事業「波止浜子育てネットワーク」の参加者を対象に、本の読み聞かせを実施している。（波止浜公民館）

- ・公民館登録団体による地元小学校への朝の読み聞かせや、今治市子育て拠点・学童保育・保育所などへの出前講座、おはなしイベントなどの開催を行っている。（玉川公民館）

- ・子どもの豊かな感性や思いやりの心を育むうえで、大切なきっかけとなる読書を、子どもと一緒に楽しみながら体験することを目的として開催する。毎月1回（第3火曜日他）計12回。1回90分で実施。（上浦開発総合センター）

- ・園児達に本に親しんでもらえるよう、近隣の保育施設に公民館図書室訪問の提案を行い、館内での読書や読み聞かせを促進している。（日高公民館）

○新刊・テーマ展示コーナーの設置

新刊コーナー・夏休み向けコーナーの設置、ポップの作成、表紙の見えるディスプレイ展示など本への興味を喚起する棚作りや子ども目線で本を選ぶことができるように、棚の低いところにまとめて設置するなど排架の工夫を行っている公民館もあるが、施設設備の状態や地域性によりその内容にばらつきがある。

・図書室の一角に、未就学児におすすめの絵本、子どもにはおすすめの児童書数冊を表紙が見えるようにディスプレイし、子どもたちの興味を引くようなコーナーを設置。また、イベントホールの片隅に小さい書棚の絵本・児童書コーナーを設置、興味をもった子には図書室を案内して利用を呼び掛けている。

（日吉公民館・美須賀コミュニティプラザ・別宮公民館・鳥生公民館）

・新刊及び現年度に購入した本のコーナーを設置している。

（今治公民館・近見公民館・城東公民館・立花カルチャーセンター・富田公民館・乃万公民館）

・季節や時節にあわせたテーマの特集コーナーを作り、表紙が見えるよう展示し、ポップを添えて紹介している。（別宮公民館）

・幼児用絵本は親子で本を選べるように、子どもの目線の高さに合わせて置いている。また、一般用の本棚は、作者名で五十音順に分類し、また児童・生徒用の本棚は、内容ごとに分類して分かりやすい本棚を目指している。（今治公民館・日吉公民館・近見公民館・鳥生公民館・国分公民館・富田公民館・桜井公民館）

・本のジャンルによって棚を分けて、分かりやすいようにポップを作成、新刊コーナー・課題図書コーナー・リクエストコーナーを作り、イラストなどを使用してお知らせしている。（日高公民館）

・夏休みは小中学生向けの課題図書及び夏休みの宿題に活用できる本を集めたコーナーを作り、キャラクターイラストを使用したポップを設置し興味を引くよう工夫している。また、それ以外の期間には「レシピ本特集」や「メディア化作品特集」などテーマを決めて特設コーナーを設けている。（日吉公民館）

【取組事例：図書館】

○ヤングアダルトコーナーの設置

波方図書館・大西図書館・大三島図書館では、ヤングアダルトコーナーを設置し、主に中高生が利用することを想定して選定された本を収集している。



○新刊本及び赤ちゃん絵本コーナー

児童図書の新刊コーナーや赤ちゃん向け絵本のコーナーなどを設置し、利用者が利用しやすい棚作りの工夫をしている。

○機関紙「らいぶらりい」の発行

小学生版と中学生版を年4回発行し、市内の小中学生に学校を通して配布している。

○テーマ展示

年中行事や季節のテーマ、学習テーマに合わせた図書の展示を行っている。

○こどもの読書週間

「こどもの読書週間」に合わせ、図書の展示を行っている。

○読み聞かせ会の実施

中央図書館では毎日、他3館も定期的に、ボランティアの協力を得て読み聞かせ会を実施している。

タイトル	実施団体名	実施日	場所
読 み 聞 か せ 会	朗読グループ みちくさ	火～金 15:30～ 土 13:00～	中央図書館
読 み 聞 か せ 会	しゃぼん玉	日 13:30～	中央図書館
おはなし ぼぼたまの会	ぼぼたま	第4土 15:30～	中央図書館
わくわくおはなしタイム	わくわく絵本サークル	第2日 11:00～	中央図書館
親子絵本読み聞かせ会	なみかた ざんぶらこ	第2日 11:00～ 第4土 11:00～	波方図書館
お は な し 会	やより	第4土 14:00～	大西図書館
親 子 読 み 聞 か せ	ひよこクラブ	第4水 16:30～	大三島図書館
0 0 キ ッ ズ ク ラ ブ	ひよこクラブ	第2水 10:30～	大三島図書館
0 0 キ ッ ズ お は な し 会	図書館職員	第1水 10:30～	大三島図書館

○出張読み聞かせ会の実施

大三島図書館では小学校へ、移動図書館車では関前地区にて定期的な訪問読み聞かせを実施している。

○夜のおはなし会・ぬいぐるみのおとまり会の実施

中央・波方・大西図書館では、図書館閉館後の普段と少し違った雰囲気 of 図書館で夜のおはなし会を開催している。波方・大西図書館・大三島図書館では、子どもたちがお気に入りのぬいぐるみと一緒に、おはなし会に参加した後、ぬいぐるみだけ図書館におとまり会する企画を毎年実施している。

(3) 読書の習慣化

【読書の習慣化を推進する】

「活字離れ」、「読書離れ」が懸念されています。パソコン・スマートフォンでのSNSやメールなどで短い文章は読んでいても、1冊の本を通して読むことや、考えたり、想像しながら本を読むことが少なくなっています。長文の読解に不慣れで文章を読むことに苦手意識をもつことで、更に読書から遠ざかる負のスパイラルに陥らないよう、小・中学校の時期までに読書の習慣を身に付けることが重要です。日常的に読書をすることで、自然と本に親しむことが出来るよう、読書の習慣化や、読書を通じて豊かな人間性を育むことを促す取組をしています。

【取組事例：小・中学校】

○朝の読書運動などの全校一斉の読書活動

朝の読書運動など、時間を設定して（朝の会の前・昼休み）10分程度の時間を取り、読書をしている。

- ・基本的に児童・生徒自身に選書をさせ実施している。
- ・休み時間などにも読書を話題に出すなどして、意欲の喚起を行っている。
- ・本を文学作品や伝記などに限定して、ある程度長い文章を読めるようにしている学校もある。

○読書がんばり表

「読書がんばり表」を使って、読書への意欲付けをしている。（毎月集計・表彰）

○読書活動の奨励と称揚

今治市教育委員会教育長による「がんばる子ども応援賞」において、最も多く本を読んだ子どもへ賞状を授与し称揚するとともに他の児童へも読書の意欲化を図っている。

○視写活動

教師が内容を選択して、新聞記事や短編記事などを提示し、視写活動を行っている。

【取組事例：保育所・認定こども園】

○読書時間の確保

食後に落ち着いて静かに絵本を見る時間を持ち、読書が習慣付くようにしている。

【取組事例：公民館】

○多読の推奨

市立図書館と連携した「どくしょきろくカード」の設置、案内を行っている。また、公民館独自に多読を推奨する賞を設けているところもある。

・文化祭開会式典において、その年一番本を読んだ大人と子ども各1名を多読賞として表彰している。
(美須賀コミュニティプラザ)

【取組事例：図書館】

○ブックスタート事業

乳幼児定例健康相談において、健康相談の対象者（4か月児）を対象に、絵本2冊や手引書、子育て関係の案内を含めたブックスタートパックを、事業の説明とともに手渡しする。
(生涯学習課・健康推進課・こども未来課の共同事業)

本来は、親子のコミュニケーションのきっかけとなることを目的とした事業であるが、読み聞かせの習慣化につながるなどから、副次的に読書推進の効果が期待されている。

○読書記録賞

今治市立図書館及び公民館図書室の本を対象とし、今治市立図書館が発行し、図書館及び公民館図書室で設置・案内する「どくしょきろくカード」に、面白かったところ、思ったことなどを記録する。

一枚の「どくしょきろくカード」に20冊の記録ができ、いっぱいになった「どくしょきろくカード」を図書館及び公民館に提出すると1枚ごとに「読書記録賞」として、また5枚たまと「読書記録特別賞」として、学校に送付され朝会などで表彰し、称揚される。（年度毎集計）

○やってみようスタンプラリー

波方図書館では、図書館クイズ・工作等、毎月ひとつテーマを定め、参加した子どもたちがスタンプを集める通年企画を実施し、子どもたちの継続的な図書館利用のきっかけづくりをしている。



○わらしべBOOK

大西図書館では、1冊の本からスタートし、その本を借りたい人が代わりのおすすめの本を置いていく、昔話のわらしべ長者の物々交換をモチーフに、誰かの置いた本がどう変わっていくか変遷も楽しめる利用者参加型企画を実施している。

(4) 伝えるための読書

【情報をまとめ伝えるための読書を推進する】

近年では受動的な学習だけでなく、能動的な学習（アクティブ・ラーニング）が求められています。アクティブ・ラーニングの実践の中では、自ら課題を発見する力、調査し情報を評価し選択する力、情報をまとめる力、文章を書く力、他人に解り易く発信する力が必要になります。読書活動を通じ、こうした力を子どもたちが獲得するための支援となる事業を展開してまいります。

【取組事例：小・中学校】

○学習発表

国語科の学習を生かした他者との交流を行う。（各校や単元の内容などにより、実施方法などに差異あり）

・国語科の学習の一環として、学習したことや読んだ本の内容などについて、他学年児童や保護者などに伝える活動を行っている。

例）ブックトーク、ブックカバー作り、新聞作り、ポップ作り、本の紹介合戦、読書ポスターづくりなど。

【取組事例：保育所・認定こども園】

○知識を深める

昆虫・花・植物・恐竜など専門性のある本、迷路・昔話など興味のある本を購入し、一緒に調べる。

【取組事例：図書館】

○調べ学習支援

総合学習による調べ学習や「図書館を使った調べる学習コンクール」に応募しようとする方への支援、「夏休みの課題学習おたすけ教室」開催、読書感想文コンクール課題図書 の提供、自由研究関連図書の提供など、調べ学習への支援事業を実施している。

<参考>

実施年	応募作品数	入賞実績
令和元年 (第23回)	1作品	
平成30年 (第22回)	1作品	佳作1作品
平成29年 (第21回)	2作品	奨励賞1作品

「図書館を使った調べる学習コンクール」今治市からの応募実績
(公益財団法人 図書館振興財団 主催)

○夏休み課題学習補助事業（読書感想文・自由研究 等）

夏休み中に市内4図書館で実施している「夏休みの課題学習おたすけ教室」の個別相談会の中で今治・越智教育会の教員OBが中心となり読書感想文の書き方などについて指導・助言を行っている。

○読書講演会 ／ ビブリオバトル

秋の「読書週間」に合わせ、地元高校生グループによる、ゲストに招いた作家作品を紹介・プレゼンテーションで競うビブリオバトルを実施している。



【取組事例：小・中学校】

○地域文集うしお（潮）

地域文集うしお（潮）への投稿及び作品の称揚など（各校により実施方法などに差異あり）

・国語科の学習を生かして作品を書き、学校ごとに毎月投稿している。うしおの会の委員により入選・佳作を選定し、地域文集「うしお（中学生版は「潮」）」に掲載する。

作文、詩	小・中学校全学年
俳句	小学校3年生以上、中学校全学年
短歌	小学校5年生以上、中学校全学年

・各校の集会や朝会において、入選・佳作に選ばれた児童・生徒に賞状を授与するなどして称揚している。

・入選・佳作に選ばれた作品を、集会や校内放送などで紹介したり、校内に「うしおコーナー」を設けて掲示したりするなどして称揚している。

・うしおの会から学校賞を設けるなどして、作品投稿へ向けての啓発も行っている。

(5) 多様な読書の支援

【生活様式の変化に沿った多様な読書を支援する】

読書をすることにより、知識や教養を身に付けるとともに、読解力や想像力、思考力、表現力が養われます。そこで養われた力や享受された情報は、新たな思想の発露や創作を生み出し、次代の読者へ文化を広げ、知の再生産が行われることになります。

社会が目まぐるしく変化する中、読書ツールも多様となっております。障がいの有無や生活環境など子どもたちの状態に合った読書活動の推進を目指し、そのきっかけや支援となる事業をしてまいります。

【取組事例：図書館】

○子ども向け講座及び教室

子どもを対象に、様々なアプローチで、読書及び図書館に興味を持ってもらえるよう、また、読書から表現に、体験から読書に繋げることを期待した事業を展開しています。

【定期開催事例】

講座名	内容	実施日	場所
こども名作シアター	こども向けビデオの上映	第2・第4土 14:00～	中央図書館
おたのしみ会	昔の遊びなど	第3土 14:00～	中央図書館
親子で作る俳句教室	俳句教室	毎年開催	波方図書館
小学生プログラミング体験教室	プログラミングしてロボットを動かす小学生向け体験教室	毎年開催	波方図書館
電子図書館体験&動くえほん上映会	タブレットを使った電子書籍の利用体験 等	毎年開催	中央図書館
親子で図書館探検	一般公募で図書館内バックヤードまで親子で見学体験	毎年開催	中央・波方 大西図書館
小学生図書館員	一般公募での職場体験	毎年開催	全館
職場体験学習の受入	学校からの申込みによる職場体験	随時	全館



○「図書館・読みメン」への参加募集

中央図書館では、育児中のお父さん等を対象に「図書館・読みメン」になって、大人の男性も子どもたちと一緒に絵本を楽しみ、おはなし会へ参加するきっかけづくりを通年継続している。



第5章

引用法令及び参考資料

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(2) 拠点リスト

①市立小学校

小学校名	所在地	電話番号
吹揚小学校	今治市黄金町三丁目3番地	0898-22-0689
別宮小学校	今治市別宮町五丁目1番地7	0898-32-0688
常盤小学校	今治市中日吉町二丁目6番55号	0898-22-0477
近見小学校	今治市近見町一丁目5番1号	0898-22-0258
立花小学校	今治市立花町四丁目3番45号	0898-22-0185
鳥生小学校	今治市南高下町三丁目3番71号	0898-33-1221
桜井小学校	今治市郷桜井一丁目8番26号	0898-48-0217
国分小学校	今治市古国分二丁目7番1号	0898-47-2050
富田小学校	今治市上德甲394番地4	0898-48-6169
清水小学校	今治市五十嵐甲13番地3	0898-22-2556
日高小学校	今治市別名446番地2	0898-22-2548
乃万小学校	今治市延喜甲349番地	0898-32-2569
波止浜小学校	今治市地堀一丁目3番40号	0898-41-9049
朝倉小学校	今治市朝倉北甲281番地	0898-56-2004
鴨部小学校	今治市玉川町中村甲574番地1	0898-55-2115
九和小学校	今治市玉川町摺木甲71番地1	0898-55-2117
波方小学校	今治市波方町養老甲803番地の1	0898-41-9122
大西小学校	今治市大西町大井浜103番地	0898-53-2037
亀岡小学校	今治市菊間町種52番地	0898-54-2163
菊間小学校	今治市菊間町長坂2000番地1	0898-54-2025
吉海小学校	今治市吉海町八幡157番地	0897-84-2609
宮窪小学校	今治市宮窪町宮窪4765番地	0897-86-2117
伯方小学校	今治市伯方町木浦甲3599番地2	0897-72-0030
上浦小学校	今治市上浦町井口4497番地1	0897-87-2011
大三島小学校	今治市大三島町宮浦5145番地	0897-82-0027
岡村小学校	今治市関前岡村甲415番地	0897-88-2531

②市立中学校

中学校名	所在地	電話番号
日吉中学校	今治市中日吉町一丁目3番70号	0898-22-0731
近見中学校	今治市近見町四丁目2番57号	0898-22-1094
立花中学校	今治市立花町二丁目8番7号	0898-32-1095
桜井中学校	今治市郷桜井一丁目8番8号	0898-48-0150
南中学校	今治市松木349番地1	0898-48-2546
西中学校	今治市山路554番地3	0898-22-0411
北郷中学校	今治市中堀四丁目1番1号	0898-41-9051
朝倉中学校	今治市朝倉北甲273番地	0898-56-2016
玉川中学校	今治市玉川町高野甲21番地	0898-55-2019
大西中学校	今治市大西町九王甲2280番地の1	0898-53-2038
菊間中学校	今治市菊間町浜2628番地1	0898-54-2069
大島中学校	今治市吉海町幸新田250番地	0897-84-2706
伯方中学校	今治市伯方町木浦甲4134番地1	0897-72-1055
大三島中学校	今治市上浦町井口5610番地	0897-87-3400
関前中学校	今治市関前岡村甲415番地	0897-88-2104

③公立保育所

保育所名	所在地	電話番号
鳥生保育所	今治市北鳥生町3-1-15	0898-22-3749
常盤保育所	今治市南日吉町2-2-8	0898-31-5058
城東保育所	今治市美須賀町4-1-48	0898-22-3451
乃万保育所	今治市延喜甲365-2	0898-22-6289
日高保育所	今治市別名549-1	0898-23-1512
富田保育所	今治市上徳乙287-7	0898-48-2323
桜井保育所	今治市登畑甲40	0898-48-0555
樋口保育所	今治市波方町養老甲1024	0898-41-7241
日の出保育所	今治市玉川町小鴨部甲230-2	0898-55-3032
九和保育所	今治市玉川町大野甲86-3	0898-55-3132
亀岡保育所	今治市菊間町佐方490	0898-54-5022
菊間保育所	今治市菊間町長坂1999	0898-54-2209
岡村保育所 (H25年度～休園中)	今治市関前岡村甲415	0897-88-2903

④公立認定こども園

認定こども園名	所在地	電話番号
吉海認定こども園	今治市吉海町八幡56	0897-84-2108
宮窪認定こども園	今治市宮窪町宮窪2901	0897-86-3412
伯方認定こども園	今治市伯方町木浦甲1200-1	0897-72-0227
上浦認定こども園	今治市上浦町井口5931-1	0897-87-2385
大三島認定こども園	今治市大三島町明日2493-1	0897-82-0164

⑤児童館

児童館名	所在地	電話番号
枝堀児童館	今治市枝堀町1-4-1	0898-32-2539
本町児童館	今治市本町5-2-24	0898-32-3952
朝倉児童館	今治市朝倉下甲529	0898-36-7102
樋口児童館	今治市波方町樋口甲1755-1	0898-41-3348
菊間児童館	今治市菊間町長坂2001	0898-54-5366
亀岡児童館	今治市菊間町佐方428	0898-54-2606
伯方児童館	今治市伯方町有津甲3-1	0897-72-3055

⑥地域子育て支援拠点

拠点名	所在地	電話番号
ぱりっこ広場	今治市南宝来町1-9-8 今治市総合福祉センター2階親子交流室	0898-22-6026
ハルモニア 広場	今治市立花町2-6-11	0898-24-2370
山路白鳩 つどいの広場	今治市阿方甲1296-1	0898-52-8335
にこにこ広場 おおきくなあれ	今治市喜田村8-4-48	0898-47-4022
輪い和い 親子広場	今治市大西町新町甲734-10	0898-53-5731
志々満 おひさまセンター	今治市桜井6-2-1 志々満保育園内	0898-48-0254
とらっこくらぶ	今治市鐘場町1-2-11 近見虎岳幼稚園内	0898-24-2500
たまっこらんど	今治市玉川町大野甲86-1 玉川福祉センター2階親子交流室	0898-36-8140
子育て広場 あそぼーの	今治市波方町波方甲2029 なみっこ交流館内	0898-41-9770

⑦公民館
公民館類似施設

公民館名	所在地	電話番号
中央公民館	今治市南宝来町1-6-1	0898-32-2892
今治公民館	今治市北宝来町3-2-9	0898-24-2576
美須賀コミュニティプラザ	今治市室屋町1-2-5	0898-32-3123
日吉公民館	今治市末広町4-6-2	0898-33-0534
別宮公民館	今治市大正町4-2-7	0898-23-6762
常盤公民館	今治市南日吉町2-2-9	0898-31-8943
近見公民館	今治市湊町1-1-39	0898-32-3258
立花カルチャーセンター	今治市郷六ヶ内町2-2-7	0898-22-8041
鳥生公民館	今治市土橋町1-8-42	0898-32-3256
城東公民館	今治市東門町4-1-6	0898-32-3049
桜井公民館	今治市桜井3-6-8	0898-48-0001
国分公民館	今治市唐子台東3-23-6	0898-47-3663
富田公民館	今治市上徳甲393-3	0898-48-5175
清水公民館	今治市四村93-2	0898-32-0073
日高公民館	今治市小泉4-11-28	0898-32-0074
乃万公民館	今治市延喜甲237-5	0898-32-0001
波止浜公民館	今治市地堀1-3-47	0898-41-9012
朝倉公民館	今治市朝倉北甲393	0898-56-2024
玉川公民館	今治市玉川町三反地甲10-1	0898-55-2701
波方公民館	今治市波方町樋口甲253	0898-41-7111(代)
大西公民館	今治市大西町宮脇甲506-1	0898-53-3500(代)
菊間公民館	今治市菊間町浜840	0898-54-5310
吉海学習交流館	今治市吉海町八幡137	0897-84-4700
宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669	0897-86-3238
伯方公民館	今治市伯方町木浦甲1234	0897-72-1500(代)
伯方開発総合センター	今治市伯方町叶浦甲1668-30	0897-72-2725
上浦開発総合センター	今治市上浦町井口5931-1	0897-87-3300
大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708	0897-82-0500(代)
関前開発総合センター	今治市関前岡村甲2-5	0897-88-2211

⑧図書館

図書館名	所在地	電話番号
中央図書館	今治市常盤町5-203-2	0898-32-0695
波方図書館	今治市波方町樋口甲72-1	0898-41-5888
大西図書館	今治市大西町宮脇甲506-1	0898-53-3622
大三島図書館	今治市大三島町宮浦5713	0897-82-0506

(3) 読書アンケートについて

【対象校】

対 象 校	回 答 数	配 布 数
小学校Ⅰ	548	570
小学校Ⅱ	258	260
小学校Ⅲ	75	75
中学校Ⅰ	436	473
中学校Ⅱ	99	99
中学校Ⅲ	81	81

【実施時期】 令和3年度2学期

【アンケート票】 42～45ページに掲載

【採集データ】 46～51ページに掲載

どくしょアンケート

小学校 年生

このアンケートで「読書」とは、紙の本やパソコン・タブレット、スマートフォンなどで読める本を読むことをいいます
ただし、マンガや雑誌、新聞、教科書や参考書を読むことはふくみません。
学校での活動の中で読んだもの(朝の読書など)はふくみません。(学校の本を家で読んだものはふくみます)

(1)あなたは読書が好きですか。(あてはまる番号を□に書いてください)

1. とても好き 2. わりと好き 3. あまり好きではない 4. 好きではない

(2)あなたは、1日にどのくらい本を読みますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	全くしない	30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間以上
ふだん学校のある日					
学校のない休みの日					

(3-1)この1か月で何さつ本を読みましたか。

この1か月で読んだ本	さつ
------------	----

(3-2)「この1か月に読んだ本」が1さつ以上の方におたずねします。

なぜ本を読みますか。(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

1. 想像することが楽しいから
2. 自分の考えが広がったり深まったりするから
3. 新しい知識を得ることができるから
4. 先生や家の人に読めと言われるから
5. その他

裏面に続きます

(3・3)「この1か月に読んだ本」が0さつの方におたずねします。

この1か月に本を読まなかったのはなぜですか。(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|--|--|
| 1. 勉強で時間がなかったから | 12. 学校の図書館(図書室)や地いきの図書館、書店にいきたいと思わないから |
| 2. クラブ活動や委員会などで時間がなかったから | 13. 本のねだんが高いから |
| 3. 友達との遊びや付き合いで時間がなかったから | 14. どの本が面白いのかわからないから |
| 4. テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから | 15. 文字を読むのが苦手だから |
| 5. ゲームをしていて時間がなかったから | 16. 読みたいと思う本がないから |
| 6. 電話・メール・SNS(例:ライン、ツイッター)などをしている時間がなかったから | 17. 他にしたいことがあったから |
| 7. マンガ・雑誌を読んでいる時間がなかったから | 18. 読む必要を感じなかったから |
| 8. 学校の図書館(図書室)に読みたい本がないから | 19. ふだんから本を読まないから |
| 9. 地いきの図書館に読みたい本がないから | 20. 読みたいが本を読む手段がないから(音声読み上げ、点字なども含む) |
| 10. 地いきの図書館が近くにないから | 21. その他 |
| 11. 書店が近くにないから | |

(4)あなたが本を読むとき、何を利用して読みますか？(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|------------|----------|
| 1. 紙の本 | 4. タブレット |
| 2. パソコン | 5. その他 |
| 3. スマートフォン | |

読書アンケート

中学校 年生

このアンケートで「読書」とは、紙の本やパソコン・タブレット、スマートフォンなどで読める本を読むことをいいます。ただし、マンガや雑誌、新聞、教科書や参考書を読むことはふくみません。学校での活動の中で読んだもの（朝の読書など）はふくみません。（学校の本を家で読んだものはふくみます）

(1)あなたは読書が好きですか。（あてはまる番号を□に書いてください）

1. とても好き 2. わりと好き 3. あまり好きではない 4. 好きではない

(2)あなたは、1日にどのくらい本を読みますか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	全くしない	30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間以上
ふだん学校のある日					
学校のない休みの日					

(3-1)この1か月で何さつ本を読みましたか。

この1か月で読んだ本	さつ
------------	----

(3-2)「この1か月に読んだ本」が1さつ以上の方におたずねします。

なぜ本を読みますか。（あてはまる番号をすべて□に書いてください）

1. 想像することが楽しいから
2. 自分の考えが広がったり深まったりするから
3. 新しい知識を得ることができるから
4. 先生や家の人に読めと言われるから
5. その他

裏面に続きます

(3・3)「この1か月に読んだ本」が0さつの方におたずねします。

この1か月に本を読まなかったのはなぜですか。(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|--|--|
| 1. 勉強で時間がなかったから | 12. 学校の図書館(図書室)や地いきの図書館、書店にいきたいと思わないから |
| 2. 部活動や生徒会などで時間がなかったから | 13. 本のねだんが高いから |
| 3. 友達との遊びや付き合いで時間がなかったから | 14. どの本が面白いのかわからないから |
| 4. テレビやインターネットを見ていて時間がなかったから | 15. 文字を読むのが苦手だから |
| 5. ゲームをしていて時間がなかったから | 16. 読みたいと思う本がないから |
| 6. 電話・メール・SNS(例:ライン、ツイッター)などをしている時間がなかったから | 17. 他にしたいことがあったから |
| 7. マンガ・雑誌を読んでいる時間がなかったから | 18. 読む必要を感じなかったから |
| 8. 学校の図書館(図書室)に読みたい本がないから | 19. ふだんから本を読まないから |
| 9. 地いきの図書館に読みたい本がないから | 20. 読みたいが本を読む手段がないから(音声読み上げ、点字なども含む) |
| 10. 地いきの図書館が近くにないから | 21. その他 |
| 11. 書店が近くにないから | |

(4)あなたが本を読むとき、何を利用して読みますか？(あてはまる番号をすべて□に書いてください)

- | | |
|------------|----------|
| 1. 紙の本 | 4. タブレット |
| 2. パソコン | 5. その他 |
| 3. スマートフォン | |

【採集データ】

【小学校】

質問	回答		小学校Ⅰ							小学校Ⅱ							小学校Ⅲ							総計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
1	1	とても好き	53	37	34	29	24	38	215	26	25	17	9	24	14	115	4	8	7	10	6	4	39	369
	2	わりと好き	21	37	42	43	45	43	231	9	11	13	12	13	22	80	3	0	8	2	4	10	27	338
	3	あまり好きでない	6	7	18	12	20	14	77	2	5	8	13	9	13	50	0	0	1	1	3	1	6	133
	4	好きではない	0	3	1	2	10	1	17	0	1	1	8	0	2	12	0	0	1	0	0	2	3	32
		無回答	1	1	1	2	1	2	8	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9
		計	81	85	96	88	100	98	548	337	42	39	43	46	51	258	7	8	17	13	13	17	75	881
2-1	1	全くしない	12	11	15	25	46	11	120	5	5	7	6	6	21	50	0	2	1	2	0	5	10	180
	2	30分未満	53	57	64	54	39	47	314	26	14	24	32	23	21	140	6	4	11	10	8	10	49	503
	3	30分～1時間未満	12	7	6	6	9	20	60	4	21	5	5	12	7	54	1	2	4	1	2	1	11	125
	4	1時間～2時間未満	3	5	4	1	3	14	30	2	2	2	0	5	1	12	0	0	0	0	2	1	3	45
	5	2時間以上	1	5	4	1	3	6	20	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	2	23
		無回答	0	0	3	1	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
		計	81	85	96	88	100	98	548	37	42	39	43	46	51	258	7	8	17	13	13	17	75	881
2-2	1	全くしない	18	21	27	32	47	27	172	12	16	11	25	13	20	97	1	3	5	2	4	8	23	292
	2	30分未満	25	30	29	25	23	20	152	20	9	16	6	12	15	78	6	4	4	6	5	6	31	261
	3	30分～1時間未満	8	12	21	17	6	21	85	4	9	7	6	10	10	46	0	0	4	3	1	1	9	140
	4	1時間～2時間未満	9	5	8	9	7	15	53	1	5	2	2	5	5	20	0	1	1	2	1	2	7	80
	5	2時間以上	6	14	8	2	14	15	59	0	2	2	1	6	1	12	0	0	3	0	2	0	5	76
		無回答	15	3	3	3	3	0	27	0	1	1	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	32
		計	81	85	96	88	100	98	548	37	42	39	43	46	51	258	7	8	17	13	13	17	75	881

			小学校Ⅰ							小学校Ⅱ							小学校Ⅲ							
質問	回答		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	総計
3-1		0冊	0	5	4	14	39	5	67	3	6	2	2	2	13	28	0	2	0	0	1	1	4	99
		1～4冊	18	25	30	23	24	28	148	7	3	9	10	6	22	57	0	1	3	2	5	5	16	221
		5～9冊	26	26	18	26	12	21	129	2	6	9	9	10	9	45	1	2	4	7	3	7	24	198
		10～14冊	15	10	15	10	8	12	70	3	5	7	6	4	3	28	2	2	5	2	1	3	15	113
		15～19冊	4	4	11	5	2	12	38	15	4	3	10	10	1	43	2	0	1	1	0	1	5	86
		20冊以上	16	13	18	8	15	19	89	7	18	9	6	14	3	57	2	1	4	1	3	0	11	157
		無回答	2	2	0	2	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
		計	81	85	96	88	100	98	548	37	42	39	43	46	51	258	7	8	17	13	13	17	75	881
3-2	①	想像することが楽しいから	53	53	60	50	46	61	323	26	24	26	21	32	30	159	5	5	8	8	9	10	45	527
	②	自分の考えが広がり深まった りするから	30	37	41	34	34	57	233	9	22	17	15	19	19	101	5	2	7	9	7	7	37	371
	③	新しい知識を得ることができる から	42	49	46	42	30	63	272	15	18	25	24	25	20	127	3	2	12	10	9	11	47	446
	④	先生や家の人に読めと言われる から	5	11	9	7	8	7	47	0	1	2	2	2	1	8	3	0	3	0	1	2	9	64
	⑤	その他	5	10	20	6	17	19	77	1	10	9	13	7	4	44	1	1	5	0	3	2	12	133
		計	135	160	176	139	135	207	952	51	75	79	75	85	74	439	17	10	35	27	29	32	150	1,541
3-3	①	勉強で時間がなかったから	0	2	3	3	8	0	16	0	1	1	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	20
	②	クラブ活動や委員会などで時間が なかったから	0	0	0	2	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	③	友達との遊びや付き合いで時間が なかったから	0	1	1	3	16	1	22	0	1	0	0	0	6	7	0	1	0	0	0	1	2	31
	④	テレビやインターネットを見ていて 時間がなかったから	0	0	1	2	16	2	21	0	2	1	2	0	5	10	0	1	0	0	0	1	2	33
	⑤	ゲームをしていて時間がなかった から	0	2	2	4	22	2	32	1	3	2	1	0	5	12	0	1	0	0	0	1	2	46
	⑥	電話・メール・SNSなどをしていて 時間がなかったから	0	0	0	0	4	1	5	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	8
	⑦	マンガ・雑誌を読んでいて時間が なかったから	0	0	2	3	11	2	18	2	4	0	0	0	4	10	0	0	0	0	1	1	2	30
	⑧	学校の図書館(図書室)に読みたい 本がないから	0	2	2	2	11	1	18	1	1	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	1	1	23
	⑨	地いきの図書館に読みたい本が ないから	0	2	1	1	6	1	11	0	1	1	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	15
	⑩	地いきの図書館が近くにないから	0	1	1	1	5	1	9	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	11
	⑪	書店が近くにないから	0	2	1	0	3	1	7	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	10
	⑫	学校の図書館(図書室)や地いき の図書館、書店に行きたいと思わ ないから	0	2	1	2	8	1	14	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	16
	⑬	本のねだんが高いから	0	0	1	2	4	0	7	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9
	⑭	どの本が面白いのかわからない から	0	3	2	3	12	1	21	0	0	2	0	0	2	4	0	0	0	0	1	0	1	26
	⑮	文字を読むのが苦手だから	0	2	1	2	15	2	22	1	3	1	0	1	3	9	0	2	0	0	0	0	2	33
	⑯	読みたいと思う本がないから	0	3	2	2	20	4	31	0	0	2	0	1	3	6	0	0	0	0	1	1	2	39
	⑰	他にしたいことがあったから	0	1	3	4	14	1	23	0	2	1	0	2	3	8	0	1	0	0	1	0	2	33
	⑱	読む必要を感じなかったから	0	3	0	2	8	1	14	0	1	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	17
	⑲	ふだんから本を読まないから	0	3	2	2	17	3	27	1	2	1	0	2	5	11	0	1	0	0	0	0	1	39
	㉔	読みたい本を読む手段がないか ら(音声読み上げ、点字なども含 む)	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	㉕	その他	0	1	0	5	6	0	12	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13
		計	0	30	26	46	211	25	338	6	25	18	3	9	42	103	0	7	0	0	4	8	19	460

			小学校Ⅰ							小学校Ⅱ							小学校Ⅲ							
質問	回答		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	総計
4	①	紙の本	72	76	84	81	89	90	492	34	39	36	40	44	48	241	7	8	16	13	12	17	73	806
	②	パソコン	7	4	10	3	10	7	41	0	3	4	0	0	0	7	0	0	3	0	2	1	6	54
	③	スマートフォン	4	4	13	11	24	20	76	2	2	7	4	5	8	28	0	0	1	0	5	2	8	112
	④	タブレット	9	5	14	15	22	28	93	3	3	6	4	4	9	29	0	0	5	1	2	1	9	131
	⑤	その他	2	2	3	1	5	1	14	1	2	5	2	1	0	11	0	0	2	0	1	0	3	28
		計	94	91	124	111	150	146	716	40	49	58	50	54	65	316	7	8	27	14	22	21	99	1,131

【中学校】

			中学校Ⅰ				中学校Ⅱ				中学校Ⅲ				
質問	回答		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	総計
1	1	とても好き	31	41	34	106	6	4	10	20	5	12	10	27	153
	2	わりと好き	60	72	68	200	22	15	18	55	14	16	8	38	293
	3	あまり好きでない	43	31	24	98	8	5	5	18	5	1	7	13	129
	4	好きではない	13	6	9	28	4	0	2	6	1	0	2	3	37
		無回答	1	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		計	148	152	136	436	40	24	35	99	25	29	27	81	616
2-1	1	全くしない	57	33	54	144	10	6	7	23	3	4	9	16	183
	2	30分未満	58	69	52	179	21	14	18	53	20	17	10	47	279
	3	30分～1時間未満	27	39	16	82	5	4	9	18	1	6	6	13	113
	4	1時間～2時間未満	5	8	10	23	4	0	1	5	1	2	2	5	33
	5	2時間以上	1	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		無回答	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		計	148	152	136	436	40	24	35	99	25	29	27	81	616
2-2	1	全くしない	84	63	67	214	15	10	13	38	8	7	9	24	276
	2	30分未満	30	36	35	101	11	6	8	25	9	11	8	28	154
	3	30分～1時間未満	14	30	14	58	6	6	5	17	6	7	5	18	93
	4	1時間～2時間未満	14	13	10	37	4	2	6	12	1	2	4	7	56
	5	2時間以上	6	5	10	21	4	0	2	6	1	2	1	4	31
		無回答	0	5	0	5	0	0	1	1	0	0	0	0	6
		計	148	152	136	436	40	24	35	99	25	29	27	81	616

			中学校Ⅰ				中学校Ⅱ				中学校Ⅲ				
質問	回答		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	総計
3-1		0冊	44	30	41	115	4	2	6	12	3	2	6	11	138
		1～4冊	73	88	76	237	16	17	23	56	15	15	17	47	340
		5～9冊	16	18	11	45	7	5	3	15	4	6	3	13	73
		10～14冊	5	9	4	18	6	0	1	7	2	2	0	4	29
		15～19冊	3	3	1	7	1	0	0	1	0	1	0	1	9
		20冊以上	7	3	2	12	6	0	2	8	1	3	1	5	25
		無回答	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		計	148	152	136	436	40	24	35	99	25	29	27	81	616
3-2	①	想像することが楽しいから	61	70	60	191	21	17	18	56	15	20	15	50	297
	②	自分の考えが広がり深まった りするから	47	56	52	155	12	6	16	34	8	14	12	34	223
	③	新しい知識を得ることができるから	54	74	46	174	19	14	16	49	11	18	11	40	263
	④	先生や家の人に読めと言われる から	15	11	8	34	3	2	4	9	1	1	1	3	46
	⑤	その他	21	34	25	80	11	3	7	21	3	8	6	17	118
		計	198	245	191	634	66	42	61	169	38	61	45	144	947
3-3	①	勉強で時間がなかったから	6	7	23	36	2	1	1	4	0	0	3	3	43
	②	クラブ活動や委員会などで時間が なかったから	8	9	2	19	2	0	0	2	0	0	0	0	21
	③	友達との遊びや付き合いで時間が なかったから	10	8	10	28	0	1	2	3	0	0	0	0	31
	④	テレビやインターネットを見ていて 時間がなかったから	12	14	23	49	1	0	3	4	0	1	3	4	57
	⑤	ゲームをしていて時間がなかった から	14	7	9	30	2	1	2	5	1	1	2	4	39
	⑥	電話・メール・SNSなどをしていて 時間がなかったから	12	10	14	36	0	1	1	2	0	1	2	3	41
	⑦	マンガ・雑誌を読んでいて時間が なかったから	6	9	8	23	1	0	3	4	0	1	1	2	29
	⑧	学校の図書館(図書室)に読みたい 本がないから	7	2	3	12	0	0	3	3	0	0	0	0	15
	⑨	地いきの図書館に読みたい本が ないから	5	2	2	9	0	0	1	1	0	0	0	0	10
	⑩	地いきの図書館が近くにないから	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	⑪	書店が近くにないから	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	⑫	学校の図書館(図書室)や地いき の図書館、書店に行きたいと思わ ないから	10	5	7	22	0	0	1	1	1	0	0	1	24
	⑬	本のねだんが高いから	6	3	8	17	0	0	1	1	0	0	0	0	18
	⑭	どの本が面白いのかわからない から	6	10	12	28	0	0	1	1	1	0	0	1	30
	⑮	文字を読むのが苦手だから	8	10	9	27	2	1	2	5	0	0	0	0	32
	⑯	読みたいと思う本がないから	20	11	14	45	1	0	2	3	1	1	3	5	53
	⑰	他にしたいことがあったから	13	11	21	45	1	0	3	4	0	1	5	6	55
	⑱	読む必要を感じなかったから	15	7	9	31	0	0	1	1	1	0	1	2	34
	⑲	ふだんから本を読まないから	21	13	19	53	1	1	2	4	2	1	1	4	61
	㉔	読みたい本を読む手段がないから (音声読み上げ、点字なども含む)	0	1	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	㉕	その他	5	0	1	6	0	0	0	0	0	0	1	1	7
		計	184	143	197	524	14	6	29	49	7	7	22	36	609

			中学校Ⅰ				中学校Ⅱ				中学校Ⅲ				
質問	回答		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	総計
4	①	紙の本	134	134	124	392	39	21	33	93	24	28	24	76	561
	②	パソコン	5	11	10	26	2	0	3	5	1	1	3	5	36
	③	スマートフォン	59	67	71	197	11	6	14	31	6	14	9	29	257
	④	タブレット	18	26	17	61	8	3	8	19	5	5	5	15	95
	⑤	その他	3	3	1	7	1	1	0	2	1	0	3	4	13
		計	219	241	223	683	61	31	58	150	37	48	44	129	962